２０２５年１２月１８日

# 第5回中央委員会

# 報　告　書

## 報告の部

第１７回執行委員会　　２０２５年１１月　５日
第１８回執行委員会　　２０２５年１１月　７日
第１９回執行委員会　　２０２５年１１月２１日
第２０回執行委員会　　２０２５年１２月１１日

神戸交通労働組合

## ＝会議・行動日誌＝

２０２５年

８月２８日　青年女性委員会第１回幹事会

１０月２２日　青年女性委員会第２回幹事会

２８日　事務連絡　市労連小委員会交渉

２９日　連合兵庫定期大会

３０日　市労連対市団体交渉　親睦テニス大会

３１日　**第４回中央委員会**　第４回社会保障対策部会（持ち回り）

１１月　２日　常任執行委員会

４日　事務連絡　自治労近畿地連第72回定期総会　第３回教育宣伝部会（持ち回り）

５日　**第17回執行委員会**　市労連小委員会交渉

７日　近畿地方交運労協第36回定期総会　市労連第４回執行委員会　市労連対市団体交渉　市労連細目交渉　**第18回執行委員会**

１１日　対局交渉

１８日　常任執行委員会

２０日　神戸市職員信用組合令和７年度第４回理事会　第２・四半期会計監査

２１日　**第19回執行委員会**　自治労兵庫県本部都市公共交通評議会街頭行動

２５日　事務連絡

２８日　連合神戸地域協議会第35回定期総会

１２月　１日　事務連絡

３日　大都市共闘都市交通部会2025年度第１回幹事会

４日　対局交渉　兵庫県交運労協 第33回定期大会

６日　県本部第45回囲碁・将棋大会

９日　常任執行委員会

１１日　**第20回執行委員会**

# 2025年度第5回中央委員会報告内容

| 分類 | 報告事項 | 日付 | 頁 |
|---|---|---|---|
| 事務連絡 | 令和7年 年末調整の申告受付を開始します | 2025.10.28 | 1～3 |
| | 令和7年度 交通局応募認定退職募集実施要綱 | 2025.11.4 | 1,4～5 |
| | 再就職希望等の調査について | 2025.11.25 | 1,6～7 |
| | 給与諸制度の改正について | 2025.12.1 | 1,8～12 |
| | 給与支給事務の移管について | 2025.12.1 | 1,13～21 |
| 対局交渉 | 一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事について | 2025.11.11 | 22,24 |
| | 災害待機手当の改正について | 2025.11.11 | 23,25 |
| | 地下鉄乗務員の仕業表の変更について | 2025.12.4 | 26～27 |
| | 地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の変更について | 2025.12.4 | 28～30 |
| 自治労関係 | 連合兵庫第20回定期大会 | 2025.10.29 | 31～33 |
| | 自治労近畿地連第72回定期総会 | 2025.11.4 | 34～37 |
| | 近畿地方交運労協第36回定期総会 | 2025.11.7 | 38～40 |
| | 自治労兵庫県本部 都市公共交通評議会 街頭行動「くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーン 2025秋」 | 2025.11.21 | 41 |
| | 連合神戸地域協議会第35回定期総会 | 2025.11.28 | 42～43 |
| | 大都市共闘都市交通部会 2025年度第1回幹事会 | 2025.12.3 | 44～47 |
| | 兵庫県交運労協第33回定期大会 | 2025.12.4 | 48 |
| | 県本部第45回囲碁・将棋大会 | 2025.12.6 | 49～51 |
| | こくみん共済coop公式アプリの登録拡大の取り組みについて | | 52～53 |
| | 自治労兵庫県本部「公式LINE」の取り組みについて | | 54～55 |
| 市労連関係 | 市労連小委員会交渉 | 2025.10.28 | 56～61 |
| | 市労連対市団体交渉 | 2025.10.30 | 62～64 |
| | 市労連小委員会交渉 | 2025.11.5 | 65～67 |
| | 市労連第4回執行委員会 | 2025.11.7 | 68～74 |
| | 市労連対市団体交渉 | 2025.11.7 | 75～85 |
| | 市労連細目交渉 | 2025.11.7 | 86 |
| | 2025賃金確定・制度改善・一時金闘争の経過と当局最終回答について | | 87～101 |
| 諸団体関係 | 神戸市職員信用組合令和7年度第4回理事会 | 2025.11.20 | 102～109 |
| 組織内関係 | 2025親睦テニス大会 | 2025.10.30 | 110～111 |
| | 2025年度第4回社会保障対策部会（持ち回り） | 2025.10.31 | 112 |
| | 2025年度第3回教宣部会（持ち回り） | 2025.11.4 | 113 |
| | 本部青年女性委員会第1回幹事会 | 2025.8.28 | 114～116 |
| | 本部青年女性委員会第2回幹事会 | 2025.10.22 | 117～119 |
| | 神戸交通労働組合80周年特別版お年玉プレゼント | | 120～121 |
| | 組合加入について | | 122 |
| | 年末カンパの取り組みについて | | 122 |
| その他 | 神戸市長選挙結果について | | 123 |
| | 記者資料提供「『やめましょう、歩きスマホ。』キャンペーンの募集」 | | 124 |
| | 記者資料提供「神戸市バスの未来を考える市民フォーラム『もっと話そう、神戸市バスのこと』を開催します」 | | 125～126 |
| | 記者資料提供「『交通フェスティバル2025 in 名谷車両基地』開催！」 | | 127 |
| | 記者資料提供「神戸市営地下鉄における駅務機器遠隔システム整備事業に係る受託事業者の決定」 | | 128～129 |
| | 記者資料提供「交通局職員の制服リニューアル等業務の委託事業者の募集」 | | 130 |
| | 記者資料提供「『神戸市営地下鉄駅構内等飲料自動販売機』設置事業者の募集」 | | 131 |
| | 記者資料提供「2026年（令和8年）1月5日（月曜）より神戸市営地下鉄西神・山手線でワンマン運転を開始します」 | | 132～134 |

# 対局関係（事務連絡）

**事務連絡**

2025.10.28
①令和７年　年末調整の申告受付を開始します

2025.11.4
①令和７年度　交通局応募認定退職募集実施要綱

2025.11.25
①再就職希望等の調査について

2025.12.1
①給与諸制度の改正について
②給与支給事務の移管について

行総セ第706号
令和7年10月28日

所属長　各位
（外郭団体（明細不作成団体）を除く）

行財政局総務事務センター長

# 令和7年　年末調整の申告受付を開始します

令和7年分の年末調整を実施するにあたり、各種申告書の届出が必要となりますので、下記の通り届け出てください。

記

## 1．対象者

（1）正規職員・再任用職員・任期付職員

（2）会計年度任用職員のうち、以下の①～③すべてに該当する方

①総務事務センター集約の対象である

②「令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を届け出ている

③12月の給与支給日（令和7年12月19日）時点で在籍予定である

※12月1日以降雇用開始の者で、年末調整を希望する場合は、
速やかに総務事務センターに連絡のうえ、雇用開始時に申告書を届け出ること

## 2．届出が必要な申告書

（1）全員届出が必要

①令和8年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

②令和7年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書
兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
（以下、「基配特所申告書」という）

（2）令和7年中の扶養親族の増減等により申告内容に変更のある職員のみ

・令和7年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

（3）生命保険料控除等を受ける職員のみ

・令和7年分　給与所得者の保険料控除申告書

（4）住宅ローン控除を受ける職員のみ

・令和7年分　給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

## 3．届出の方法

①正規職員・再任用職員・任期付職員

・庶務事務システム対象職員

庶務事務システムの「諸手当・年末調整等」から入力してください。

・庶務事務システム対象“外”職員

10月28日（火）に申告書データ（ＰＤＦ）を所属宛に電子メールで配信します。

申告書データを印刷・記入のうえ、総務事務センターに提出してください。

※今年度より、庁内メールやレターパックでの配布は行いません。

②会計年度任用職員

会計年度任用職員システムから申告書を印刷・記入のうえ、総務事務センターに提出してください。

※11月以降に新規に雇用された方など、会計年度任用職員システムから申告書を印刷できない場合は、イントラネットページ掲載の様式を使用してください。

## 4．届出期間

①庶務事務システム対象職員

令和7年10月28日（火）～11月10日（月）23時59分まで

②庶務事務システム対象“外”職員 および 会計年度任用職員

令和7年10月28日（火）～11月13日（木）17時30分必着

※届出期間内に届出がなかった場合は、必要に応じて、ご自身で確定申告を行っていただくこととなりますので、ご留意ください。

## 5．届出の流れ

別添1をご参照ください。

## 6．特設ページを開設しています（神戸市イントラネット）

令和７年　年末調整特設ページを開設していますので、ご参照ください。

http://home.intra.city.kobe.lg.jp/11/08/nencho.html

総務事務センター　年末調整担当

＜正規職員、再任用職員、任期付職員＞

| | |
|---|---|
| 扶養控除申告書、基配特所申告書 | 内線 954-2786～2789　外線 322-6863・6864 |
| 保険料控除申告書 | 内線 954-2781～2783　外線 322-6861 |
| 住宅借入金等特別控除申告書 | 内線 954-2722・2796　外線 984-0030 |
| メール（全申告書共通） | somu-kyuyo@iaac.city.kobe.jp |

＜会計年度職員＞

内線　954-2742・2743　外線 322-6862

メール　somu-kaikei@iaac.city.kobe.jp

・電話受付時間：午前８時45分～午後５時30分（正午～午後１時を除く）

・メールでのお問い合わせは所属、氏名、職員番号、連絡先を必ずご入力ください。

# 令和７年度交通局応募認定退職募集実施要項

令和７年11月４日
神戸市交通事業管理者

組織の新陳代謝の維持、高齢期職員のキャリア支援を目的として、次のとおり応募認定退職の募集（神戸市職員退職手当金条例第10条の３第１項（以下条例という。））を行う。

## １　募集の対象

交通局に勤務する一般職職員で退職手当の支給を受ける職員のうち、令和８年３月31日現在で「50歳以上60歳未満」のもの

ただし、以下に掲げるものは対象外とする。

（１）交通局採用職員

（２）採用時又は転任による職区分が「土木、建築、電気、機械」の職員（ただし、これらの区分以外に転任した者を除く）

（３）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用されるもの

（４）地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けたもの

## ２　募集人数

１人程度

## ３　募集期間

令和７年11月４日（火）～令和７年12月12日（金）

## ４　退職すべき期日

令和８年３月31日

## ５　応募の手続等

### （１）応募の手続

応募をしようとする職員は、応募申請書（別紙様式１）に必要事項を記入の上、３の募集期間内に所属長を経由して交通局経営企画課へ提出する。

**応募締切：12月12日（金）**

### （２）認定又は不認定通知

交通事業管理者は、認定又は不認定の決定の上、応募をした職員に対して認定通知書（別紙様式３）又は不認定通知書（別紙様式４）を交付する。

**認定又は不認定通知の時期：令和８年１月中旬（予定）**

（3）退職の手続

認定通知書の交付を受けた職員は、通知後１週間以内に退職願を所属長へ提出する。

（4）応募の取下げ

応募を取り下げる場合、応募取下げ申請書（別紙様式２）を（１）の応募申請書と同様の方法で提出する。

## ６　不認定基準

次の①から④までのいずれかに該当する場合は不認定となる。

① 条例に規定する募集の目的及びこの募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 前号に規定する処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

## ７　その他

（1）認定の取り消し

認定後に「６ 不認定基準」の各号に該当することが明らかになった場合、認定を取り消す。

（2）応募者数が募集人数を超過した場合の取扱い

応募者数が募集人数を超過した場合は、申込者の職区分及び年齢等を考慮し、不認定とすることがある。

（3）神戸市職員採用選考（キャリアリターン）への申込

応募認定退職により退職した場合は、神戸市職員採用選考（キャリアリターン）への申し込みはできない。

## ８　連絡先

交通局経営企画課（職員担当）

（直通）078-984-0111　（内線）6621　（局内線）2222

交 経 第 2419 号
令和７年 11 月 25 日

所 属 長 様

経営企画課課長（業務改革担当）

**再就職希望等の調査について（依頼）**

令和７年度末時点で従来定年（60 歳）以上の正規職員、及び現在再任用・会計年度任用職員（特定事務）である者の再就職の希望を把握するため、下記のとおり依頼いたします。なお、申告書等には個人情報が含まれるため、その取扱いには十分留意してください。

記

**１ 再就職希望等調査の対象となる職員**

令和７年度末時点で従来定年（60 歳）及び定年延長期間（61 歳）の正規職員、定年前及び暫定再任用職員、会計年度任用職員（特定事務）

**２ 再就職希望等の調査**

対象者本人に下記の様式を作成させてください。
なお、申告書の様式については、対象者の年齢や職種により分かれていますので、それぞれ対応する様式を配布してください。（対象者リストの配布様式欄をご確認ください。）

**３ 令和７年度末時点で従来定年（60 歳）の正規職員及び定年延長期間（61 歳）の正規職員**

（昭和 39 年４月２日～昭和 41 年４月１日生まれの正規職員）

（１）高齢期の雇用に関する希望申告書 兼 申込書（60～61 歳正規職員用）・・・様式１

対象者全員、提出が必要です。（正規職員としての継続勤務を希望する者や再就職希望がない者についても提出が必要です。）

高速鉄道運転士用とそれ以外の２種類があります。

（２）定年前再任用選考申込書・・・様式２

定年前再任用短時間勤務職員を希望されない場合は、提出不要です。

定年前再任用選考に合格した場合は、本市を一度退職の上、定年前再任用短時間勤務職員として再任用されることになります。

乗合自動車運転士用とそれ以外の２種類があります。

**４ 定年前再任用職員及び暫定再任用職員（令和８年４月１日時点で 61～64 歳の再任用職員）**

（１）高齢期の雇用に関する希望申告書 兼 申込書（61～64 歳再任用職員用）・・・様式３

対象者全員、提出が必要です。（任期更新を希望しない者についても提出が必要です。）

乗合自動車運転士用、高速鉄道運転士用とそれ以外の３種類があります。

退職予定の場合は、様式内「その他配慮を希望する事項」にその旨記入ください。

## 5　暫定再任用職員（令和８年４月１日時点で 65 歳の職員）、会計年度任用職員（特定事務）

（１）高齢期の雇用に関する希望申告書 兼 申込書（65 歳再任用・会計年度任用職員用）・・・様式４

対象者全員、提出が必要です。（再就職・継続を希望しない者についても提出が必要です。）

65 歳の暫定再任用職員については、再任用期間満了となるので原則再任用はできませんが、会計年度任用職員として雇用される可能性があるため、意向を確認するものです。

また、会計年度任用職員は１年単位での雇用となります。継続を希望した場合でも継続雇用ができるとは限りません。

## 6　提出

様式１～４を、所属で取りまとめ、経営企画課（職員担当）へご提出下さい。（紙、データどちらでも可）

**提出期限：令和７年 12 月３日（水）17 時 30 分**

## 7　今後のスケジュール

（１）各所属長に対するヒアリングを予定しています。日程については調整の上、ご連絡いたします。

（２）再任用の選考に関する日程・手続きの詳細は改めて通知します。

## 8　その他

各様式については、提出する職員自身において配慮事項等、必要な事項を漏れなく記入してください。なお、直近上位者又は所属長は、ヒアリングを希望する職員がいる場合、各提出様式より本人意向を踏まえ必ずヒアリングを実施してください。特筆すべき事項については、各所属長へのヒアリングの際に伺います。

担当：経営企画課職員担当　小山、楠見
TEL：078-984-0111（局内線：2222）

交経第 2504 号
令和７年 12 月１日

所属長　様

経営企画課課長
（業務改革担当）

# 給与諸制度の改正について

給与制度の適正化のため、下記の通り改正を行います。所属長の皆様におかれましては、所属職員へ周知いただきますようよろしくお願いします。

記

## １．月途中退職時の給料支給＜令和８年４月より実施＞

月途中に退職した場合の給料支給について、下記の通り改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 退職の日まで支給する。ただし、死亡退職の場合は、退職の日の属する月の末日まで支給することができる。 | 退職又は死亡の日の属する月の末日までの給料を支給する。ただし、次に掲げる者については、退職又は死亡の日まで給料を支給する。<br>（１）懲戒又はこれに準ずる事由により退職した者<br>（２）退職した職員であって、当該計算期間内において、再び本市から給料又はこれに相当する給与を受けることとなったもの<br>（３）退職又は死亡の日以前から引続き、給料の支給を受けていなかつた者<br>（４）採用の日から２年以内の期間中に退職した者 |

## ２．期末勤勉手当における病気休暇の取り扱い＜令和７年 12 月２日より実施＞

期末勤勉手当の支給率算定にあたり、病気休暇の取り扱いを下記の通り改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 算定期間中の病気休暇（週休日・休日を含まない）が、介護休暇と合わせて 15 日を超える場合は減額する。 | 算定期間中の病気休暇（週休日・休日を含む）が、介護休暇と合わせて 15 日を超える場合は減額する。 |

※育児短時間勤務・育児部分休業・育児部分休暇・介護時間を除く、他の減額対象期間がある場合、病気休暇と介護休暇の取得日数が 15 日以下でも減額する。

※昇給・昇格に影響する、年間で 30 日、半年間で 15 日の病気休暇取得日数のカウントは、従来通り週休日や休日を含める。

**３．公共交通機関を利用する職員が１か月の間に通勤がない場合の通勤手当の取扱い＜令和８年３月勤務実績より実施＞**

公共交通機関を利用する職員の通勤手当の払戻しについて、下記の通り改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ・通勤手当を支給した月に通勤がない場合は、支給した通勤手当の全額を戻入する。<br>・通勤手当を支給した月以外に通勤がない場合は、通勤がない月の前月末日に定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額を戻入する。ただし、１か月の間に通勤がないことがその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合は除く。なお、連続した２か月の間に通勤がない場合は、当該通勤がない１か月目の月の末日に定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額を戻入する。 | 通勤がない月の前月末日に定期券の運賃等の払戻しをしたものとして得られる額を戻入する。ただし、１か月の間に通勤がないことがその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合は除く。 |

【担当】経営企画課
TEL：984-0112
（局内）2223　（内線）6022

## 給与諸制度の改正に関するＱ＆Ａ

### －期末勤勉手当における病気休暇の取り扱い－

**Ｑ１．　制度変更により、具体的に何が変わるのか。**

○これまでは、算定期間中において病気休暇に挟まれた週休日・休日を含めて、病気休暇日数が 15 日を超える場合に期末勤勉手当を減額することとしていましたが、制度変更後は、病気休暇に挟まれた週休日・休日を含まず病気休暇日数が 15 日を超える場合に減額することとします。なお、病気休暇を取得した日数について、病気休暇に挟まれた週休日・休日を除き、21 日をもって１月取得したものとして、期末勤勉手当の支給率を計算します。

（例）7/1～7/16（内週休日・休日：5 日）まで病気休暇を取得した場合

制度変更前：週休日含めて 16 日取得のため、支給率 90％

後：週休日・休日を除いて 11 日取得（＝15 日を超えない）のため、支給率 100％

**Ｑ２．　制度変更により、勤怠管理等で注意すべきことは何か。（庶務担当者向け）**

○制度変更により、「病気休暇に挟まれた週休日・休日」と「病気休暇」を判別する必要があるため、営業所勤務管理システム・乗務区ＯＡシステムにおいては、休暇種別を分けて勤怠管理・システム登録していただくよう、お願いいたします。（庶務事務システムは現行のままで判別できるため不要です。）

### －公共交通機関を利用する職員が１か月の間に通勤がない場合の通勤手当の取扱い－

**Ｑ３．　「予見し難いことが相当と認められる場合」とは具体的に何を指すか。**

○育児休業・病気休職など、期間を予め定めたうえで、承認・発令する場合は、予見し難いとは認められません。

○年次有給休暇・病気休暇・介護休暇など、取得期間が事前に明確ではない場合は、予見し難いことが相当と認められます。

**Ｑ４．　病気休暇で月の初めから終わりまで１か月間通勤がない場合、いつ払戻手続きをすれば良いか。**

○診断書等により、事前に１か月間病気休暇を取得する予定であったとしても、病状が早く回復し、１か月経たずに復帰することが考えられます。このため、「予見し難いことが相当と認められる場合」に該当するため、払戻手続きは不要です。

○ただし、通勤手当を支給する月に通勤がない場合は、たとえ職員が定期券を購入していたとしても、支給した通勤手当の全額を戻入することになりますので、その月の初めから通勤のない状態が続いている場合は、病状回復により、その月に初めて通勤することが決まってから、定期券を購入するようにしてください。

○なお、月の初日から末日までの定期券代を購入しているものとして、戻入処理を行います。職員ごとに定期券の利用開始日が異なる場合が想定されますが、払戻手続きを行う職員の利用開始日に応じた対応を行うことはできません。

※通勤手当（６か月定期券代）を支給する月

・４月／10 月：定例異動が４月１日発令となる職員
（駅掌を除く交通局採用職員・管理職・再任用職員・会計年度任用職員）

・６月／12 月：定例異動が６月１日発令となる職員（駅掌のみ）

・５月／11 月：定例異動が４月中途発令となる職員（上記以外の担当者）

なお、上記月以外で、異動や転居、通勤方法の変更等により通勤手当（６箇月未満の定期券代）を支給する月も該当します。

**Ｑ５．　２か月以上続けて病気休暇を取得する場合は、いつ時点で払戻手続きをすれば良いか。**

○１か月間通勤がない月の末日時点で払戻手続きをしていただくよう、お願いいたします。

○払戻は歴月（月の１日から末日まで）単位での処理となるため、月途中から病気休暇等の取得により、２か月間通勤がない場合（6/15～8/14 など）は、通勤がなかった歴月の単位は１か月間の扱いとなるため、払戻手続きを行う必要はありません。ただし、通勤手当を支給する月に通勤がない場合は、支給した通勤手当の全額を戻入することになります。（Ｑ４参照）

○なお、月の初日から末日までの定期券代を購入しているものとして、戻入処理を行います。職員ごとに定期券の利用開始日が異なる場合が想定されますが、払戻手続きを行う職員の利用開始日に応じた対応を行うことはできません。

○また、病状回復等により月途中に復帰した場合は、復帰した時点で定期券を購入いただくようお願いいたします。回数券等により通勤した場合は、通勤手当の不適正受給となる可能性がありますのでご注意ください。

**Ｑ６．　7/1～7/31 に病気休暇を取得する予定のため、6/30 時点で払戻手続きをしても良いか。**

○病気休暇により１か月間の間通勤がない場合は、「予見し難いことが相当と認められる場合」に該当するため、払戻手続きは必要ありません。ただし、休暇取得月が通勤手当支給月である場合は、支給した通勤手当を戻入しますので、病状回復により、その月に初めて通勤することが決まってから定期券を購入していただくようお願いいたします。（Ｑ４参照）

○もし通勤がない月について払戻手続きを行った場合は、経営企画課までご連絡いただくようお願いいたします。（確認の上、翌月給与にて払戻手続きにより得られる相当額を戻入します。）ご連絡がない場合、通勤手当の不適正受給となる可能性がありますのでご注意ください。また、その後予定よりも病状が早く回復した結果、取得期間が１か月に満たない場合は、翌々月給与にて精算を行うこととなります。

**Ｑ７．　病気休暇から続けて病気休職となり、１か月間に通勤がない月の取り扱いは。**

○１か月の間に通勤がないことがその月の前月の末日時点において、病気休職は予見し難いとは認められませんが、病気休暇は予見し難いことが相当と認められます。（Ｑ３参照）

○このため、当該月の前月に出勤した日があり、当該月に病気休暇から続けて病気休職となる場合は、Ｑ４と同様の対応となります。なお、当該月の前月も病気休暇で出勤した日がない場合は、Ｑ５と同様の対応となります。

（例）6/1～6/14 まで勤務実績有、6/15～7/14 まで病気休暇、7/15～8/31 まで病気休職の場合

７月給与：6 月分の通勤手当に対する精算無（6/1～6/14 まで勤務実績があるため）

８月給与：7 月分の通勤手当に対する精算無

（6/30 時点で病気休暇により７月に通勤がないことが予見し難いため）

8 月分の通勤手当に対する精算有

（7/31 時点で病気休職により８月に通勤がないことが予見できるため、7/31 に定期券を払戻ししたとして得られる額を戻入する。）

９月給与：9 月分の通勤手当に対する精算有（9/1 復職により定期券代を支給）

交経第2505号
令和7年12月1日

所属長　様

経営企画課課長
（業務改革担当）

# 給与関係事務の移管について

令和８年１月より、給与関係事務の一部を行財政局総務事務センターに移管することになりましたのでお知らせいたします。

移管に伴い、各種届等の提出先や取り扱いに変更がありますのでご注意ください。

所属長の皆様におかれましては、所属職員へ周知いただきますようよろしくお願いします。

## １．実施時期

令和８年１月より

※異動時期の繁忙期に備え、準備期間として並行稼働を実施

※令和８年４月より本格移管

## ２．移管対象事務

給与支給事務のうち、手当認定事務（通勤手当の２次審査は経営企画課で実施）、給与計算事務

## ３．移管に伴う変更点＜令和８年１月給与より実施＞

（１）提出先の変更について・・・別紙１

（２）取り扱いの変更について・・・別紙２

## ４．その他

（１）移管日以降の届については、行財政局総務事務センターの審査方法に沿って認定を行うため、現在の認定結果と異なる結果になる場合があります。

（２）届出等に伴う問い合わせ先については、提出先と同様ですが、通勤届は経営企画課で２次審査を行うため、通勤届に関する問い合わせは経営企画課となります。

（３）移管日以降、給与事務に関する通知は、総務事務センターからの通知文をご確認ください。

【担当】経営企画課
TEL：984-0112
（局内）2223　（内線）6022

別紙１

## 給与事務移管に伴う届出等の提出先変更について

### １．提出先等が変わるもの

| | 提出先 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | 総務事務センター | 経営企画課 | 共済組合 | |
| 通勤届 | ○ | | | ・問い合わせ先は経営企画課<br>・２次審査は経営企画課で実施<br>・交通局基準で認定 |
| 住居届 | ○ | | | |
| 扶養親族（異動）届 | ○ | | | |
| 扶養控除等異動申告書 | ○ | | | |
| 児童手当 | ○ | | | |
| 給与口座振込依頼書 | ○ | | | |
| 市県民税関係 | ○ | | | |
| 駐車場使用料報告書 | | ○ | | |
| 通勤回数変更報告書 | | ○ | | |
| 弁当発注報告書 | | ○ | | |
| 出勤状況等修正依頼 | | ○ | | ・修正依頼票により依頼 |
| 各種休暇申請書類 | | ○ | | |
| 年末調整関係書類 | ○ | | | |
| 共済組合関係書類 | | | ○ | |

※出勤状況や時間外勤務の修正に伴い、給与の精算が発生するものについては、経営企画課より行財政局総務事務センターへ情報提供を行います。

### ２．人事関係など、行財政局総務事務センターへ移管しないもの

※以下の事務については移管の対象外であるため、届出先や問い合わせ先等についてもこれまで同様の取り扱いとなります。

| | |
|---|---|
| 人事関係 | 氏名変更、旧姓使用、学歴取得、資格免許取得<br>育児休業、部分休業、病気休職<br>会計年度任用手続き、その他人事事務全般 |
| 健康保険等 | 健康保険（協会けんぽ）手続き（再任用短時間・会計年度）<br>雇用保険手続き（再任用・会計年度） |
| 給与関係 | 通勤届の２次審査<br>退職手当（職員・会計年度）<br>査定昇給、級改定、給与制度関係 |
| その他 | 休暇制度関係、健康診断、公務災害、その他労働安全衛生関係、在籍証明書<br>被服、旅費、庶務事務システム、営業所勤務管理システム |

別紙２

# 移管に伴う事務の取り扱い変更について

## １．給与明細等のレイアウト変更について

市長部局に合わせたレイアウト変更を行います。

※様式については別紙「給与明細等のレイアウト変更」をご参照ください。

## ２．紙の給与振込依頼書にかかる変更

（１）変更の開始時期

原則として、月の初日から15日（行財政局総務事務センター必着）までの間に申し込みがあった場合は、当該申込のあった月の翌月から変更します。

例）３月15日（必着）までに行財政局総務事務センターへ提出されたものが４月給与に反映

（２）提出書類

これまで口座番号のわかるものとして通帳の写し等を提出いただいておりましたが、添付書類の提出は不要とします。（金融機関への口座照会を実施します。）

なお、新規採用職員は、金融機関への口座照会が間に合わないため、従来通り添付書類の提出を求めることとします。

## ３．育児休業や病気休職等により給与から市県民税が徴収できない職員の市県民税の取り扱い

給与から市県民税が徴収できない月から、普通徴収への切り替え手続きを行います。復職時は、翌年度徴収分（毎年６月）より特別徴収の切り替え手続きを行います。（職員向けの通知は行いません。）

※普通徴収：職員本人が、市区町村から送付された納税通知書によって市県民税を納める方法

特別徴収：職員の給与から市県民税を徴収し、交通局が市区町村へ納める方法

## ４．雇用形態が変更（正規職員⇒会計年度任用職員、再任用職員⇒会計年度任用職員）した場合

これまで、雇用形態の変更に伴い、通勤届等の提出を求めていませんでしたが、今後は下記書類の提出を求めることとします。

＜提出書類＞

・通勤届
・給与振込依頼書
・振込先口座情報が確認できる書類
・扶養控除等（異動）申告書
・個人番号が確認できる書類

※その他必要に応じて上記以外の提出書類を求めることがあります。

## ５．出勤状況など修正依頼にかかる依頼票の様式について

経営企画課へ、月締めが完了した月の出勤状況等の修正を依頼する場合、別紙様式にて依頼票を作成し、下記メールアドレスへ送付いただく運用とします。

送付先アドレス：kotsu-roumu@city.kobe.lg.jp

## 給与支給事務移管に関するＱ＆Ａ

**ー移管に関することー**

**Ｑ．給与支給事務は全て総務事務センターへ移管されるのか。**

○特別職非常勤職員を除く、交通局全職員の手当（通勤届の２次審査のみ交通局経営企画課でも審査を実施）に関する審査・認定、給与計算や年末調整事務が対象となります。各種税金や保険料等の支払い、退職手当関係事務、通勤届の内容確認は従来通り交通局経営企画課にて行います。

**Ｑ.移管により、これまでの手続きから変更となることは何か。**

○各種書類（詳細は通知文参照）の申請書・添付書類の提出先が変更となります。また、提出先が「正規職員等」と「会計年度任用職員」で異なっておりますのでご注意ください。

＜正規職員等＞　※正規職員等：正規職員・任期付職員・再任用職員
行財政局総務事務センター　【庁内メール番号：９－５】
＜会計年度任用職員＞
行財政局総務事務センター　会計年度担当【庁内メール番号：９－５】

TEL　：078-322-6863,6864（内線：954-2786～9）
Mail：somu-kyuyo@iaac.city.kobe.jp

○なお、手当関係については、これまで同様、事実発生日から15日（必着）以内に行財政局総務事務センターへ届け出る必要がありますので、ご留意ください。

○通勤届のみ、交通局経営企画課にて２次審査を行いますが、行財政局総務事務センターと交通局経営企画課の所在地が異なるため、紙の届出書に限り、書類のやり取りの都合上これまでより内容審査に時間を要することになります。このため、移管前であれば翌月給与で精算できた届出内容が、翌々月給与から精算となる等、給与反映に時間を要する可能性があります。

**Ｑ.給与に関する問い合わせはどこにすればよいか。**

○給与制度（昇給・昇格など）や勤務実績に基づく手当（時間外勤務手当・特殊勤務手当など）に関することは、交通局経営企画課へお問い合わせください。

○手当の認定に関すること（扶養手当の支給要件に当てはまるか、など）や給与支給に関する金額（勤務実績に基づく手当は除く）で不明な点がある場合は、行財政局総務事務センターへお問い合わせください。

**Q. 庶務事務システムの操作方法がわからない。**

○まずは、職員向けＦＡＱや総務事務センターの庶務事務システムのページをご確認ください。
http://home.intra.city.kobe.lg.jp/11/08/syomsys/index.html
それでも不明な場合は従来通り交通局経営企画課へお問い合わせください。

**Q. 通勤届など、紙の申告書がなくなった場合はどうすればよいか。**

○交通局経営企画課へお問い合わせください。（届出様式を庁内イントラページへ掲載する予定です。）

**Q. 月締めが完了した月の勤務実績に誤りがあった場合はどうすればよいか。**

○まずは、月締め後の誤りが発生しないよう、月締め前にご確認のうえ、確実に月締め処理を行っていただきますようお願いいたします。

○月締め後の誤り内容に応じて、下記書類を作成の上、下記メールアドレスまで送付してください。なお、給与の精算が生じる場合は、交通局経営企画課から行財政局総務事務センターへ情報提供を行うため、行財政局総務事務センターへの連絡は不要です。

・休暇等出勤状況：【様式１】出勤状況等　修正依頼票
・時間外勤務等　：【様式２】時間外勤務等　修正依頼票
・特殊勤務手当　：【様式３】特殊勤務手当　修正依頼票

送付先 Mail：kotsu-roumu@city.kobe.lg.jp

※経営企画課の庁内イントラページにも掲載予定です。

**Q. 退職すると源泉徴収票が発行されると思うが、経営企画課へ請求すれば良いか。**

○給与計算や年末調整事務を行財政局総務事務センターへ移管するため、令和８年分の源泉徴収票より行財政局総務事務センターにて作成・発行します。このため、令和８年分以降の源泉徴収票は行財政局総務事務センターへ、令和７年分以前の源泉徴収票は交通局経営企画課へ請求いただくようお願いいたします。

○また、退職手当関係事務は従来通り交通局経営企画課にて行うため、「退職所得の源泉徴収票」については交通局経営企画課へ請求いただくようお願いいたします。

○なお、退職年以前の源泉徴収票については、庶務事務システムより各所属で発行できますので、発行したい源泉徴収票の年度に在籍していた所属にて発行手続きをお願いいたします。組織改正等により、所属にて源泉徴収票を発行できない場合は、上記の通り行財政局総務事務センター又は経営企画課へ請求してください。

**－移管に伴う事務の取り扱い変更について－**

**Q．給与明細上、特殊勤務手当が統合されているが、金額の内訳はどのように確認すれば良いか。**

○特殊勤務手当については、下記表の通り記載項目を統合しております。（令和７年 12 月１日時点の金額となります。）

| 現在明細名称 | 内容 | 対象 | 金額 | 変更後明細名称 |
|---|---|---|---|---|
| 変則勤務手当（分割） | 中休手当 | 市バス乗務員<br>地下鉄乗務員 | 10 分につき 50 円 | 変額特勤手当 |
| 変則勤務手当（夜間） | 一昼夜交代勤務手当 | 隔勤職員 | 24 時間勤務：275 円<br>24 時間未満の勤務：235 円 | 日額特勤手当 |
| 変則勤務手当（深夜早朝） | 仮泊手当 | 地下鉄乗務員 | 235 円 | |
| 特別手当 | 渉外折衝 | 施設課<br>高速技術 | 175 円 | |
| | 高所作業 | | 70 円 | |
| | 軌道上作業 | | 135 円 | |
| その他特勤 | 夏季作業手当 | 技士等 | 1 時間以上 3 時間未満：200 円<br>3 時間以上：500 円 | |
| | 災害待機手当 | 全職員 | 最大 6,800 円（7 時間以上） | |
| | 災害応急対応等派遣手当 | 全職員 | 最大 2,160 円 | |

○確認方法としては、庶務事務システムより該当する特殊勤務の申請回数を確認してください。庶務事務システム対象外職員については、営業所勤務管理システム・乗務区 OA システムにて該当する特殊勤務の回数等を所属に確認してください。

（参考：庶務事務システムの検索方法）

庶務事務システム＞服務管理＞申請検索＞申請名称「特殊勤務」＞実施日を指定して検索

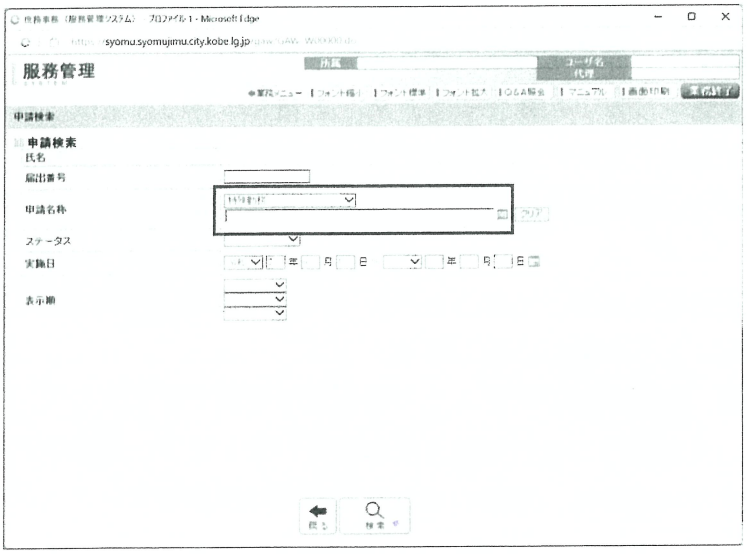

**Q．育児休業期間が１か月のため、復職後も特別徴収を行ってほしい。**

○特別徴収へ切り替え手続きをする際、職員がまだ納めていない市県民税額を届出する必要がありますが、行財政局総務事務センターでは未納市県民税額を把握できないため、翌年度徴収分より特別徴収の切り替え手続きを行うこととしています。

○特別徴収への切り替えを希望する場合は、行財政局総務事務センターまでご連絡ください。なお、希望に当たっては、下記書類を提出いただきます。

・市区町村から送付された納付書原本（未納分全て）
・市区町村から送付された書類のうち、年税額の記載があるページのコピー
・（納付済み分の市県民税がある場合のみ）納付したことが確認できる書類

**Q．「育児休業や病気休職等」以外に、どのような場合に給与から市県民税を徴収できないか。**

○無給となる休暇（介護休暇や育児部分休暇など。詳細は「休暇制度マニュアル」をご確認ください。）を取得した場合や、無給の職務専念義務免除、遅刻、早退、無許可欠勤などは、取得時間に応じて翌月給与から減額するため、市県民税を徴収できないことが想定されます。

○なお、会計年度任用職員については、子の看護等休暇など、会計年度任用職員のみ無給となる休暇がありますので、詳細は「休暇制度マニュアル（会計年度任用職員版）」をご確認ください。

**Q．再任用職員から会計年度任用職員になっても、勤務公署や給与振込先口座に変更はないが、なぜ提出する必要があるのか。**

○再任用職員から会計年度任用職員へ雇用形態が変わる場合、勤務公署や職務内容が同じでも、会計年度任用職員として新規採用することになります。また、再任用職員から会計年度任用職員へ雇用形態が変わる場合、職員番号も変更となります。行財政局総務事務センターでは雇用形態変更前の職員番号を把握できず、再任用職員としての届出を確認できないため、通勤届など、新規採用職員と同様に必要な書類を提出いただきます。

**Q．年次有給休暇などの出勤状況の修正依頼を行う場合、これまで同様に、所属作成の依頼文を使用しても良いか。**

○出勤状況や時間外勤務の修正に伴い、給与の精算が発生するものについては、経営企画課より行財政局総務事務センターへ情報提供を行いますが、この際、所属から提出のあった依頼文も一緒に情報提供を行います。

○このため、統一した様式ではない場合、情報提供を受ける行財政局総務事務センター側において内容精査等に時間を要することが想定されるため、事務の効率化を目的に、統一した様式を作成しております。お手数をおかけしますが、指定様式にて依頼いただくようお願いいたします。

ー認定に関することー

**Q．通勤届で車通勤の申請をしたが、過去に同一経路の届出をした時の認定と異なっている。**

○令和７年８月１日以降を事実発生日とする通勤届より、審査方法を市長部局に準じた運用（経路検索ツールの統一等）へ変更しております（令和７年７月 17 日付交経第 1185 号）。このため、過去の届出内容と同一の通勤方法・経路であっても認定内容が異なる場合があります。

**Q．これまで必要と言われなかった届出・書類が求められたのだが。**

○手当に関する認定事務は市長部局の運用にあわせて、行財政局総務事務センターで行うことになりますので、行財政局総務事務センターの指示に従ってください。

# 給与明細レイアウト変更　変更前後比較

## （変更前）

### 令和〇年〇月　給与金等支給明細書　兼　振込通知書

| 支払年月日 |
|---|
| |

| 所属コード | 所属名称 |
|---|---|
| | |
| 職員番号 | 氏名 |
| | |

| 給料表 | 級 | 号給 |
|---|---|---|
| | | |

| 給料 | 扶養手当 | 地域手当 | 住居手当 | 管理職手当 | 役職定年調整額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 遅・早退時間 | 期末勤勉(精算額) | | | | 支給額計 |
| | | | | | |
| | | | | | (減給額) |
| | | | | | |

| (公)共済(厚生年金) | (公)共済(退職等年金) | (公)共済短期 | 共済福祉 | (公)共済介護 | 雇用保険 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 所得税 | 市県民税 | 共助組合 | 労組費 | 食券代 | 駐車使用料 |
| | | | | | |
| 信用貸付 | 交通共助貸付 | 共済貸付 | 自治労共済等 | 共助購買 | 共助保険 |
| | | | | | |
| 信用積立 | 信用預金 | 財形貯蓄 | 戻入金 | | |
| | | | | | |
| | | | | その他 | 控除額計 |
| | | | | | |
| 備　　考 | | | | | 差引支給額 |
| | | | | | |

| 時給 | 休日勤務回数 1.35 | 休日勤務回数 1.5 | 公出回数 | 1.25 | 夜間0.25 | 1.35 | 1.50 | 1.00 | 0.25 | 0.50 | 分割時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| 時間外勤務手当 | 夜間勤務手当 | 休日勤務手当 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 変則勤務手当（分割） | 変則勤務手当（夜間） | 変則勤務手当（深夜早朝） | 特別手当 | その他特勤 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 宿日直手当 | 管理職員特別勤務手当 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 通勤手当 | 通勤手当戻入額 | その他控除金 | | | | | | | | 支給額計 | |
| | | | | | | | | | | | |
| 年調過・不足(-)税額 | 児童手当 | 共助保険配当金 | | 給付金等計 | | | | | | 支給額合計 | |
| | | | | | | | | | | | |

| 差引支給額合計 | 振込額計 | 現金支給計 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 第1口座銀行コード | 支店コード | 振込額 | 第2口座銀行コード | 支店コード | 振込額 |
| | | | | | |

## （変更後）

### 令和〇年〇月　給与金等支給明細書　兼　振込通知書

| 支払年月日 |
|---|
| |

| 所属コード | 所属名称 |
|---|---|
| | |
| 職員番号 | 氏名 |
| | |

| 給料表 | 級 | 号給 |
|---|---|---|
| | | |

| 給料 | 扶養手当 | 地域手当 | 住居手当 | 管理職手当 | × |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 単身赴任手当 | 期末勤勉(精算額) | 役職定年調整額 | | | 支給額計 |
| | | | | | |
| | | (精算額) | (減給額) | 減給率 | 支給率 |
| | | | | | |

| (公)共済(厚生年金) | (公)共済(退職等年金) | (公)共済短期 | 共済福祉 | (公)共済介護 | 雇用保険 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| 所得税 | 市県民税 | 共助組合 | 労組費 | 駐車使用料 | 食券代 |
| | | | | | |
| 信用貸付 | 交通共助貸付 | 共済貸付 | 労働金庫(厚生会) | 共助購買 | 共助保険 |
| | | | | | |
| 信用積立 | 信用預金 | 財形貯蓄 | × | | |
| | | | | | |
| | | | | その他 | 控除額計 |
| | | | | | |
| 備　　考 | | | | | 差引支給額 |
| | | | | | |

| 時給 | 1.25 | 1.35 | 1.50 | 休日勤務回数 1.35 | 休日勤務回数 1.5 | 公出回数 | 1.00 | 0.25 | 0.50 | 夜間0.25 | 分割時間 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| 時間外・休日・夜間 | 時間外等(精算額) | × | | | | 管理職員特別勤務手当 | | 月額特勤手当 | | (調整分) | |
| | | | | | | | | | | | |
| 日額特勤手当 | 日額特勤(精算額) | 変動特勤手当 | | | | 変動特勤(精算額) | | × | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 宿日直(平日) 宿日直(土曜) | 宿日直手当 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 通勤手当 | 通勤手当返納額 | × | | | | | | | | 支給額計 | |
| | | | | | | | | | | | |
| 年調過・不足(-)税額 | 児童手当 | 共助保険配当金 | | | | | | 給付金等計 | | 支給額合計 | |
| | | | | | | | | | | | |

| 差引支給額合計 | 口座振替額 | 現金支給額 | 領収印 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| 口座振替の内訳 | 第1口座 | 銀行コード | 支店コード | 振込額 | 第2口座 | 銀行コード | 支店コード | 振込額 |
| | | | | | | | | |

＜内容変更＞
遅・早退時間　⇒　（減給率）

遅・早退時間：減額時間数が表記
（減給率）　：減額率が表記

＜名称変更＞
自治労共済等　⇒　労働金庫（厚生会）

＜項目集約＞
戻入金　⇒　その他　に集約

＜項目集約＞
時間外勤務手当
夜間勤務手当
休日勤務手当
⇒時間外・休日・夜間

変則勤務手当（夜間）
変則勤務手当（深夜早朝）
特別手当
その他特勤
⇒日額特勤手当

＜名称変更＞
変則勤務手当（分割）　⇒　変動特勤手当

# 対局関係（対局交渉）

対局交渉　　2025.11.11／17:45～

1．　一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事について

【当局】　令和7年10月22日の対局交渉において、継続協議となっていた「一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事」について、この間の協議を踏まえ、以下のとおりとする。

ワンマン化による人員体制の移行後も、継続的にジョブローテーションを実施するため、一定年齢以上（当面60歳以上）の運転士については、原則として駅掌業務に就くこととするが、希望する職員については、運転士としての直近1年間の勤務実績、資質管理（身体機能、精神機能等）に問題がなければ、運転業務を継続できることとする。なお、令和7年度は駅掌研修後、以降は毎年度4月1日に異動することとする。定年延長中の運転士（資質管理に問題のない職員に限る）が駅掌業務に従事する場合は職種名を「駅務士」とし、非常時において、必要な研修等を行い運転業務に復帰する場合がある。この場合は号給調整を行わない。この場合を除く運転士が駅掌業務に従事した場合の職種名は、「駅掌」とし、定年延長中の職員は号給調整を行う。なお、運転士（55歳以上59歳以下）から駅掌への希望転任制度を検討し、令和8年度より運用することとする。定年の引き上げが完成する令和13年度末まではこの取扱いとする。

【組合】　運転士の資質管理について、精神機能検査については、当日の体調等に左右される側面もあるので、その点は考慮してもらいたい。

【当局】　ご指摘の点については、所属にも伝えたうえで検討したい。

【組合】　この提案について、今後、どのようなスケジュールを想定しているのか。

【当局】　この協議が整えば、速やか（11月中）に職員の意向調査をスタートし、その結果を踏まえて、来年早々に運転士転任選考を実施したい。運転士への転任研修については、来年度に入ってから6月頃にスタートすることを想定している。

【組合】　運転士の希望転任制度について、なぜ55歳以上に限るのか。

【当局】　運転士の皆様には、まずは運転業務でその能力を発揮していただきたいと考えている。一方で、体調面で運転業務継続が困難な職員については、これまでも年齢に関わらず医師の診断等を踏まえて、個別に必要な対応を行ってきたところである、その中で、希望転任制度については、現場からのご意見を踏まえて検討することとしているが、ある程度の年齢以上になれば、体力的な状況の個人差が大きくなってくることも考慮し、55歳以上の運転士を想定している。

【組合】　運転士に関する希望転任制度は、希望すればすべての職員が転任できるのか。

【当局】　翌年度の退職者や助役転任者数等を考慮し、一定の転任枠を設ける必要があると考えている。希望者数が転任枠よりも多い場合は、原則として体調面で配慮が必要な職員や年齢の高い職員から順に転任させることを想定している。

【組合】　持ち帰り協議する。

２．災害待機手当の改正について

【当局】　災害待機手当について、「１．概要」について、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うこととする。

「２．内容」として、改正後の金額については、

１時間～３時間の区分については3,000円、

３時間～５時間の区分については4,600円、

５時間～７時間の区分については6,250円、

７時間以上の区分について7,000円

とする。

「３．実施時期」は、令和８年１月１日とする。

【組合】　本件については、給与改定に伴うものであり、了承する。

【提案資料】

## 一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事について

令和７年 10 月 22 日の対局交渉において、継続協議となっていた「一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事」について、この間の協議を踏まえ、下記のとおりとする。

記

**一定年齢以上運転士の駅掌業務への従事**

・ワンマン化による人員体制の移行後も、継続的にジョブローテーションを実施するため、一定年齢以上（当面 60 歳以上）の運転士については、原則として駅掌業務に就くこととするが、希望する職員については、運転士としての直近１年間の勤務実績、資質管理（身体機能、精神機能等）に問題がなければ、運転業務を継続できることとする。（令和７年度は駅掌研修後、以降は４月１日に異動）

・定年延長中の運転士（資質管理に問題のない職員に限る）が駅掌業務に従事する場合は職種名を「駅務士」とし、非常時において、必要な研修等を行い運転業務に復帰する場合がある（この場合は号給調整を行わない）。

・上記を除く運転士が駅掌業務に従事した場合の職種名は、「駅掌」とする（定年延長中の職員は号給調整を行う）。

・なお、運転士（55 歳以上 59 歳以下）から駅掌への希望転任制度を検討し、令和８年度より運用することとする。

・定年の引き上げが完成する令和 13 年度末まではこの取扱いとする。

【提案資料】

# 災害待機手当改正（案）について

## １．概要

前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行う。

## ２．内容

| 区　分 | 現　行 | 改正後 |
|---|---|---|
| 災害待機手当（1 時間～3 時間） | 2,900 円 | 3,000 円（+100 円） |
| 災害待機手当（3 時間～5 時間） | 4,450 円 | 4,600 円（+150 円） |
| 災害待機手当（5 時間～7 時間） | 6,050 円 | 6,250 円（+200 円） |
| 災害待機手当（7 時間～） | 6,800 円 | 7,000 円（+200 円） |

## ３．実施時期

令和８年１月１日

対局交渉　　2025.12.04／ 11:00～

１．地下鉄乗務員の仕業表の変更について

【当局】　西神・山手線のワンマン運転化、及び令和７年 10 月 22 日の対局交渉で確認した西神・山手線、北神線の乗務付帯時分の変更に伴う地下鉄乗務員の仕業表の変更について提案させていただく。

西神・山手線のワンマン運転化に伴い、車掌の仕業を廃止する。

なお、運転士（西神・山手線、北神線。）の仕業については、仕業数（緊急、半休仕業及び仕業予備除く。以下、時間外勤務時間、平均乗務距離について同じ）・平均乗務距離の変更はないが、乗務付帯時分の変更に伴い、時間外勤務時間については、平日は合計 274 分（平均 5.0 分）から合計 144 分（平均 2.6 分）とし、土休日は合計 162 分（平均 3.2 分）から合計 51 分（平均 1.0 分）とする。

実施時期は、西神・山手線のワンマン運転化にあわせて、令和８年１月５日（月）とする。

【組合】　平均乗務距離について、これまでツーマンで行ってきた業務をワンマンで行うことになるが、運転士の業務負荷を考えると乗務距離を減らす検討が必要だと考えるがどうか。

【当局】　西神・山手線のワンマン運転化に向けては、省令及び通達で定めてられているワンマン運転をおこなうために必要な設備に加えて、当初から導入しているＡＴＯ運転、自動放送、非常発報装置のほか、可動式ホーム柵の設置、全駅のホームモニタ設置、扉インターロック装置および車上機器故障時の運転指令区伝送など、運転士の負担軽減につながる設備投資を行ってきており、一定の負担軽減が出来ているため、現状の乗務距離のまま、ワンマン運転化は可能であると判断している。

なお、令和７年 3 月に実施したダイヤ改正は、ワンマン運転に伴う停車時間も考慮したものとなっている。

【組合】　ワンマン運転化に向け、これまで妥結した内容についても移行後に問題が発生した場合は、早急に再交渉するよう申し入れる。

【当局】　交渉が必要となった場合については誠意を持って対応する。

【組合】　持ち帰り協議する。

【提案資料】

# 地下鉄乗務員の仕業表の変更について

西神・山手線のワンマン運転化、西神・山手線、北神線の乗務付帯時分変更に伴い、地下鉄乗務員の仕業を下記のとおり変更する。

## 1．仕業について

### （1） 仕業数（緊急、半休仕業および仕業予備除く）

| 運転士 | | 現行 | 変更後 |
|---|---|---|---|
| 西神・山手線、北神線 | 平日 | 55 | 55（変更なし） |
| | 土・休日 | 50 | 50（変更なし） |
| 車掌 | | 現行 | 変更後 |
| 西神・山手線 | 平日 | 48 | － |
| | 土・休日 | 45 | － |

### （2） 時間外勤務時間（緊急・半休仕業除く）

| 運転士 | | 現行 | 変更後 |
|---|---|---|---|
| 西神・山手線、北神線 | 平日 | 274分<br>（平均5.0分） | 144分<br>（平均2.6分） |
| | 土・休日 | 162分<br>（平均3.2分） | 51分<br>（平均1.0分） |
| 車掌 | | 現行 | 変更後 |
| 西神・山手線 | 平日 | 565分<br>（平均11.8分） | － |
| | 土・休日 | 108分<br>（平均2.4分） | － |

### （3） 平均乗務距離（緊急・半休仕業除く）

| 運転士 | | 現行 | 変更後 |
|---|---|---|---|
| 西神・山手線、北神線 | 平日 | 173.9km | 173.9km（変更なし） |
| | 土・休日 | 161.4km | 161.4km（変更なし） |
| 車掌 | | 現行 | 変更後 |
| 西神・山手線 | 平日 | 166.2km | － |
| | 土・休日 | 152.3km | － |

## 2．実施日

令和８年１月５日（月）

対局交渉　　2025.12.04／ 11:00～

１．地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の変更について

【当局】　令和７年 10 月 22 日の対局交渉で確認した西神・山手線、北神線の乗務付帯時分の変更に伴う地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の変更について、提案させていただく。

各職場の勤務時間の詳細は提案資料をご確認いただきたい。

実施時期は、西神・山手線のワンマン運転化にあわせて、令和８年１月５日（月）とする。

【組合】　持ち帰り協議する。

【提案資料】

# 乗務付帯時分変更に合わせた勤務時間の見直しについて

西神・山手線、北神線の乗務付帯時分変更に伴い、関連する各所の勤務時間を以下のとおり見直す。

1．内容

| 所属 | | 変更箇所 | | 現行 | 変更後 |
|---|---|---|---|---|---|
| 運輸課 運転指令区<br>（西神・山手線、北神線） | | 勤務終了時間 | 平日 | 25時44分 | 25時39分 |
| | | | 土休日 | 25時15分 | 25時10分 |
| 運輸課<br>名谷乗務区 | 名谷泊<br>A・B | 勤務終了時間 | 平日 | 25時51分 | 25時41分 |
| | | | 土休日 | 25時22分 | 25時12分 |
| | | 勤務開始時間 | 平日 | 4時30分 | 4時31分 |
| | | | 土休日 | 4時30分 | 4時31分 |
| | 名谷泊<br>C | 勤務終了時間 | 平日 | 25時19分 | 25時06分 |
| | | | 土休日 | 24時43分 | 24時38分 |
| | | 勤務開始時間 | 平日 | 4時40分 | 4時41分 |
| | | | 土休日 | 4時40分 | 4時41分 |
| | 西神中央泊<br>D | 勤務終了時間 | 平日 | 25時36分 | 25時26分 |
| | | | 土休日 | 25時07分 | 24時57分 |
| | | 勤務開始時間 | 平日 | 5時48分 | 6時14分 |
| | | | 土休日 | 5時57分 | 6時14分 |
| | 谷上泊F<br>（車庫） | 勤務開始時間 | 平日 | 4時47分 | 5時09分 |
| | | | 土休日 | 5時42分 | 5時59分 |
| | 谷上泊G<br>（駅） | 勤務終了時間 | 平日 | 24時51分 | 24時41分 |
| | | | 土休日 | 24時51分 | 24時41分 |
| | | 勤務開始時間 | 平日 | 4時16分 | 4時28分 |
| | | | 土休日 | 4時16分 | 4時28分 |
| 運輸課<br>新神戸駅 | | 勤務開始時間 | 平日 | 4時42分 | 4時52分 |
| | | | 土休日 | 4時42分 | 4時52分 |
| 運輸課<br>名谷駅 | | 勤務開始時間 | 平日 | 4時45分 | 4時52分 |
| | | | 土休日 | 4時45分 | 4時52分 |
| 運輸課<br>西神中央駅 | | 勤務開始時間 | 平日 | 4時35分 | 4時47分 |
| | | | 土休日 | 4時35分 | 4時47分 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 施設課<br>保線区 | 勤務終了時間 | 平日 | 25時28分 | **25時26分** |
| | | 土休日 | 24時59分 | **24時57分** |
| 電気システム課<br>電力指令 | 勤務終了時間 | 平日 | 25時44分 | **25時39分** |
| | | 土休日 | 25時15分 | **25時10分** |
| 電気システム課<br>変電区、電気区 | 勤務終了時間 | 平日 | 25時28分 | **25時26分** |
| | | 土休日 | 24時59分 | **24時57分** |
| 地下鉄車両課<br>検車区 | 勤務終了時間 | 平日 | 25時33分 | **25時31分** |
| | | 土休日 | 25時04分 | **25時02分** |

２．実施時期

令和８年１月５日（月）

# 自治労関係

## 連合兵庫　第20回定期大会

日　時　…　2025年10月29日（水）　13時00分
場　所　…　神戸メリケンパークオリエンタルホテル
出席者　…　奥

第20回定期大会は、森田副事務局長の司会で開会し、議長団に林代議員（ＵＡゼンセン）、重松代議員（電力総連）を選出し、その後、総会役員や書記の選出を行った後、資格審査委員会より、出席代議員の定足数を確認し、定期大会の成立が宣言されました。

冒頭、連合兵庫を代表して那須会長より、①連合兵庫の財政について、②組織拡大とジェンダー平等について、③選挙活動についてなどにふれた挨拶がありました。

続いて、来賓として兵庫県の小林部長、神戸市の久元市長、立憲民主党の舩川兵庫県連副代表、国民民主党の向山兵庫県連代表、泉参議院議員、こくみん共済coop兵庫推進本部の住山本部長から激励の挨拶を受けました。その後、大会運営委員会からの議事日程を確認した後、議事に移りました。

報告事項では、「一般活動報告」が西田副事務局長から報告され、質疑では、全自交兵庫地連より「不当労働行為に対する取り組みについて」、ＪＲ総連より「ローカル線の存続について、平和運動への取り組みについて」の意見があり、本部答弁のあと可決・承認されました。その後、「2025会計決算報告ならびに剰余金処分（案）について」が出石副事務局長から、「2025会計決算監査報告」が井川会計監査から報告され、質疑なく可決・承認されました。

審議事項では、第1号議案「連合兵庫2026-2027年度運動方針（案）に関する件」が長谷川事務局長から、第2号議案「2026年度予算（案）に関する件」が出石副事務局長から、第3号議案「規約・規程に関する件」が出石副事務局長から、それぞれ提案されましたが、すべての議案とも質疑なく可決・承認されました。

続いて、第4号議案「第20期役員選出に関する件」について、森戸役員推薦委員長より経過説明があり、その後、森選挙管理委員会委員長より新役員の提案があり、満場一致で承認されました。

その後、第5号議案「退任役員表彰に関する件」が長谷川事務局長から、第6号議案「顧問の委嘱に関する件」が那須会長から、それぞれ提案され、各議案とも満場一致で承認されました。

すべての議事の終了後、大会宣言（案）の採択を行い、最後に那須会長の発声で「団結ガンバロウ」を三唱し、第20回定期大会は終了しました。

別　紙

2025年10月29日 連合兵庫第20回定期大会

第４号議案

# 第20期役員選出に関する件

（第20期役員立候補者一覧）

| 役職名 | 氏名 | 選出組織 |
|---|---|---|
| 会長 | 那須　健 | 電力総連兵庫県電力総連 |
| 副会長 | 平田 将人 | ＵＡゼンセン兵庫県支部 |
| | 北川 宜孝 | 基幹労連兵庫県本部 |
| | 尾西 亮太郎 | 自治労兵庫県本部 |
| | 上月 章司 | 電機連合兵庫地方協議会 |
| | 森戸 卓也 | 兵庫県教職員組合協議会 |
| | 茨木 敬之 | 自動車総連兵庫地方協議会 |
| | 岩﨑 信二 | ＪＡＭ山陽兵庫県連絡会 |
| | 川上 和也 | ＪＰ労組近畿兵庫連絡協議会 |
| | 佐藤 暢彦 | 兵庫フード連合 |
| | 長谷川 孝之 | 電力総連兵庫県電力総連 |
| | 野田 秀明 | 私鉄総連兵庫ブロック協議会 |
| | 松尾 健作 | 情報労連兵庫県協議会 |
| 事務局長 | 長谷川 尚吾 | 基幹労連兵庫県本部 |
| 副事務局長 | 西田 浩樹 | 自治労兵庫県本部 |
| | 森田 直樹 | ＪＡＭ山陽兵庫県連絡会 |
| | 日下 修次 | 電力総連兵庫県電力総連 |
| | 出石 弥生 | 事務局 |
| 執行委員 | 松浦 充幸 | ＵＡゼンセン兵庫県支部 |
| | 中西 織絵 | ＵＡゼンセン兵庫県支部 |
| | 圓行 弘幸 | 基幹労連兵庫県本部 |
| | 藤原 理恵 | 基幹労連兵庫県本部 |
| | 北池 宏光 | 自治労兵庫県本部 |
| | 山本 由美子 | 自治労兵庫県本部 |
| | 堀井 説也 | 電機連合兵庫地方協議会 |
| | 前田 めぐみ | 電機連合兵庫地方協議会 |
| | 松浦 明日香 | 兵庫県教職員組合協議会 |
| | 谷　哲一 | 兵庫県教職員組合協議会 |
| | 櫻井 綾乃 | 自動車総連兵庫地方協議会 |
| | 樽田 祐介 | 自動車総連兵庫地方協議会 |

| 役職名 | 氏名 | 選出組織 |
|---|---|---|
| 執行委員 | 須藤 良仁 | ＪＡＭ山陽兵庫県連絡会 |
| | 小菅 梨絵 | ＪＡＭ山陽兵庫県連絡会 |
| | 長野 洋明 | ＪＰ労組近畿兵庫連絡協議会 |
| | 岡崎 真美 | ＪＰ労組近畿兵庫連絡協議会 |
| | 垣谷 芳裕 | 兵庫フード連合 |
| | 爰河 里穂 | 兵庫フード連合 |
| | 林野 幸司 | 電力総連兵庫県電力総連 |
| | 梨木 杏樹 | 電力総連兵庫県電力総連 |
| | 小河 智裕 | 私鉄総連兵庫ブロック協議会 |
| | 高田 ちひろ | 私鉄総連兵庫ブロック協議会 |
| | 角畑 理香 | 情報労連兵庫県協議会 |
| | 満﨑 太郎 | 情報労連兵庫県協議会 |
| | 宮本 喜代司 | ＪＥＣ連合兵庫地方連絡会 |
| | 北畠 浩二 | ゴム連合兵庫県協議会 |
| | 須原 和也 | ＪＲ連合兵庫県協議会 |
| | 乾 克行 | 全電線兵庫地方協議会 |
| | 河合 和俊 | 運輸労連兵庫県連合会 |
| | 浦 隆幸 | 全日本海員組合関西地方支部 |
| | 前田 哲弥 | ＪＡスタッフズユニオン兵庫連合 |
| | 本中 晴智 | 紙パ連合兵庫ブロック会議 |
| | 江原 誠 | サービス連合兵庫 |
| | 井上 善雄 | 印刷労連大阪地方協議会 |
| | 中島 正雄 | 交通労連兵庫県支部 |
| | 久常 順治 | 全水道神戸市水道労組 |
| | 二神 英輔 | 日本税関労働組合神戸地区本部 |
| | 森口 広一 | 国公連合兵庫 |
| | 林 政子 | 政労連兵庫地区連絡会議 |
| | 松本 翔太 | 近畿労働金庫労働組合兵庫支部 |
| | 井上 豊和 | セラミックス連合兵庫県支部 |
| | 篠畑 孝行 | 日放労神戸分会 |
| | 北坂 隆生 | 全自交兵庫地方連合会 |
| | 門田 利文 | ＪＲ総連兵庫県協議会 |
| | 森岡 洋祐 | 全労済労働組合関西支部兵庫分会 |
| | 千原 雅美 | 森林労連全国林野関連労働組合兵庫森林管理署分会 |
| 会計監査 | 井川 裕和 | ゴム連合兵庫県協議会 |
| | 友田 康広 | ＪＲ連合兵庫県協議会 |
| | 松原 くみこ | サービス連合兵庫 |

**自治労近畿地連　第72回定期総会**

日　時　…　2025年11月4日（火）　14時30分
場　所　…　北ビワコホテルグラツィエ
出席者　…　奥

自治労近畿地連第72回定期総会は、尾西副議長（兵庫県本部）の司会で開会し、冒頭、議長団として滋賀県本部、京都府本部からそれぞれ議長を選出した後、総会諸役員の任命が行われました。

その後、近畿地連を代表し、加藤議長（和歌山県本部）より、①ハラスメント防止への取り組みについて、②確定闘争への取り組みについて、③組織強化・拡大への取り組みについてなどにふれた挨拶がありました。

続いて、来賓として、自治労総合労働局吉村法対労安局長（自治労本部）より挨拶がありました。

その後、資格審査委員会より、出席委員の定数を確認、定期総会の成立が宣言され、議事運営委員会からの議事日程を確認した後、議事に移りました。

はじめに、第1号議案「2025年度活動経過報告と2026年度活動方針（案）」が明石事務局長（大阪府本部）並びに各評議会担当者から、第2号議案「2025年度一般会計・特別会計決算報告及び同会計監査報告について」が城弟会計（滋賀県本部）から、第3号議案「2026年度一般会計・特別会計予算（案）」が城弟会計から一括提案されました。

休憩のあと、各議案に対する質疑応答に移り、3名の総会委員から運動方針や会計予算に関して意見要望が出され、各質疑に対する執行部答弁を経て、すべての議案について承認されました。

続いて、第4号議案「2026年度新役員の選出（案）について」が工藤副議長（滋賀県本部）から提案され満場一致で承認されました。

その後、退任役員への感謝状の贈呈が行われた後、総会宣言（案）が提起され満場一致で確認されました。

最後に、加藤議長の発声で「団結ガンバロウ」を三唱し、第72回定期総会は終了しました。

## 第４号議案　　２０２６年度　新役員の選出（案）

| | | |
|---|---|---|
| 議長 | かとう　やすお<br>加藤　康夫 | （和歌山県本部執行委員長） |
| 副議長 | くどう　ひろし<br>工藤　博司 | （滋賀県本部執行委員長） |
| 同 | もりもと　なおひで<br>森本　尚秀 | （京都府本部執行委員長） |
| 同 | すぎた　かつや<br>杉田　勝哉 | （奈良県本部執行委員長） |
| 同 | こくがん　けいぞう<br>國眼　恵三 | （大阪府本部執行委員長） |
| 同 | おにし　りょうたろう<br>尾西　亮太郎 | （兵庫県本部執行委員長） |
| 事務局長 | あかし　ゆういち<br>明石　侑一 | （大阪府本部書記長） |
| 会計 | じょうだい　みつよ<br>城弟　光代 | （滋賀県本部副執行委員長） |
| 常任委員 | かわむら　ゆきひさ<br>川村　幸久 | （滋賀県本部書記長） |
| 同 | ますなが　ひろこ<br>増永　浩子 | （京都府本部書記長） |
| 同 | にしもと　よしひろ<br>西本　能裕 | （奈良県本部書記長） |
| 同 | たけとも　こうすけ<br>武友　浩亮 | （和歌山県本部書記長） |
| 同 | きたいけ　ひろみつ<br>北池　宏光 | （兵庫県本部書記長） |
| 同（現業評） | わだ　よしのり<br>和田　剛典 | （大阪府本部） |
| 同（公企評） | まつもと　あきかず<br>松本　晃和 | （大阪府本部） |
| 同（衛生医療評） | よしもと　あけみ<br>吉本　明美 | （和歌山県本部） |
| 同（社会福祉評） | しおみ　たかひろ<br>塩見　隆浩 | （京都府本部） |
| 同（政労評） | ふくなが　たけし<br>福永　健志 | （大阪府本部） |
| 同（町村評） | うえだ　ひろまさ<br>上田　洸大 | （和歌山県本部） |
| 同（公共民間評） | かりた　ようすけ<br>苅田　洋介 | （兵庫県本部） |
| 同（臨時・非常勤評） | やまだ　ともひろ<br>山田　知弘 | （大阪府本部） |

| | | |
|---|---|---|
| 同（国保労組協） | まつもと　なおたけ<br>松本　尚武 | （兵庫県本部） |
| 同（青女協） | きたわき　しゅうへい<br>北脇　修平 | （兵庫県本部） |
| 同（公営競技評） | にしまた　えみこ<br>西又　恵美子 | （大阪府本部） |
| 同（都市公共交通評） | にしかわ　しんや<br>西川　真也 | （大阪府本部） |
| 会計監査 | なかたに　ふみあき<br>中谷　文明 | （京都府本部） |
| 同 | すがい　しょう<br>須貝　縦 | （奈良県本部） |
| 同 | えびす　つよし<br>戎　剛 | （兵庫県本部） |
| 特別常任委員 | きむら<br>木村　ひとみ | 自治労副中央執行委員長（大阪） |
| 同 | よしむら　ひでのり<br>吉村　秀則 | 自治労法対労安局長（大阪） |
| 同 | にしおか　たいすけ<br>西岡　泰輔 | 自治労現業局長（大阪） |
| 同 | かわぐち　あつし<br>川口　篤志 | 自治労現業評議会議長（大阪） |
| 同 | ふくなが　こうじ<br>福永　浩二 | 自治労公営企業評議会議長（大阪） |
| 同 | こもり　あきら<br>小森　晃 | 自治労衛生医療評議会議長（和歌山） |
| 同 | ふじもと　みきや<br>藤本　幹也 | 自治労町村評議会議長（奈良） |
| 同 | おかだ　みきじろう<br>岡田　幹二郎 | 自治労国保労組協議会事務局長（滋賀） |
| 同 | かやはら　ひでゆき<br>茅原　秀行 | 自治労公共民間評議会議長（大阪） |
| | 佐田　悟 | 自治労都市公共交通評議会（京都） |
| 同 | はやし　てっぺい<br>林　鉄兵 | 連合本部副事務局長（大阪） |
| 同 | ひらやま　はるき<br>平山　春樹 | 連合本部局長（兵庫） |
| 同 | こいし<br>小石　さとみ | 全労済本部非常勤監事（滋賀） |
| 同 | なんぶ　みちよ<br>南部　美智代 | 労働者福祉中央協議会事務局長（大阪） |
| 同 | たなか　こうじ<br>田中　浩二 | ㈱自治労サービス社長、自治労会館理事長（大阪） |

| | | |
|---|---|---|
| 顧問 | やまだ　やすお<br>山田　保夫 | 元地連議長（大阪） |
| 同 | はちや　きよみ<br>蜂谷　紀代美 | 元地連議長（大阪） |
| 同 | きたい　さとし<br>北井　悟司 | 元地連議長（奈良） |
| 同 | やました　ひろし<br>山下　博司 | 元地連議長（大阪） |
| 同 | ふるかわ　とものり<br>古川　友則 | 元地連議長（奈良） |
| 同 | いしこ　まさあき<br>石子　雅章 | 元地連議長（大阪） |
| 同 | もりかげ　まもる<br>森蔭　守 | 元地連議長（兵庫） |
| 同 | やまぐち　かつみ<br>山口　勝己 | 元地連議長（大阪） |
| 同 | おおの　よしまさ<br>大野　義政 | 元地連議長（兵庫） |
| 同 | なかの　かつとし<br>中野　勝利 | 前地連議長（大阪） |

近畿地方交運労協　第36回定期総会

2025年11月7日（金）
大阪リバーサイドホテル
参加者　奥　坂倉

第36回定期総会は、大阪リバーサイドホテルにおいて、萬田副議長（運輸労連近畿ブロック）の司会進行で開会され、資格審査及び議事運営委員を選出した後、議長団として藤原代議員（私鉄関西地連）、牧野特別代議員（奈良県交運労協）の二名を選出しました。

冒頭、田村議長（私鉄関西地連）の挨拶に続いて、大会書記を任命した後、資格審査報告が行われ、代議員・特別代議員計59名中、出席50名・委任9名・欠席0名との報告があり大会成立が確認されました。

その後、来賓挨拶として連合近畿地方ブロック連絡会の井尻代表幹事、中央交運労協の池之谷議長、立憲民主党衆議院議員の尾辻議員、参議院議員の辻本議員からご挨拶を頂きました。

次に2025年一般活動経過報告及び2025年決算報告並びに会計監査報告が行われ、特に質疑はなく全体の拍手で確認の後、議案の部に移りました。

議案の部としては、第1号議案「2025年剰余金処分（案）」、第2号議案「2026年活動方針（案）」、第3号議案「2026年予算（案）」が順次提起され、こちらについても特に質疑はなく活動方針から予算に至るすべての議案について満場一致で承認されました。

引き続き、第4号議案「2026年役員選出について」が羽野役員選考委員長（JR連合近畿地協）から提案され、同様に満場一致で新役員が選出されました。

その後、総会宣言（案）を採択した後、議長団・総会役員解任、奥副議長（自治労近畿地連）の閉会挨拶を経て田村議長の音頭による「団結ガンバロウ」で総会を締めくくりました。

総会終了後、中央交運労協前事務局長の慶島さんによる学習会「交運労協の当面の課題と取り組み」が行われました。

# 近畿交運労協 ２０２６年 役員名簿

2025 年 11 月 7 日
第 36 回定期総会選出

| 役 職 名 | 氏 名 | 組 織 名 |
|---|---|---|
| 議 長 | たむら たかのり<br>田 村 孝 範（再） | 私 鉄 関 西 地 連 |
| 副 議 長 | はの あつし<br>羽 野 敦 之（再） | Ｊ Ｒ 連 合 近 畿 地 協 |
| | まんだ しんいち<br>萬 田 伸 一（再） | 運輸労連近畿ブロック |
| | あずま ただよし<br>東 忠 義（再） | 交通労連関西地方総支部 |
| | おく ひろゆき<br>奥 博 之（再） | 自 治 労 近 畿 地 連 |
| | にしむら こうじ<br>西 村 浩 二（再） | 私 鉄 関 西 地 連 |
| 事務局長 | にしむら まこと<br>西 村 誠 （再） | Ｊ Ｒ 連 合 近 畿 地 協 |
| 事務局次長 | き お ひろし<br>木 尾 博 （再） | 交通労連関西地方総支部 |
| | にしかわ しんや<br>西 川 真 也（再） | 自 治 労 近 畿 地 連 |

| 役　職　名 | 氏　　名 | 組　織　名 |
|---|---|---|
| 幹　　事 | うつみ　かずのぶ<br>内　海　和　宣（再） | 私　鉄　関　西　地　連 |
| | どうはら　ひろし<br>堂　原　　浩　（再） | 運輸労連近畿ブロック |
| | じんない　つねはる<br>陣　内　　恒　治（再） | 全　港　湾　関　西　地　本 |
| | かきぬま　ようすけ<br>垣　沼　　陽　輔（再） | 全日建連帯近畿地本 |
| | おおみなみ　まさひこ<br>大　南　　昌　彦（再） | 私鉄関西ハイタク労連 |
| | ひろた　　らいた<br>廣　田　　雷　太（再） | ＪＰ労組近畿郵便輸送支部 |
| | | ＪＲ総連近畿地方協議会 |
| | しらつち　たけひろ<br>白　土　　武　裕（再） | 新運転関西職別労供労組 |
| | さわなが　としひろ<br>澤　永　　敏　弘（再） | 自　運　労　大　阪　支　部 |
| | さくらい　くにひろ<br>櫻　井　　邦　広（再） | 全　自　交　関　西　地　連 |
| | なみがた　ひろき<br>波　形　　裕　樹（再） | 鉄　構　労　大　阪　支　部 |
| | おがわ　　けいじ<br>小　川　　敬　二（再） | 大　阪　交　運　労　協 |
| | いたたに　みつよし<br>板　谷　　光　芳（再） | 和　歌　山　県　交　運　労　協 |
| | あきやま　ゆうじ<br>穐　山　　裕　次（再） | 京　都　交　運　労　協 |
| | うらくぼ　ゆきひろ<br>浦久保　　幸　浩（再） | 奈　良　県　交　運　労　協 |
| | かわい　かずとし<br>河　合　　和　俊（再） | 兵　庫　県　交　運　労　協 |
| | しらさき　　なおき<br>白　﨑　　直　樹（再） | 滋　賀　県　交　運　労　協 |
| 会計監査 | そのだ　　おさむ<br>園　田　　修　（再） | 私鉄関西ハイタク労連 |
| | なかがわ　しんいち<br>中　川　　慎　一（再） | ＪＰ労組近畿郵便輸送支部 |

※　ＪＲ総連近畿地方協議会の幹事枠について、前任者退任に伴い、後任決定（11月下旬予定）後、2026年1月の「第1回役員会・幹事会合同会議」で追認とします。

# 自治労兵庫県本部　都市公共交通評議会　街頭行動

# 「くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーン 2025 秋」

日　時　　2025 年 11 月 21 日（金）18 時～
場　所　　神戸市営地下鉄三宮駅構内、三宮駅周辺バス停
参加者　　18 名

兵庫県本部都市交評の「くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーン 2025 秋」の取り組みとして、神戸交通労働組合、伊丹交通労働組合、県本部都市交評事務局で、神戸市営地下鉄三宮駅構内及び三宮駅周辺バス停で街頭行動を実施しました。

街頭行動では、「ティッシュ」を配布し、日頃から市バス・地下鉄をご利用いただいていることに対して感謝を伝えるとともに、交通が抱える課題や公共交通の重要性など、市民・利用者に訴えました。

来春の取り組みは伊丹交通管内で実施することを確認しています。

**連合　神戸地域協議会　第35回定期総会**

日　時　…　2025年11月28日（金）　14時00分
場　所　…　神戸メリケンパークオリエンタルホテル「瑞天」
出席者　…　奥・坂倉・藤野

定期総会は、小林副議長の司会で開会し、議長団に宮藤代議員（関西電力労組）、杉本代議員（白鶴酒造労組）を選出し、その後、総会役員や書記の選出を行いました。

冒頭、連合神戸地域協議会を代表して長谷川議長より挨拶があり、続いて、来賓として連合兵庫の長谷川事務局長、神戸市の今西副市長、兵庫県神戸県民センターの内藤センター長、神戸市会議員の横畑議員、国民共済コープ兵庫推進本部の矢田事務局長から激励の挨拶を受けたのち、資格審査委員会より、出席代議員の定足数を確認、定期大会の成立が宣言され、総会運営委員会からの議事日程を確認した後、議事に移りました。

報告事項として、2025年度活動経過報告が小川副議長から、2025年度会計報告が守本副議長から、2025年度会計監査報告が沢田会計監査からそれぞれ報告され、報告内容の通り確認しました。協議事項として、第1号議案「2026年度活動方針（案）の件」が宇高事務局長から、第2号議案「2026年度予算（案）の件」が柴田副議長から、第3号議案「2026年度役員選出の件」が松田選挙管理委員長から、第4号議案「2025年度退任役員表彰の件」が中村新事務局長から、それぞれ提案され、各議案とも満場一致で承認されました。

すべての議事の終了後、スローガンの採択を行い、最後に加藤新議長の発声で「団結ガンバロウ」を三唱し、第35回定期総会は終了しました。

# 2026年度連合神戸地域協議会役員候補

| 役職名 | 氏名 | 産別(単組・支部) | |
|---|---|---|---|
| 議長 | 加藤　明 | 電気連合 | (三菱電機労組神戸支部) |
| 議長代理 | 前田　祐太郎 | 自治労 | (神戸市従業員労組) |
| 副議長 | 大木　裕一 | 基幹労連 | (神戸製鋼所労組神戸支部) |
| 同 | 山下　健 | UAゼンセン | (大阪ガス労組兵庫支部) |
| 同 | 福井　一生 | 自動車総連 | (兵庫トヨタ自動車労組) |
| 同 | 柴田　健太郎 | 日教組 | (神戸市教職員組合) |
| 同 | 松本　成悟 | 電力総連 | (関西電力労組兵庫地区本部) |
| 同 | 西口　竜也 | JAM山陽 | (シスメックスユニオン) |
| 同 | 神谷　大祐 | JP労組 | (JP労組北神戸支部) |
| 同 | 守本　宗生 | 私鉄総連 | (神戸電鉄労組) |
| 同 | 小川　弘貴 | 兵庫フード連合 | (全森永労組神戸支部) |
| 事務局長 | 中村　康宏 | 基幹労連 | (三菱重工労働組合神戸造船支部) |
| 会計監査 | 澤田　隼 | ゴム連合 | (住友ゴム労組神戸支部) |
| 同 | 茨木　崇司 | 運輸労連 | ( 全日通労組兵庫県特定支部神戸協議会 ) |
| 幹事 | 中野　賢 | 基幹労連 | (神戸製鋼所労組神戸支部) |
| 同 | 前島　一雅 | 同 | (川崎重工労組神戸支部) |
| 同 | 福岡　琢也 | 同 | (三菱重工労働組合神戸造船支部) |
| 同 | 久保　雅靖 | 同 | (JFE建材労組) |
| 同 | 小寺　忠則 | 自治労 | (神戸市職員労組) |
| 同 | 藤野　雄大 | 同 | (神戸交通労組) |
| 同 | 西川　雅之 | 同 | (全国一般兵庫地方労組) |
| 同 | 寺田　史記 | UAゼンセン | (トーホーユニオン) |
| 同 | 山雄　育美 | 同 | (全神栄労働組合) |
| 同 | 下奥　啓太 | 自動車総連 | (神戸自動車工業労組) |
| 同 | 千葉　晋也 | 日教組 | (神戸市教職員組合) |
| 同 | 本岡　良 | 電機連合 | (富士電機労組神戸支部) |
| 同 | 山本　貴士 | 同 | (パナソニックアプライアンスユニオンくらしアプライアンス支部 キッチンアプライアンス分会神戸拠点) |
| 同 | 遠藤　義一 | JAM山陽 | (ナブテスコ労組) |
| 同 | 居地　一馬 | JP労組 | (JP労組神戸東支部) |
| 同 | 宮藤　大作 | 電力総連 | (関西電力労組神戸支部) |
| 同 | 金本　智史 | 兵庫フード連合 | (敷島製パン労組神戸冷食支部) |
| 同 | 岩藤　幸夫 | 情報労連 | (NTT労組兵庫分会) |
| 同 | 黒澤　允裕 | 私鉄総連 | (山陽電鉄労組) |
| 同 | 小西　隆敏 | JR連合 | (JR西労組神戸支部) |
| 同 | 山崎　翔子 | サービス連合 | (オリエンタルホテル労連) |
| 同 | 久常　順治 | 全水道 | (神戸市水道労組) |
| 同 | 板橋　一信 | 全自交 | (ポートグループ労組) |
| 同 | 島川　傑生 | 税関労連 | (日本税関労組神戸地区本部) |
| 同 | 馬場　康介 | JEC連合 | (ミヨシ油脂労組関西支部) |
| 同 | 福田　悦司 | 国公総連 | (全農林労組兵庫分会) |
| 同 | 香西　真子 | 政労連 | ( 社会保険診療報酬支払基金労組兵庫支部 ) |
| 同 | 篠畑　孝行 | 日放労 | (日本放送労組神戸分会) |

計　42名

## 大都市共闘都市交通部会 2025 年度第 1 回幹事会

日　時　　2025 年 12 月 3 日（水）　15:00～
場　所　　三宮花時計前駅 会議室
出席者　　北海道本部　：札　交　館山　政人
　　宮城県本部　：仙　交　田村　陽樹
　　東京都本部　：東　交　見城　史浩、佐藤　尚宣
　　神奈川県本部：横　交　梅谷　英昭
　　神奈川県本部：川　交　松本　義昭
　　愛知県本部　：名　交　大原　拓士、曽根　寛泰
　　京都府本部　：京　交　佐田　悟
　　兵庫県本部　：神　交　奥　　博之
　　福岡県本部　：北九交　三浦　弘光
　　福岡県本部　：福　交　荒木　康宣
　　熊本県本部　：熊　交　古賀　弘

【報告事項】
1．都市交通部会 2025 年度第 1 回役員会（9/10）報告

2．2025 年度都市交通部会役員・幹事名簿
　＊第 1 回幹事会で選出された役員体制に基づくもの

3．各都市の人事委員会勧告の状況並びに確定闘争の妥結内容について
　各都市の人事委員会勧告について、以下の内容を確認した後、2025 賃金確定闘争において、各単組で妥結された内容の報告を行いました。
【各都市の人事委員会勧告の状況】

| 都市名 | 勧告日 | 月例給 | 特別給 |
|---|---|---|---|
| 札幌市 | 9/16 | 11,958 円（3.29%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 仙台市 | 10/8 | 11,633 円（3.04%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 東京都 | 10/11 | 13,580 円（3.24%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.90 月 |
| 横浜市 | 10/15 | 13,469 円（3.33%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 川崎市 | 10/6 | 12,694 円（2.97%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 名古屋市 | 9/5 | 13,533 円（3.38%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 京都市 | 9/11 | 11,780 円（2.89%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 神戸市 | 9/18 | 12,128 円（2.91%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 北九州市 | 9/24 | 12,301 円（3.03%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 福岡市 | 9/3 | 13,278 円（3.41%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |
| 熊本市 | 10/7 | 14,032 円（3.88%）引上げ | 0.05 月引上げ ⇒ 4.65 月 |

４．2024 年度公営交通事業決算調及び給与に関する調べ

本来であれば、公営交通事業協会から各都市に「公営交通事業決算調」が配布されている時期でありますが、今年はまだ配布されていないため、各都市の決算状況や給与の状況については、あらためて報告することとしました。

【協議事項】

１．2025 年度役員体制の変更について

都市交通部会第 10 回総会の第 1 号議案で、2025 年度役員体制を確認しましたが、8 月 21 日に開催した都市交評第 7 回代表者会議において、都市交評の新役員体制が確認されました。これを受け、都市交通部会の役員体制を変更する必要が生じました。また、総会以降に仙台市交通の役員改選もあったため、以下の通り役員体制を変更することについて確認しました。

（変更内容）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大都市共闘 | 副議長 | 福田　智 | → | 佐田　悟 |
| | 都市幹事 | 松岡　真二 | → | 見城　史浩 |
| 都市交通部会 | 副部会長 | 佐田　悟 | → | 梅谷　英昭 |
| | 幹　事 | 大場　政信 | → | 田村　陽樹 |

２．都市交通部会の年間スケジュールについて

都市交通部会の各種会議については、例年通り、本部都市交評の会議開催に可能な限り日程を合わせ開催する予定です。

また、都市交通部会の分科会としての取り組みについて、年間予算との関わりもあることから、都市交評各部会へのオブ参加については、隔年で対応することで確認しています。しかしながら、2026 年度より各部会の開催数が減少したことにより、各部会への参加日程が限定されることとなります。これを踏まえ、毎年度の各部会の日程を考慮し、都市交通部会役員全員で参加した上で、同時に役員会または幹事会を開催することで確認しました。

また、2025 年度会議日程については、下記の日程（案）で開催することで確認しました。

〔2025 年度会議日程（案）〕

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第１回幹事会 | 2025 年 12 月 3 日(水) | 15 時 00 分～ | 〔神戸〕 |
| 第２回役員会 | 2026 年 2 月 19 日(木) | 〔東京〕 | ←議員懇総会に合わせる |
| 鉄軌道部会（オブ参加） | 2026 年 3 月 4 日(水) | | ←東京メトロ |
| | ～5 日(木) | 〔東京〕 | |
| 第３回役員会 | 2026 年 3 月 5 日(木) | 〔東京〕 | ←鉄軌道部会終了後 |
| 第２回幹事会 | 2026 年 5 月 14 日(木) | 〔福岡〕 | ←組織集会終了後 |
| 第４回役員会 | 2026 年 6 月 3 日(水) | 〔東京〕 | ←バス部会終了後 |
| 2025 年度会計監査 | 2026 年 6 月初旬 | 〔　　〕 | |

３．大都市共闘拡大幹事会への参加について

今年の大都市共闘拡大幹事会は、12 月 7 日（日）に開催され、拡大幹事会自体は WEB との併用で行われる予定です。なお、拡大幹事会には、大都市共闘の佐田副議長、見城都市幹事、都市交通部会の大原部会長、梅谷副部会長、奥事務局長の計 5 名が出席し、協議内容等については一任していただくことで確認しました。

４．都市交通部会第 11 回総会の開催について

これまでに開催した計 10 回の都市交通部会の総会の日程や開催場所等を考慮し、下記のとおりの日程及び開催場所とすることで確認しました。

〔開催期日〕　2026 年 6 月 26 日（金）　＊15 時開会の予定

〔開催場所〕　横浜市

# ２０２５年度役員体制について（案）

（変更前）

| 分　類 | 役職名 | 氏　名 | 本部名 | 単組名 | 単組役職 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大都市共闘 | 副議長 | 福田　　智 | 東京都 | 東京交通 | 特別執行委員 |
| | 都市幹事 | 松岡　真二 | 愛知県 | 名古屋交通 | 特別執行委員 |
| 都市交通部会 | 部会長 | 大原　拓士 | 愛知県 | 名古屋交通 | 執行委員長 |
| | 副部会長 | 佐田　　悟 | 京都府 | 京都交通 | 執行委員長 |
| | 事務局長 | 奥　　博之 | 兵庫県 | 神戸交通 | 執行委員長 |
| | 会計監査 | 館山　政人 | 北海道 | 札幌市交通 | 執行委員長 |
| | 会計監査 | 三浦　弘光 | 福岡県 | 北九州市交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | 大場　政信 | 宮城県 | 仙台市交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | 見城　史浩 | 東京都 | 東京交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | 佐藤　尚宣 | 東京都 | 東京交通 | 書記長 |
| | 幹　事 | 梅谷　英昭 | 神奈川県 | 横浜交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | 松本　義昭 | 神奈川県 | 川崎交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | 曽根　寛泰 | 愛知県 | 名古屋交通 | 書記長 |
| | 幹　事 | 荒木　康宣 | 福岡県 | 福岡交通 | 書記長 |
| | 幹　事 | 古賀　　弘 | 熊本県 | 熊本市交通 | 執行委員長 |

↓

（変更後）

| 分　類 | 役職名 | 氏　名 | 本部名 | 単組名 | 単組役職 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大都市共闘 | 副議長 | **佐田　　悟** | 京都府 | 京都交通 | 執行委員長 |
| | 都市幹事 | **見城　史浩** | 東京都 | 東京交通 | 執行委員長 |
| 都市交通部会 | 部会長 | 大原　拓士 | 愛知県 | 名古屋交通 | 執行委員長 |
| | 副部会長 | **梅谷　英昭** | 神奈川県 | 横浜交通 | 執行委員長 |
| | 事務局長 | 奥　　博之 | 兵庫県 | 神戸交通 | 執行委員長 |
| | 会計監査 | 館山　政人 | 北海道 | 札幌市交通 | 執行委員長 |
| | 会計監査 | 三浦　弘光 | 福岡県 | 北九州市交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | **田村　陽樹** | 宮城県 | 仙台市交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | 佐藤　尚宣 | 東京都 | 東京交通 | 書記長 |
| | 幹　事 | 松本　義昭 | 神奈川県 | 川崎交通 | 執行委員長 |
| | 幹　事 | 曽根　寛泰 | 愛知県 | 名古屋交通 | 書記長 |
| | 幹　事 | 荒木　康宣 | 福岡県 | 福岡交通 | 書記長 |
| | 幹　事 | 古賀　　弘 | 熊本県 | 熊本市交通 | 執行委員長 |

兵庫県交運労協　第33回定期大会

2025年12月4日（木）
いこいの村はりま
参加者　奥　坂倉　佐藤

第33回定期大会は、いこいの村はりまにおいて、中島副議長（交通労連）の司会進行で開会され、大会議長として本田代議員（JR連合）を選出した後、資格審査報告が行われ、代議員30名中、出席27名・委任3名・欠席0名との報告があり大会成立が確認された後、大会役員及び書記の任命がありました。

冒頭、河合議長（運輸労連）の挨拶に続いて、来賓挨拶として近畿地方交運労協の西村事務局長、兵庫県会議員の黒田議員、神戸市会議員の加地議員からご挨拶を頂きました。

次に2025年・活動経過報告及び2025年・会計決算報告並びに会計監査報告が行われ、活動経過報告では、安尾代議員（全自交）から不当解雇撤回を求める地位確認等請求訴訟の経過についての意見がありました。そして、全体の拍手で確認の後、議案の部に移りました。

議案の部としては、第1号議案「2026年・活動方針（案）」、第2号議案「但馬地域協議会の廃止について」、第3号議案「2026年・会計予算（案）」、が順次提起され、第1号議案の質疑では、片田代議員（全港湾）から年金開始年齢延長について、倉橋代議員（JR総連）からローカル線についてと、平和運動についての意見がありました。

そして活動方針から会計予算に至るすべての議案について満場一致で承認されました。

その後、スローガン採択、大会宣言採択を経て、「2026年役員選出について」が中山役員選考委員長（私鉄総連）から提案され、同様に満場一致で新役員が選出されました。

そして新・旧役員の挨拶の後、大会議長・大会役員及び書記の解任、河村副議長（運輸労連）の閉会挨拶を経て河合議長の音頭による「団結ガンバロウ」で大会を締めくくりました。

自兵本発 2026 第 100 号
2025 年 12 月 8 日

各ブロック議長　　様
各単組委員長　　様
各単組福利厚生担当者　様

自治労兵庫県本部
執行委員長　尾西　亮太郎
（文化・スポーツ担当）

# 県本部第 45 回囲碁・将棋大会試合結果について

連日のご健闘に対し、心から敬意を表します。

さて、県本部囲碁・将棋大会については 12 月 6 日に、囲碁 11 人、将棋 30 人の参加のもと無事終了しましたので、大会各クラスの試合結果についてご報告します。

記

【囲碁の部】

本因坊戦　優　勝：木原　由理（太子町職）2 連覇
　　準優勝：中嶋真一郎（神戸市職労）
　　第 3 位：平山　俊一（神戸市職員退職者会）
Ａクラス　優　勝：森下拳士朗（太子町職）次回は本因坊戦へ
　　準優勝：塚本　雅昭（神戸市職員退職者会）
　　第 3 位：前川　郁雄（神戸市職員退職者会）
Ｂクラス　優　勝：松岡　　輝（加東市労連）次回はＡクラスへ
　　準優勝：田代　裕昭（姫路市職）

【将棋の部】

名人位戦　優　勝：高田　陽平（尼崎市職労）5 連覇
　　準優勝：豊永　雄也（佐用町職）
　　第 3 位：古家　慎一（姫路市職）
Ａクラス　優　勝：稲葉　昌大（豊岡市職労）次回は名人位戦へ
　　準優勝：大槻　　稔（豊岡市職労）
　　第 3 位：今枝　誠之（明石市職労）
Ｂクラス　優　勝：川戸　　陽（太子町職）次回はＡクラスへ
　　準優勝：近野　公彦（明石市職労）

第３位：青井　敏昭（伊丹市職労）

Ｃクラス　優　勝：松本　拓也（姫路市職）次回はＢクラスへ

準優勝：谷口　祥規（豊岡市職労 OB）

第３位：荻野　浩二（姫路市職）

※各クラス試合結果は次ページ以降に掲載

以　上

将棋の部・名人位組み合わせ表

優　勝 高田陽平

準優勝 豊永雄也

第3位　古家慎一




3位決定戦

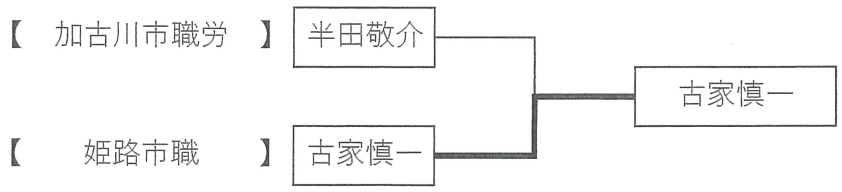

## こくみん共済 coop 公式アプリの登録拡大の取り組みについて

神戸交通は、2025 年 11 月 21 日の第 19 回執行委員会において、こくみん共済 coop 公式アプリの登録拡大の取り組みについて協議しました。

公式アプリでは、2025 年 10 月から契約照会や電子証書の印刷が出来るようになりました。また、2026 年 5 月から追加機能として、じちろうマイカー共済の契約変更が対応できるようになります。組合員向け告知ツールを使っての周知を図ることになっています。

機関会議確認に基づき、組合本部に資料が届き次第、各支部での配布を実施することとしました。

# もっと便利に もっと身近に 進化中！

スマホで契約確認が可能に！

# こくみん共済 coop 公式アプリ

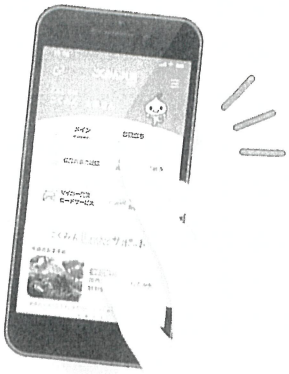

とっても便利なこくみん共済 coop 公式アプリ！
皆さんのご利用をお待ちしています！



## 2025年10月26日からの追加機能

### 便利！その1

契約照会画面で掛金や保障内容を確認できます！

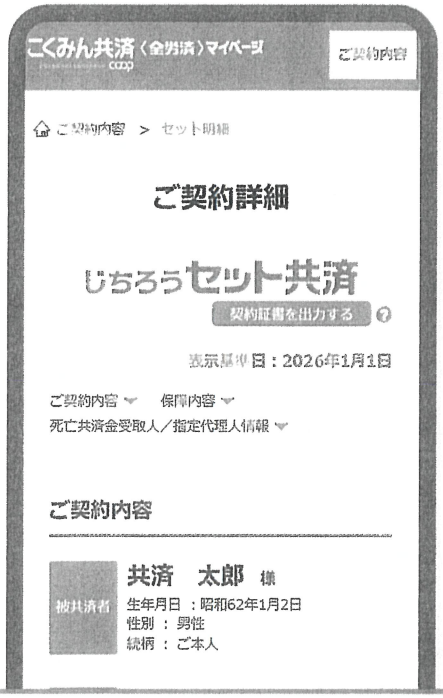


### 便利！その2

電子証書の閲覧・印刷ができます！




さらに

## 2026年5月からの追加機能

もっと便利に！

### じちろうマイカー共済

公式アプリで
じちろうマイカー共済の
契約変更が
できるようになります！

こんなお悩みも、もうすぐ解決！



例えばこんなとき

明日納車なのに、組合事務所はお休み…どうしよう。今日中に車両変更手続きをしたいけど、間に合うかな？

## 公式アプリで利用できる

生活応援

### 生活設計サポート

組合員特典価格などで約18万種類のサービスや
もしもの事前・事後の生活全般をサポート

詳細はこちらのページをご覧ください。

## 公式アプリは マイカーのトラブル時にも便利！

### じちろうマイカー共済

公式アプリから
ロードサービスの
手配や事故受付も
できます。

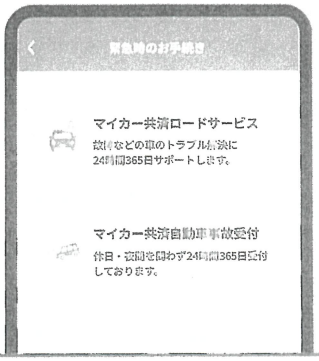


こくみん共済〈全労済〉
自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地（先）の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



公式アプリ導入手順の
詳細は中面をご覧ください。

自兵本発第71号
2025年11月17日

各ブロック議長　様
関係単組委員長　様

自治労兵庫県本部
執行委員長　尾西 亮太郎
（教宣部）

# 自治労兵庫県本部「公式LINE」の取り組みについて

## ― 友だち登録 スタートアップキャンペーン ―

連日の活動に敬意を表します。

さて、10月の自治労兵庫県本部定期大会で確認しましたSNSの取り組みについて、自治労兵庫県本部の「LINE公式アカウント」を開設しました。

11月6日から組合員向けに公開をはじめており、同日に開催しました県本部確定総決起集会の参加者の皆さんへ友だち登録のチラシも配布したところです。

各単組におきましては組合員への周知および公式LINEへの友だち登録への取り組みをお願いします。

記

1．自治労兵庫県本部 「公式LINE」について

公式LINEでは「News」「じちろう共済」「くみサポ」「コラム」を掲載しています（右スマホ画面 リッチメニュー参照）。

〖各ボタンの概要〗

『News』　県本部ホームページ（組合員専用）がパスワード不要で閲覧可能となります。

『共済』　各共済メニューの掛金試算などを掲載してます。

『くみサポ』　自治労組合員だけが利用できる様々なお店のサービスなどを掲載しています。（現在、拡大中）

『コラム』　月2回の配信で掲載したコラムが読めます。

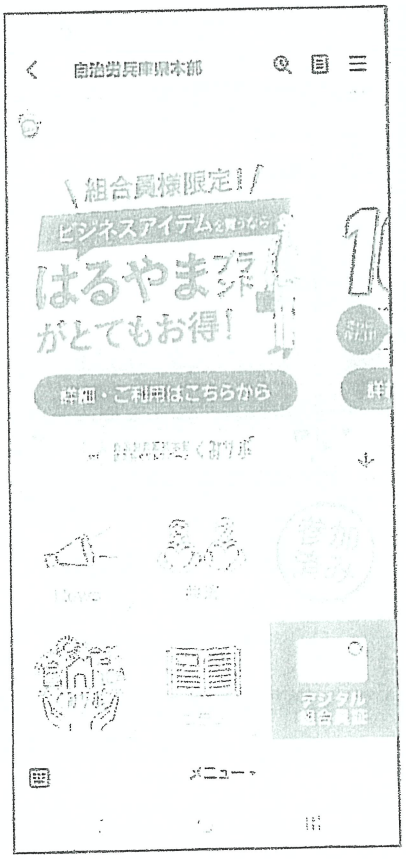


※ 今回の公式LINEについては、単組ごとの独自メニュー作成やご自分の単組組合員向けた通知や情報発信などの機能も備えています。

※ 県本部公式LINEは月2回（第2・第4水曜日 12：00頃）配信をおこないます。

神戸交通労働組合のみなさま

# 自治労兵庫県本部 LINEで いいことといっぱい！



おトクな くみサポ情報をゲット！

いつでもクーポンは確認・使用可能！※

キャンペーンやイベント情報も配信！




※ 使用期限のあるクーポンもございますので、使用前に一度ご確認ください。

# スタートキャンペーン

2026年2月13日(金)まで




抽選で150名様に1,000円相当の缶詰セットが当たるキャンペーン！

さらに、ご参加いただいた方全員を対象にAmazonギフト券 10,000円分が5名、5,000円分が10名に当たるダブルチャンスも！

自治労兵庫県本部LINE公式アカウントを友だち追加すると参加できます。

※スピードくじの賞品発送は翌月の中旬頃となります。
※ダブルチャンスの抽選結果は2026年2月13日以降HPで発表、当選者へはLINEでもお知らせいたします。

**友だち追加・キャンペーン参加はこちらから！**

# 市労連関係

## 市労連　小委員会交渉

日　時　…　2025年10月28日（火）　17時30分
場　所　…　市役所1号館13階　行財政局会議室
出席者　…　藤野・佐藤

市労連は、10月28日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で市労連は、賃上げや職場要求を踏まえ制度改善等の申し入れを行いました。これに対し当局は、賃金確定・制度改善要求について回答し、給与改定については改めて回答するとの考え方を示しました。

【市労連】　給料表について、国の勧告では高齢層まで大幅な引上げがされており、神戸市においても、中高齢層の大幅引上げと経過措置対象者の引上げを求めます。地域手当について、来年度以降についても 12％を維持するよう求めます。再任用職員への各種手当の支給、特に、一時金について職員と同じ月数の支給をしていただくよう求めます。国は自家用車等の使用に関して通勤手当の見直しを行っています。神戸市においては、国どおりではなく、神戸市の実態に即してすべての区分で引上げを行うよう求めます。休暇関連について、各種部分休業について、制度を利用できるよう職場体制を整えるようお願いします。

【市労連】　給料表の改定について、中高齢層の離職防止の観点から、安心して働き続けられる給与体系を構築するためにも、中高齢層への配分も十分に考慮していただきたいと思います。地域手当については引き続き 12％を維持していただきたいと思います。交通局では、2024年4月1日より、自動車運転者に対し、原則9時間の勤務間インターバルが義務付けられました。しかしながら、現在の有料道路の支給基準では、有料道路が使用できず、通勤に片道約1時間半から2時間かかる職員もいるため、9時間の勤務間インターバルを確保しても、十分な睡眠時間が確保できない状況となっています。通勤時間を短縮するため、有料道路の認定基準の緩和を検討していただきたいと思います。中高齢層はこれまでの間、60 歳定年で生活設計を立ててきたところです。しかし、定年が延長されることで、退職金の支給も延長されることとなり、60 歳時に住宅ローンなどを清算する生活設計が崩れ、困っている職員が多数存在します。また、60歳以降は7割の給与水準になるため、住宅ローンなどが重くのしかかり、厳しい生活状況になっています。このような生活状況を考慮し、退職金を一部支給するなど、何か対策を検討していただきたいと思います。

【市労連】　暫定再任用制度については、これまでの再任用制度とは異なり、「現職と同等の職務と責任の下で勤務すること（正規職員と同様の配置）を基本」としていることから、職務・職階又は人事給与制度の観点から4級から4級、3級から3級といった給与格付けになったと理解しており、これについては、制度見直しの内容を鑑みると正しい考え方であり、一定評価できるもので

あると考えています。水道局では、この間、水道技術職を導入していることから、現在も水道技術職とともに企業職も同様に業務遂行していますが、水道技術職はより職責のある業務をおこなっており、退職した後も現職の時と同等の職務をこなしているといった状況となっています。2021 年の人事給与制度の見直しにおいて、「より一層、職務・職責を反映した給与体系の再構築」と当局は示していましたが、制度の主旨を踏まえますと、現在の暫定再任用制度では、企業一般職 3 級のみが大きく取り残された状態となっています。また、それに伴って、企業一般職 4 級の処遇改善が必要になってくると考えています。これまで、当局として、「高齢者雇用については、今後も意見を聞く」といったこと、とりわけ、「再任用の処遇改善については、定年引上げの議論に関わらず、引き続き意見を聞く」といった回答を示していることから、企業一般職 3 級と 4 級の暫定再任用職員の処遇改善及び課題に対応した制度のアップデートを求めておきたいと思います。

【市労連】　学校現場の現状を踏まえ、人材確保の観点で以下三点について要求します。一点目に、全職員の月例給引上げはもちろんのこと、中高齢層の大幅な引上げを求めます。学校現場では、精神疾患による休職・退職者の増加や、代替教員の不足によって、未配置のまま運営している状況が依然として数多くあります。その中で経験の浅い教員のサポートや未配置の穴埋めを、中高齢層のベテラン教員が担っています。それにも関わらず、昨年度の給与改定で中高齢層の給与があまり上がらなかったため、モチベーションの低下につながりました。中高齢層からはやりがいを感じられないと離職を含んだ内容の相談も増えており、人材確保の観点からも問題があると考えます。60 歳超えの職員、再任用職員の処遇改善も同じ理由から強く求めます。 二点目に、子の看護休暇、介護休暇の拡充を求めます。具体的には子の看護休暇については対象を中学校卒業までにすること、学校行事や臨時休校等への要件を拡充すること、また、インフルエンザやコロナ等、療養に一定の期間を要するものは診療明細書等に加え、学校園に提出する登校確認書を添付することで上限を超えない範囲で療養に必要な期間の取得を可能とすることを求めます。また子の看護休暇、短期の介護休暇ともに、取得期間を対象者一人当たり 5 日にすることを求めます。学校現場では、子育て世代の離職が増えており、また介護が必要な世代の負担も増えています。子育てや介護をしながらでも無理なく働ける環境整備も人材確保に直結します。三点目に、通勤手当の拡充を求めます。地域の見回りや家庭訪問など校務に自家用車を利用せざるを得ない勤務の特殊性が学校にはあり、公共交通機関を利用すると時間も費用も多くかかるケースが数多くあります。しかし、公務に使用しているにも関わらず目的外使用とされ、毎月駐車料金にあたる使用料を支払っています。人事院勧告で新たに示された駐車料金等にかかる通勤手当をこの使用料にも適応させることを強く望みます。長時間労働是正と合わせて、通勤時間の短縮は、教職員の人材確保策につながります。

【市労連】　まず一点目ですが、今年度給特法が 53 年ぶりに改正し、十分ではありま

せんが、小中高のほとんどの教員の処遇改善が行われています。しかし、その中で教職調整額の4%から10%の増額について幼稚園教諭のみが対象外とされています。幼稚園教諭も同じように超過勤務、持ち帰り仕事をしています。超過勤務解消が課題であるとともに教員のモチベーション維持のためにも処遇改善は同じような対応が必要です。神戸市が国の施策に従って幼稚園教諭を対象外としたのであれば、その代わりに神戸市独自の幼稚園教諭の処遇改善策をお願いしたいと思います。二点目です。子育て支援休暇の要求とともに介護の方も充実させてください。親の介護を毎週やっている職員が短期介護休暇だけでは足りず年休を消化するということにより疲弊し退職を考えています。毎日、朝、夕と介護をしている職員もいます。高齢層にも理解を示し、介護離職を少しでも減らす努力を続けてください。 三点目ですが、駐車場料金についてです。目的外使用として駐車料金を支払っていることや校外に駐車して駐車料金を支払っている教員が多くいます。これは長時間勤務や持ち帰り仕事、部活動の道具運搬のため車通勤をしている現状があります。駐車場料金についての制度見直しをお願いいたします。四点目ですが、通勤時間が大幅に短縮となり、負担軽減となる新神戸トンネルの条件緩和や山麓バイパスの通勤利用を通勤経路として認めていただきたい。出張時だけでなく、通勤認定をしてください。

【当　局】　皆さま方より、10月7日に2025年度賃金確定・制度改善に関するご要求をいただき、本日も、ご要求に関するお話をいただきました。私からは、本日における私どもの考え方を申し上げます。給与改定につきましては、今年度の本市人事委員会勧告において、人事院勧告や国や他の政令指定都市の改定傾向を考慮のうえ、給与改定を行うよう勧告がなされております。本市ではこれまでも勧告を尊重して対応してきており、現在、どのように対応できるか検討を進めているところでございます。地域手当につきましては、今年度の本市人事委員会からの報告において、近隣市等の地域手当の支給割合を鑑みると、支給割合引下げによる人材確保への影響が懸念されるため、引き続き対応を検討していく必要があるとされております。令和 8 年度以降の取扱いについては、本市人事委員会からの報告のほか、あらゆる状況等を踏まえながら、職員の給与水準に影響を与えないよう引き続き検討する必要があると考えており、改めて考えをお示しさせていただきます。人事評価制度につきましては、人事・給与制度の見直しの中で、適切な人事評価の実施に向けた取り組みを進めるとともに、今年度より、人事評価結果の勤勉手当への反映において、特に優秀な職員や、庁内における人材育成・課題解決の観点から特に必要とされる役割を担う職員に対して、支給月数を加算することができる制度を新設し、制度見直しを行ったところです。また、来年度より、係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映において、現在実施している下位区分への反映に加えて、新たに上位区分へも反映を予定しているところです。今後も、人事委員会の報告等も踏まえながら、制度検証を進めつつ、より一層納得性の高い人事評価制度の運用にしていくとともに、引き続き職員の意欲を引き出すため、人事評価結果の活用に取り組

んでまいりたいと考えております。休暇制度等につきましては、これまでも社会情勢の変化等を踏まえ、充実に努めてまいりました。本年４月からは、子の看護等休暇について、子の入学式等の行事参加の場合にも取得を可能とした他、育児部分休暇の新設、会計年度任用職員についても、病気休暇の有給化及び休暇の取得要件の変更を行いました。さらに、本年 10 月からは、育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化、会計年度任用職員の育児部分休業の対象期間の拡大及び取得要件の変更など、仕事と育児の両立支援等のため、各種制度の拡充を行ったところです。休暇等の取得しやすい職場環境づくりに努めていくことは重要であると認識しており、年次有給休暇等の取得促進にも取り組んでまいりました。一方で本市の休暇制度等につきましては、国の制度を上回るものがあり、国からは見直しを行うよう求められているところです。いずれにしましても、休暇制度等の見直しにつきましては、今後も皆さま方と十分に協議させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、職員が仕事と生活との両立に安心してかつ積極的に取り組むことができるよう、男女を問わず組織的に支援し、その能力を最大限に発揮することが、組織力を維持・向上させるための重要な要素となっていると考えております。特に、在宅勤務制度やフレックスタイム制については、柔軟で多様な働き方を推進するための制度として充実を図ってきたところであり、これまでも対象職員の拡充や取得要件の緩和を行ってきたところでございます。また、仕事と子育ての両立の観点から、育児短時間勤務制度の運用や庁内公募制度における育児等両立応援枠の設置など、勤務環境の整備にも取り組んでおります。次世代育成支援の取り組みにおいては、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として、本年 3 月には第 5 期の行動計画を策定し、男性の育児休業取得率等を目標に掲げ、取り組んでいるところでございます。育児休業取得に対する管理職の意識改革のための研修充実や、育児休業中の代替職員配置により、育児休業を取得しやすい環境整備に努めており、近年の男性の育児休業取得率は増加傾向にあります。また、新たな取り組みとして、今年度より代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算する「職場応援加算」制度を創設し、次世代育成支援の推進を図っております。さらに、本年 10 月には仕事と介護の両立の観点から、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供や介護休暇等に関するオンライン研修の実施など、仕事と介護との両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備にも取り組んでおります。また、業務改革・DX の推進による業務の縮減、局内・所属長等によるマネジメントの強化など、あらゆる手段を講じて、職員の協力も得ながら、時間外勤務の縮減にも取り組んでいるところです。いずれにしましても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員が適切に制度を利用できるよう、各種制度の周知や啓発にも、取り組んでまいります。福利厚生制度につきましては、これまでも、将来にわたり持続可能で安定的な制度となるよう、見直しについて、ご理解・

ご協力をいただ いてきたところでございます。健康対策につきましては、定期健康診断、人間ドック助成制度、メンタルヘルス対策、長時間勤務者の健康対策などに取り組み、職員の心身の不調への早期対応・環境改善に努めているところでございます。「KOBE ベネフィットステーション」につきましては、アプリの機能改善により利便性の向上に努めるとともに、フリーチョイスプランのメニュー追加や特別イベントの開催など、本年 2 月に実施したアンケートによる職員意見を反映しながら、様々な世代の利用促進に繋がるよう今後とも、職員の健康対策に取り組むとともに、職員のモチベーションの向上及び人材の獲得と定着に資する、魅力的な福利厚生制度の充実について、引き続き検討したいと考えております。高齢期雇用につきましては、定年年齢の 65 歳への段階的な引上げや、定年引上げ時の給与をはじめとした勤務条件等、また定年引上げに伴う各種制度の見直しについても、皆さま方と真摯に協議・交渉を重ね、妥結に至ったところでございます。令和5年4月より職員の定年が段階的に引上げられ、令和6年度より定年延長となった職員がおりますが、引き続き、職員が 60 歳以後の勤務の意思を決定できるよう適切に情報提供に努めるなど、丁寧に対応するとともに、高齢職員をはじめすべての職員が安心して働き続けられるよう、責任をもって適切に対応してまいります。なお、65 歳定年の完成を視野に入れた 60 歳前後の職員層の給与カーブの在り方等については、本年の人事院による報告のとおり、引き続き検討を進めていくとされており、引き続き国の動向を注視していく必要があると考えています。私どもといたしましても、高齢期雇用のあり方につきましては、職員が生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、今後とも国や他都市等の動向を注視するとともに、皆さま方のご意見も十分に伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 職場の労働環境の改善と安全作業の確立につきましては、その必要性を十分認識し、取り組んでいるところであり、各局室区の安全衛生委員会を中心として、安全衛生対策の推進を図ってまいりました。また、風通しの良い職場風土・職場環境の実現に向けて、各局室区長がリーダーシップを発揮しながら、職場環境の把握と改善に取り組んでいるところです。今後も継続的に、風通しの良い職場風土・職場環境づくりを図ってまいります。公務災害につきましては、その防止に向けて積極的に取り組むとともに、事故が発生した場合には、事故後の再発防止策の徹底などの取り組みを行っているところです。職員の健康管理につきましては、「こころと身体の健康相談」や外部相談窓口・医療機関における健康相談窓口を設置し、健康相談に取り組んでおります。メンタルヘルス対策としましては、セルフケアやラインケア体制の強化や、休職した職員のより円滑な職場復帰を支援するための「プレ出勤」に取り組んでおります。また、長時間勤務者が在籍する所属を産業医が訪問し、早期支援に繋げる取り組みを行っており、今年度より、新規採用者や病気休暇取得者が在籍する所属にも積極的に訪問するなど、メンタルヘルス対策の強化を図っております。加えて、長時間勤務者に対する産業医面談をはじめとしたアプローチやフォローを強化してきたほか、

長時間勤務の解消についても組織をあげて最優先課題として、引き続き各局室区長の強いリーダーシップのもとで、抜本的に取り組んでまいります。さらに、近年の超高温化により職員の熱中症対策が急務であり、事業者による熱中症対策の義務化も踏まえ、本年４月に「神戸市職員熱中症対策ガイドライン」を策定し、各所属における熱中症対策の水準の引き上げに取り組んだほか、職員のニーズに合わせた新たな空調服を導入しております。今後とも、職員の健康管理の充実に努めるとともに、公務災害の防止、快適で安全な職場環境に向けて、労使一体となって安全衛生対策に取り組んでまいりたいと考えております。完全週休２日制にかかる諸条件の整備につきましては、条件の整ったところから実施してきたところであり、これまでにも一定の前進が図られてきたと考えております。未実施の職場につきましては、閉庁困難職場が多いことから、市民サービスを低下させることなく、完全週休２日制を実施することが難しい状況ではありますが、引き続き、どのような対応ができるのかよく話し合ってまいりたいと考えております。

【市労連】　この間、休暇制度の一定の改善はみられるが、制度を利用しやすい職場体制は整えられていない。また、我々の要求に対して満足のできる回答とはなっていない。中高齢層のモチベーション向上につながる給料表の大幅な引上げ、地域手当の支給割合の維持、本日の単組要求について、十分検討してもらいたい。

【当　局】　給与改定につきましては、先程も申し上げましたとおり、現在、どのように対応できるか検討を進めているところであり、改めてお示しさせていただきます。また、これまでにお伺いしたお話も含め、対応できるものがあるかについては、引き続き検討を行ってまいります。

**市労連　対市団体交渉**

日　時　…　2025年10月30日（木）　17：30～
出席者　…　奥、藤野、佐藤、坂倉（市労連会計）

市労連は、10月30日に正木行財政局長ほか当局代表と団体交渉を行いました。

この交渉で当局は、給与改定要綱（案）を示しました。給料表については、高卒初任給は12,300円、大卒初任給は12,000円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を示しました。これに対し市労連は、地域手当の対応や年末手当について回答が示されておらず、7日の山場までに労使合意できるよう申し入れました。

【当　局】　平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、改めて感謝申し上げます。本日は、給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思います。なお、現時点では、国における給与改定の取扱いが明らかになっておりませんが、給与改定につきましては、これまでも本市人事委員会勧告を尊重して対応してきており、今年度もその姿勢に変わりはございません。人事委員会勧告の内容を速やかに実施させていただきたいという考えのもと、今年度の給与改定について、具体案をお示しさせていただきます。

それでは、お配りしました「令和7年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。まず、「1.給料表」についてでございます。給料表につきましては、別紙「給料表改定案」のとおりといたします。また、企業職員につきましては、それぞれに対応する給料表といたします。改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、高卒初任給は12,300円、大卒初任給は12,000円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料の参考1に記載のとおりといたします。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定と同様、各級の高位号給の改定額を基本に改定を行いたいと考えております。

人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善については、このたびの給料表改定の中で、行政職給料表および医療職給料表（2）の係長級を対象に、全号給においてさらに1,200円の引上げを行い、これまでの引上げと合わせて10,000円の引上げを達成したいと考えております。

次に、「2.宿日直手当」についてでございます。宿日直手当につきましては、国に準じた改定を行うこととし、勤務1回に係る支給額について300

円の引上げ改定を行いたいと考えております。次に、「3.実施時期」についてでございます。実施時期につきましては、令和7年4月1日といたします。なお、これには会計年度任用職員のうち令和7年12月の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は令和7年12月1日からの適用といたします。なお、本日の給与改定要綱（案）にはお示しできておりませんが、交通用具使用者に対する通勤手当につきまして、本市人事委員会からの報告において、本市における自動車等使用者の実態や国、他都市の状況を踏まえ対応を検討していく必要があるとされております。現時点では、国における取扱いが明らかになっていないため、提案には至っておりませんが、国の取扱い等を踏まえ、改めて考えをお示しさせていただきたいと考えております。

国の地域手当の見直しへの対応につきましては、内部で検討を進めておりますが、他都市の動向等を踏まえながら、あらゆる状況を総合的に勘案して判断しなければならず、改めて考えをお示しさせていただきます。

また、期末・勤勉手当の支給月数の改定及び今年度の年末手当の支給日等につきましても、現在、内部で検討を進めており、改めてお示しさせていただきます。今年度の職員の給与改定につきまして、令和7年4月1日実施の職員については、その差額分について年内に支給したいと考えておりますが、支給方法につきましては改めてお示しさせていただきたいと考えております。給与改定に関する事項につきましては、以上でございます。その他のご要求につきましては、できるだけ早急に、私どもの考え方をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【市労連】　給与改定要綱（案）については持ち帰り検討します。地域手当の対応や年末手当の回答が示されていない。また、制度要求についても前進した回答が示されていない。7日の山場までに合意できるよう、十分検討してもらいたい。

R7.10.30

# 令和７年度　給与改定要綱（案）

## １．給料表

別紙「給料表改定案」のとおりとする。
企業職員についてはそれぞれに対応する給料表による。

〔参考１：初任給の基準となる給料月額の改善〕

| | | （現　行） | | （改定案） | （引上額） |
|---|---|---|---|---|---|
| 行政職 | １級５号給（高校卒） | 189,900 円 | → | 202,200 円 | ＋12,300 円 |
| | １級13号給（短大卒） | 200,400 円 | → | 212,700 円 | ＋12,300 円 |
| | １級25号給（大学卒） | 224,900 円 | → | 236,900 円 | ＋12,000 円 |

〔参考２：定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額〕

| | （現　行） | | （改定案） | （引上額） |
|---|---|---|---|---|
| 行政職３級 | 257,800 円 | → | 267,800 円 | ＋10,000 円 |
| 行政職４級 | 291,400 円 | → | 302,000 円 | ＋10,600 円 |
| 行政職５級 | 309,000 円 | → | 320,400 円 | ＋11,400 円 |

〔参考３：係長級の処遇改善〕
行政職給料表・医療職給料表(2)の係長級を対象に全号給において 1,200 円の引上げ（累計 10,000 円を達成）
※「１．給料表」の給料表改定案は当該引上げ後の額を記載

## ２．宿日直手当

| | （現　行） | | （改定案） | （引上額） |
|---|---|---|---|---|
| 勤務１回に係る支給額 | 4,400 円 | → | 4,700 円 | ＋300 円 |

## ３．実施時期

令和７年４月１日
（会計年度任用職員のうち令和７年 12 月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は令和７年 12 月１日）

**市労連　小委員会交渉**

日　時　…　2025年11月5日（水）　18時50分～
場　所　…　市役所1号館13階　行財政局会議室
出席者　…　藤野・佐藤

市労連は、11 月５日に中村行財政局給与課長ほか当局代表と小委員会交渉を行いました。この交渉で当局は、申し入れていた勤勉手当の加算制度の見直しと、「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」について提案しました。これに対し市労連は、７日の山場に向けて、まだ回答が示されていない地域手当の取扱いや一時金の回答について検討するよう申し入れました

【当　局】　平素より皆さま方には、様々な取り組みに対しまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。10 月２日の交渉において、皆さま方より申入れをいただいておりました「勤勉手当の新たな加算制度について」につきまして、私どもの考え方をまとめてまいりましたので、ただいまよりお示しさせていただきます。

加算金額については、対象所属に代替職員の配置等がない期間 30 日につき 24,000 円を付与する取扱いとしておりますが、これを改め、代替職員の配置等がない期間のうち、月初から月末の期間は当該日数に関わらず一月、それ以外の期間は 30 日をもって一月とし、これらを合算した期間一月につき 24,000 円を付与する取扱いに見直しをさせていただきます。実施時期は令和８年１月１日とし、代替職員の配置等がない期間の始期が令和７年 12 月 31 日以前の場合は令和８年３月 31 日までの期間は従前の取扱いといたします。我々といたしましても、内部で十分に検討した結果でございますので、ご了承いただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、この場をお借りしまして、皆さま方にお話をさせていただきたいことがございます。「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」についてでございます。「１．概要」でございますが、職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給いたします。「２．育児・介護による転居の定義」でございますが、まず「（１）育児による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同居し満 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること、といたします。次に「（２）介護による転居」の定義につきましては、職員又は配偶者の父母であって、要介護認定を受けている者の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること、といたします。「３．支給要件」でございますが、記載している（１）から（４）の全てに該当することとしております。（１）新幹線等による通

勤で１つの特急券で乗車する区間が片道 100 キロメートル以上であること（２）転居後の住居からの通勤であること（３）新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること（４）新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められること「４．実施時期」でございますが、令和８年４月１日といたします。以上でございます。

【市労連】　提案については持ち帰り検討する。７日の山場に向けて、まだ回答が示されていない地域手当の取扱いや一時金の回答について十分検討してもらいたい。

【当　局】　限られた時間ではありますが、山場に合意できるよう、引き続き検討を行ってまいります。

提　案　資　料
令和７年11月５日

# 育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について（案）

## １．概要

職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給する。

## ２．育児・介護による転居の定義

（１）育児による転居

職員又は配偶者の異動又は官署移転に伴い、配偶者と同居し満 18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域に転居すること

（２）介護による転居

職員又は配偶者の父母（要介護認定を受けている者に限る）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居すること

## ３．支給要件

以下の全てに該当すること

（１）新幹線等（新幹線及び在来線の特急列車のことをいう。以下同じ。）による通勤で１つの特急券で乗車する区間が片道 100 キロメートル以上であること

（２）転居後の住居からの通勤であること

（３）新幹線等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること

（４）新幹線等の利用により通勤事情の改善が認められること

## ４．実施時期

令和８年４月１日

**市労連　第4回執行委員会**

日　時　…　2025年11月7日（金）　18時30分
場　所　…　中央区文化センター1001
出席者　…　奥、藤野、佐藤、坂倉（市労連会計）

**【報告事項】**

**団体交渉（10月7日開催）**

この交渉で2025年度賃金確定・制度改善要求と年末手当の要求書を提出しました。これに対し当局は、本市人事委員会の勧告の内容を尊重し、改めて私どもの考えを示し、十分に協議していくと回答しました。（市労連ニュースNo.18参照）

**市労連決起集会（10月9日開催）**

10月9日に中央区文化センターで決起集会を開催し、当面する闘争課題について意思統一を図りました。また、来賓として久市長が挨拶し、各単組代表による職場課題や要求を訴えました。（市労連ニュースNo.19参照）

**大都市協代表者会議（10月14日開催）**

中央情勢報告では、誰が首班指名されるかで昨年同様、国の動向が全くつかめない状況。よって今年も賃金確定について労使の自主決着を図る必要がある。9月末には給特法改正に伴って、文科省通知で業務量管理、健康確保、教職調整額の増があった。国の退職金調査が定年延長に伴い、来年退職者がいないため、1年先送りになると報告がありました。

また、各都市報告では、人事委員会勧告の内容を中心に報告がありました。特徴的な報告として、仙台市では、地域手当が2%上がるが、公民較差3.04の内訳に給料・地域手（はね返り分）を含んでいる。千葉市では、地域手当15%から12%へ令和8年から1%ずつ引下げ、月例給の引上げはない。名古屋市では、収支不足922億円が見込まれ財政状況が厳しく、交渉が決着できるのか不透明な状況になっている、と報告がありました。

また、同地で開催されていた大都市人事主管者会議に対して、給与改定及び年末一時金の要求書を提出し交渉しました。（市労連ニュースNo.20）

**小委員会交渉（10月28日開催）**

この交渉で賃上げや職場要求を踏まえ制度改善等の申し入れを行いました。これに対し局は、賃金確定・制度改善要求について回答し、給与改定については改めて回答するとの考え方を示しました。（市労連ニュースNo.22参照）

**団体交渉（10月7日開催）**

この交渉で当局は、給与改定要綱（案）を示しました。給料表については、高卒初任給は12,300円、大卒初任給は12,000円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を示しました。これ

に対し市労連は、地域手当の対応や年末手当について回答が示されておらず、7日の山場までに労使合意できるよう申し入れました。（市労連ニュースNo.23参照）

小委員会交渉（11月5日開催）

この交渉で当局は、申し入れていた勤勉手当の加算制度の見直しと、「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」について提案しました。これに対し市労連は、7日の山場に向けて、まだ回答が示されていない地域手当の取扱いや一時金の回答について検討するよう申し入れました。（市労連ニュースNo.24参照）

【協議事項】

2025賃金確定闘争について

2025賃金確定闘争については、9月18日に市人事委員会告が出されて以降、執行委員会や企画調査部会で闘争方針や要求内容について議論を行いました。10月7日の団体交渉で賃金確定・制度改善に関する要求書と年末手当の要求書を提出し、10月28日の小委員会交渉で、職場からの意見に基づき要求課題を申し入れました。10月30日の団体交渉では給料表をはじめ給与改定要綱（案）が示されました。11月5日にも小委員会交渉を行いましたが、要求項目に対し前進した回答がありませんでした。

本日を山場に設定していることから、提案を受けている課題や現時点における到達点を整理するとともに、まだ回答が示されていない年末手当の回答も含め本日中の決着を目指します。

【要求課題に対する現状と考え方】

1.給与改定

給料表の改定について当局は「基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行う」とし、全級・全号給で引上げ改定になっています。また、初任給について高卒初任給 12,300円、大卒初任給 12,000円の引上げ改定し、国と同額の改定となっています。行政職3級では最低引上げ額が10,000円になっており、この間求めてきた中高齢層に配慮した改定になっています。また、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員）の給料表も各級の高位号給の改定額を基本に改定をしており引き上がっています。

経過措置額については引上げがありませんでした。ここ数年同じ状況ですが、引上げを求めると経過措置の期限を迫られるおとから、まだ多額の経過措置額が残っている実態を踏まえると引上げを断念せざるをえません。

自動車等使用者の通勤手当については、人事院勧告では引上げになっていますが、国どおりの改定を行うと神戸市の場合、10キロ未満の区分では引き下がることになります。

自動車等使用者の通勤手当を受給する半数が対象であることから、交渉の中でも引下げは反対の立場で意見が出されています。また、駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されました。「自転車を除いて支給対象とする」とされ、また対象となる駐車場は、「通勤のために勤務先の近くで借りている駐車場、あるいは途中で電車等を乗り換え

る際に利用する駐車場など」「月又は年単位とした契約を行っている駐車場等」と人事院は説明しています。支給条件等の詳細設計はこれから行われる見通しであり、要求している行政財産の目的外使用料が含まれるのか、現時点では定かではありません。本日段階では、引下げ提案が出される状況や、駐車場の支給条件が明らかになっていないことから、先送りの判断をしました。国の動向を踏まえ、対応を検討していきます。

2. 地域手当

昨年の給与制度のアップデートによって、神戸市で勤務する国家公務員の地域手当の支給割合が12%から8%に引き下げられました。昨年の賃金確定交渉の中で、12%を維持するよう求め、今年度（2025年度）に限り維持することを確認してきました。本日の交渉で、地域手当の取扱いについて回答を引き出していきます。

3. 人事評価制度

人事評価制度に対する当局の考え方は、人事・給与制度の見直しの中で、適切な人事評価の実施に向けた取り組みを進めるとともに、今年度より、人事評価結果の勤勉手当への反映において、特に優秀な職員や、庁内における人材育成・課題解決の観点から特に必要とされる役割を担う職員に対して、支給月数を加算することができる制度を新設し、制度見直しを行ったところです。また、来年度より、係長職員における人事評価結果の査定昇給への反映において、現在実施している下位区分への反映に加えて、新たに上位区分へも反映を予定しているところです。今後も、人事委員会の報告等も踏まえながら、制度検証を進めつつ、より一層納得性の高い人事評価制度の運用にしていくとともに、引き続き職員の意欲を引き出すため、人事評価結果の活用に取り組んでまいりたいと考えております、と回答しています。
昨年度の交渉で、係長級の査定昇給への反映拡大と昇給制度の見直しが行われ、来年度（令和8年）から新しい査定昇給が実施されます。55歳昇給停止の経過措置が2027（令和9年）年度までとなっており、来年度には担当者に対する査定昇給等の見直し提案が想定されます。当局の説明では、人事評価制度は適切に運用されているとしていますが、不信感や不満感が残っており、当局に対して具体的な課題解決を求めていく必要があります。引き続き、人材育成やモチベーション向上に向けて、安心できる制度となるよう労働組合の立場で取り組みを進めます。

4. 休暇制度

休暇制度について当局は、これまでも社会情勢の変化等を踏まえ、充実に努めてまいりました。本年4月からは、子の看護等休暇について、子の入学式等の行事参加の場合にも取得を可能とした他、育児部分休暇の新設、会計年度任用職員についても、病気休暇の有給化及び休暇の取得要件の変更を行いました。さらに、本年10月からは、育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化、会計年度任用職員の育児部分休業の対象期間の拡大及び取得要件の変更など、仕事と育児の両立支援等のため、各種制度の拡充を行ったところです。休暇等の取得しやすい職場環境づくりに努めていくことは重要であると認識しており、年次有給休暇等の取得促進にも取り組んでまい

りました。一方で本市の休暇制度等につきましては、国の制度を上回るものがあり、国からは見直しを行うよう求められているところです。いずれにしましても、休暇制度等の見直しにつきましては、今後も皆さま方と十分に協議させていただきたいと、考え方を示しています。
神戸市の休暇制度は、国よりも拡充されているところもあり、休暇制度改善に対する局の姿勢は頑な状況があります。単組からは、子育てや介護に対する休暇制度の充実をもとめていますが、非常に厳しい状況です。引き続き、職場要求を実現する立場で取り組みを進めます。

5. ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスに対する当局の考え方は、ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、職員が仕事と生活との両立に安心してかつ積極的に取り組むことができるよう、男女を問わず組織的に支援し、その能力を最大限に発揮することが、組織力を維持・向上させるための重要な要素となっていると考えております。特に、在宅勤務制度やフレックスタイム制については、柔軟で多様な働き方を推進するための制度として充実を図ってきたところであり、これまでも対象職員の拡充や取得要件の緩和を行ってきたところでございます。また、仕事と子育ての両立の観点から、育児短時間勤務制度の運用や庁内公募制度における育児等両立応援枠の設置など、勤務環境の備にも取り組んでおります。次世代育成支援の取り組みにおいては、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として、本年 3 月には第 5 期の行動計画を策定し、男性の育児休業取得率等を目標に掲げ、取り組んでいるところでございます。育児休業取得に対する管理職の意識改革のための研修充実や、育児休業中の代替職員配置により、育児休業を取得しやすい環境整備に努めており、近年の男性の育児休業取得率は増加傾向にあります。また、新たな取り組みとして、今年度より代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算する「職場応援加算」制度を創設し、次世代育成支援の推進を図っております。さらに、本年 10 月には仕事と介護の両立の観点から、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供や介護休暇等に関するオンライン研修の実施など、仕事と介護との両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備にも取り組んでおります。また、業務改革・DX の推進による業務の縮減、局内・所属長等によるマネジメントの強化など、あらゆる手段を講じて、職員の協力も得ながら、時間外勤務の縮減にも取り組んでいるところです。いずれにしましても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員が適切に制度を利用できるよう、各種制度の周知や啓発にも、取り組んでまいります、と示しています。各種制度は充実してきていますが、当局回答にもあるように周知や啓発も課題となってきています。引き続き、ワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

6. 福利厚生事業

福利厚生制度について当局は、これまでも、将来にわたり持続可能で安定的な制度となるよう、見直しについて、ご理解・ご協力をいただいてきたところでございます。健康対策につきましては、定期健康診断、人間ドック助成制度、メンタルヘルス対策、

長時間勤務者の健康対策などに取り組み、職員の心身の不調への早期対応・環境改善に努めているところでございます。「KOBE ベネフィットステーション」につきましては、アプリの機能改善により利便性の向上に努めるとともに、フリーチョイスプランのメニュー追加や特別イベントの開催など、本年 2 月に実施したアンケートによる職員意見を反映しながら、様々な世代の利用促進に繋がるようサービスの拡充を進めております。今後とも、職員の健康対策に取り組むとともに、職員のモチベーションの向上及び人材の獲得と定着に資する、魅力的な福利厚生制度の充実について、引き続き検討したい、と考え方を示しています。当局は、全職員向けにアンケートを実施して、制度の充実を検討しているようです。今期の交渉では、具体的な要求課題は出されていませんが、福利厚生制度の充実のために取り組みます。

**7. 高齢期雇用制度**

高齢期雇用に対する当局の考え方は、定年年齢の 65 歳への段階的な引上げや、定年引上げ時の給与をはじめとした勤務条件等、また定年引上げに伴う各種制度の見直しについても、皆さま方と真摯に協議・交渉を重ね、妥結に至ったところでございます。令和 5 年 4 月より職員の定年が段階的に引上げられ、令和 6 年度より定年延長となった職員がおりますが、引き続き、職員が 60 歳以後の勤務の意思を決定できるよう適切に情報提供に努めるなど、丁寧に対応するとともに、高齢職員をはじめすべての職員が安心して働き続けられるよう、責任をもって適切に対応してまいります。なお、65 歳定年の完成を視野に入れた 60 歳前後の職員層の給与カーブの在り方等については、本年の人事院による報告のとおり、引き続き検討を進めていくとされており、引き続き国の動向を注視していく必要があると考えています。私どもといたしましても、高齢期雇用のあり方につきましては、職員が生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、今後とも国や他都市等の動向を注視するとともに、皆さま方のご意見も十分に伺ってまいりたい、と示しています。

再任用の給料表は、各級の高位号給の改定額を基本に引上げ改定されています。しかし、一時金の一般職員並みの引上げについては厳しい状況です。中央段階での交渉でも一時金水準の見直しを交渉で強く求めてきましたが、人事院は「制度創設時に、民間における高齢層従業員の年間給与水準を参考に、俸給と特別給を合わせた年間給与が妥当な水準となるよう設定された経緯がある。そのため、特別給の支給月数のみを切り出して個別に見直すことは難しい」と述べています。職場からの強い要求でもあり、引き続き取り組みを進めます。

**8. 労働安全衛生**

職場の労働環境の改善と安全作業の確立について当局は、その必要性を十分認識し、取り組んでいるところであり、各局室区の安全衛生委員会を中心として、安全衛生対策の推進を図ってまいりました。また、風通しの良い職場風土・職場環境の実現に向けて、各局室区長がリーダーシップを発揮しながら、職場環境の把握と改善に取り組んでいるところです。今後も継続的に、風通しの良い職場風土・職場環境づくりを図ってまいります。公務災害につきましては、その防止に向けて積極的に取り組むとともに、事故が発生した場合には、事故後の再発防止策の徹底などの取り組みを行って

いるところです。職員の健康管理につきましては、「こころと身体の健康相談」や外部相談窓口・医療機関における健康相談窓口を設置し、健康相談に取り組んでおります。メンタルヘルス対策としましては、セルフケアやラインケア体制の強化や、休職した職員のより円滑な職場復帰を支援するための「プレ出勤」に取り組んでおります。また、長時間勤務者が在籍する所属を産業医が訪問し、早期支援に繋げる取り組みを行っており、今年度より、新規採用者や病気休暇取得者が在籍する所属にも積極的に訪問するなど、メンタルヘルス対策の強化を図っております。加えて、長時間勤務者に対する産業医面談をはじめとしたアプローチやフォローを強化してきたほか、長時間勤務の解消についても組織をあげて最優先課題として、引き続き各局室区長の強いリーダーシップのもとで、抜本的に取り組んでまいります。さらに、近年の超高温化により職員の熱中症対策が急務であり、事業者による熱中症対策の義務化も踏まえ、本年 4 月に「神戸市職員熱中症対策ガイドライン」を策定し、各所属における熱中症対策の水準の引き上げに取り組んだほか、職員のニーズに合わせた新たな空調服を導入しております。今後とも、職員の健康管理の充実に努めるとともに、公務災害の防止、快適で安全な職場環境に向けて、労使一体となって安全衛生対策に取り組んでまいりたい、と考え方を示しています。引き続き、職場の労働環境の改善と安全作業の確立に取り組んでいきます。

9. 完全週休 2 日制

完全週休 2 日制にかかる諸条件の備に対する当局の考え方は、条件の整ったところから実施してきたところであり、これまでにも一定の前進が図られてきたと考えております。未実施の職場につきましては、閉庁困難職場が多いことから、市民サービスを低下させることなく、完全週休 2 日制を実施することが難しい状況ではありますが、引き続き、どのような対応ができるのかよく話し合ってまいりたい、と示しています。まだ、未実施の職場も残されていることから、すべての職場で完全週休 2 日制の実現を目指して取り組んでいきます。

◆育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給について

11 月 5 日の小委員会交渉で提案を受けました。職員が家庭の事情によらず働き続けることができるように、育児・介護により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員へ新幹線等に係る通勤手当を支給することになっています。特に育児の要件について、対象者はかなり限定された内容になっていますが、新幹線の通勤手当が新設され、これまでより拡大することから提案については了承することとします。

◆勤勉手当の新たな加算制度について

10 月 2 日の小委員会交渉で、「本年 4 月より運用が開始されているが、30 日をもって一月とする取り扱いとなっており、2 月の月初から月末までその業務を担当した場合、30 日に満たないため加算対象とならず、不公平であるとの声が挙がっている。月初から月末の期間その業務を担当した場合は、日数に関わらず加算対象となるよう、加算金額の取り扱いの見直しを行うこと」を申し入れました。11 月 5 日の小委員会交渉で当局から申し入れに沿った回答が示されましたので了解することとします。

**◆職員待機宿舎の要件緩和について**

10 月 2 日の小委員会交渉（市労連ニュース No. 16 参照）で、職員待機宿舎の要件緩和について提案がありました。入居者の安定的な確保図るため、入居資格及び災害対応要件の緩和を行う内容になっています。提案内容について、特に問題はないので了解することとします。

**【その他】**

今後の日程

12 月 03 日（水）　市職定期大会

2026 年

2 月 20～21 日　大都市協定期大会

3 月 24 日（火）16:30～　市労連定期大会

**市労連　対市団体交渉**

日　時　…　2025年11月7日（金）　19時00分～
場　所　…　市役所1号館13階
出席者　…奥、藤野、佐藤、坂倉（市労連会計）

賃金確定闘争の山場を迎えた市労連は、11月7日午後6時30分より執行委員会を開催し、これまでの交渉経過を整理し、残された課題について意思統一を図りました。午後7時00分から正木行財政局長ほか当局と団体交渉を行いました。この交渉で当局は、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.65月に引上げと年末手当2.35月分を12月10日に一括支給。また、地域手当については、令和8年度以降当面の間、維持していくと回答しています。交渉終了後、再開した執行委員会で、本日出された回答も含め最終回答として単組討議に付すことを確認しました。

【当　局】　平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、心より感謝申し上げます。10月30日の交渉において、給料表の改正について、私どもの考えをお示しいたしました。本日は、改めて考えをお示しさせていただきたいと申し上げておりました事項につきまして、内部で検討を重ねてまいりましたので、私どもの考えをお示しいたします。なお、本日は、11月からの市会において、給与改定についての条例改正を諮るための期限であり、最終回答としてご了承いただきたいと考えております。

まず、期末・勤勉手当についてでございます。

一般の職員及び会計年度任用職員の期末手当を0.05月引上げ、今年度より「2.50月」から「2.525」とするとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「2.10月」から「2.125月」、あわせた期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.60月」から「4.65月」といたします。

また、再任用職員におきましては、期末手当を0.025月引上げ、今年度より「1.40月」から「1.425月」とするとともに、勤勉手当を0.025月引上げ、今年度より「0.1月」から「1.025月」、あわせた期末・勤勉手当の年間支給月数を「2.40月」から「2.45月」といたします。

なお、令和7年度の期末・勤勉手当の支給月数につきまして、今回引き上げた月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員につきましては夏期・年末とも2.325月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも1.225月といたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員につきましては2.35月分を、再任用職員については1.25月分を、ご要求どおり12月10日に一括支給いたします。

次に、国の地域手当の見直しへの対する本市の取り扱いにつきましては、以前にも申し上げましたとおり、本市人事委員会からの報告のほか、あらゆる状況等を踏まえながら職員の給与水準に影響を与えないよう検討を進めてまいりました。

その結果、令和8年度以降においては当面の間、現行の12%を維持することにいたします。今後については、あらゆる状況を勘案し本市における取り扱いの見直しが必要になった際には改めて協議させていただきたいと考えています。

また、交通用具使用者に対する通勤手当については、先日の交渉においても申し上げた通り本市における取り扱いについては、国の取り扱い等を踏まえながら判断する必要があり、以前として、お示しできる状況には至っていません。

今後、国の取り扱い等が示されたら本市の実情等を踏まえつつ、改めてお示ししたいと思います。

その他に取扱いにつきましては、前回までの交渉で申し上げました通りです。また、この間にいただいご意見につきましては対応できるものにつき、今後とも引き続き検討してまいりたいと思っています。以上です。どうぞよろしくお願いいたします

【市労連】　最終回答として持ち帰り協議します。

# 期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）

## 支給月数

【 現 行 】　　【 令和７年度改正後 】　　【 令和８年度 】

一般の職員及び会計年度任用職員

| 支給時期 | 期末 | 勤勉 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 夏期 | 1.25 | 1.05 | 2.30 |
| 年末 | 1.25 | 1.05 | 2.30 |
| 合計 | 2.50 | 2.10 | 4.60 |

→

| 支給時期 | 期末 | 勤勉 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 夏期 | 1.25 | 1.05 | 2.30 |
| 年末 | 1.275 | 1.075 | 2.35 |
| 合計 | 2.525 | 2.125 | 4.65 |

→

| 支給時期 | 期末 | 勤勉 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 夏期 | 1.2625 | 1.0625 | 2.325 |
| 年末 | 1.2625 | 1.0625 | 2.325 |
| 合計 | 2.525 | 2.125 | 4.65 |

再任用職員

| 支給時期 | 期末 | 勤勉 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 夏期 | 0.70 | 0.50 | 1.20 |
| 年末 | 0.70 | 0.50 | 1.20 |
| 合計 | 1.40 | 1.00 | 2.40 |

→

| 支給時期 | 期末 | 勤勉 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 夏期 | 0.70 | 0.50 | 1.20 |
| 年末 | 0.725 | 0.525 | 1.25 |
| 合計 | 1.425 | 1.025 | 2.45 |

→

| 支給時期 | 期末 | 勤勉 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 夏期 | 0.7125 | 0.5125 | 1.225 |
| 年末 | 0.7125 | 0.5125 | 1.225 |
| 合計 | 1.425 | 1.025 | 2.45 |

## 令和７年度　年末手当支給日

令和７年12月10日（水）

# 新一般職給料表

2025年4月1日改正　　単位:百円

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | | 3級 | | 4級 | | 5級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 1 | 1976 | 11 | 2205 | 21 | 2482 | 18 | 2850 | 20 | 3062 | 21 |
| 2 | 1987 | 11 | 2226 | 21 | 2500 | 18 | 2870 | 20 | 3083 | 21 |
| 3 | 1998 | 11 | 2247 | 20 | 2518 | 17 | 2890 | 20 | 3104 | 21 |
| 4 | 2009 | 13 | 2267 | 20 | 2535 | 17 | 2910 | 19 | 3125 | 19 |
| 5 | 2022 | 14 | 2287 | 21 | 2552 | 17 | 2929 | 19 | 3144 | 21 |
| 6 | 2036 | 13 | 2308 | 21 | 2569 | 17 | 2948 | 19 | 3165 | 21 |
| 7 | 2049 | 13 | 2329 | 21 | 2586 | 18 | 2967 | 18 | 3186 | 22 |
| 8 | 2062 | 11 | 2350 | 19 | 2604 | 18 | 2985 | 19 | 3208 | 22 |
| 9 | 2073 | 13 | 2369 | 17 | 2622 | 12 | 3004 | 17 | 3230 | 17 |
| 10 | 2086 | 13 | 2386 | 13 | 2634 | 13 | 3021 | 16 | 3247 | 17 |
| 11 | 2099 | 13 | 2399 | 13 | 2647 | 13 | 3037 | 15 | 3264 | 17 |
| 12 | 2112 | 15 | 2412 | 13 | 2660 | 13 | 3052 | 15 | 3281 | 15 |
| 13 | 2127 | 19 | 2425 | 12 | 2673 | 13 | 3067 | 17 | 3296 | 14 |
| 14 | 2146 | 20 | 2437 | 12 | 2686 | 13 | 3084 | 15 | 3310 | 15 |
| 15 | 2166 | 20 | 2449 | 12 | 2699 | 13 | 3099 | 15 | 3325 | 15 |
| 16 | 2186 | 19 | 2461 | 12 | 2712 | 14 | 3114 | 15 | 3340 | 14 |
| 17 | 2205 | 21 | 2473 | 15 | 2726 | 16 | 3129 | 15 | 3354 | 17 |
| 18 | 2226 | 21 | 2488 | 15 | 2742 | 14 | 3144 | 15 | 3371 | 17 |
| 19 | 2247 | 20 | 2503 | 15 | 2756 | 16 | 3159 | 15 | 3388 | 18 |
| 20 | 2267 | 20 | 2518 | 14 | 2772 | 15 | 3174 | 16 | 3406 | 17 |
| 21 | 2287 | 21 | 2532 | 13 | 2787 | 18 | 3190 | 17 | 3423 | 18 |
| 22 | 2308 | 21 | 2545 | 12 | 2805 | 18 | 3207 | 17 | 3441 | 18 |
| 23 | 2329 | 21 | 2557 | 12 | 2823 | 18 | 3224 | 17 | 3459 | 18 |
| 24 | 2350 | 19 | 2569 | 11 | 2841 | 17 | 3241 | 17 | 3477 | 18 |
| 25 | 2369 | 17 | 2580 | 9 | 2858 | 17 | 3258 | 16 | 3495 | 19 |
| 26 | 2386 | 13 | 2589 | 9 | 2875 | 17 | 3274 | 18 | 3514 | 20 |
| 27 | 2399 | 13 | 2598 | 8 | 2892 | 17 | 3292 | 18 | 3534 | 19 |
| 28 | 2412 | 13 | 2606 | 8 | 2909 | 18 | 3310 | 16 | 3553 | 19 |
| 29 | 2425 | 12 | 2614 | 10 | 2927 | 16 | 3326 | 16 | 3572 | 18 |
| 30 | 2437 | 12 | 2624 | 10 | 2943 | 16 | 3342 | 16 | 3590 | 18 |
| 31 | 2449 | 12 | 2634 | 10 | 2959 | 16 | 3358 | 16 | 3608 | 18 |
| 32 | 2461 | 12 | 2644 | 10 | 2975 | 14 | 3374 | 16 | 3626 | 17 |
| 33 | 2473 | 4 | 2654 | 14 | 2989 | 15 | 3390 | 17 | 3643 | 17 |
| 34 | 2477 | 4 | 2668 | 14 | 3004 | 15 | 3407 | 17 | 3660 | 17 |
| 35 | 2481 | 4 | 2682 | 14 | 3019 | 16 | 3424 | 17 | 3677 | 16 |
| 36 | 2485 | 5 | 2696 | 14 | 3035 | 15 | 3441 | 17 | 3693 | 14 |
| 37 | 2490 | 3 | 2710 | 15 | 3050 | 14 | 3458 | 17 | 3707 | 15 |
| 38 | 2493 | 3 | 2725 | 16 | 3064 | 14 | 3475 | 17 | 3722 | 15 |
| 39 | 2496 | 3 | 2741 | 15 | 3078 | 14 | 3492 | 17 | 3737 | 15 |
| 40 | 2499 | 3 | 2756 | 15 | 3092 | 14 | 3509 | 15 | 3752 | 15 |
| 41 | 2502 | 5 | 2771 | 13 | 3106 | 15 | 3524 | 17 | 3767 | 17 |
| 42 | 2507 | 5 | 2784 | 13 | 3121 | 13 | 3541 | 16 | 3784 | 17 |
| 43 | 2512 | 5 | 2797 | 13 | 3134 | 15 | 3557 | 16 | 3801 | 17 |
| 44 | 2517 | 3 | 2810 | 13 | 3149 | 14 | 3573 | 17 | 3818 | 18 |
| 45 | 2520 | 4 | 2823 | 15 | 3163 | 16 | 3590 | 15 | 3836 | 16 |
| 46 | 2524 | 4 | 2838 | 15 | 3179 | 15 | 3605 | 16 | 3852 | 14 |
| 47 | 2528 | 4 | 2853 | 15 | 3194 | 16 | 3621 | 15 | 3866 | 15 |
| 48 | 2532 | 3 | 2868 | 13 | 3210 | 15 | 3636 | 15 | 3881 | 15 |
| 49 | 2535 | 4 | 2881 | 15 | 3225 | 16 | 3651 | 13 | 3896 | 16 |
| 50 | 2539 | 5 | 2896 | 15 | 3241 | 17 | 3664 | 12 | 3912 | 15 |
| 51 | 2544 | 4 | 2911 | 15 | 3258 | 16 | 3676 | 12 | 3927 | 15 |
| 52 | 2548 | 4 | 2926 | 15 | 3274 | 16 | 3688 | 12 | 3942 | 16 |
| 53 | 2552 | 4 | 2941 | 15 | 3290 | 15 | 3700 | 11 | 3958 | 14 |
| 54 | 2556 | 4 | 2956 | 15 | 3305 | 16 | 3711 | 9 | 3972 | 14 |
| 55 | 2560 | 3 | 2971 | 15 | 3321 | 16 | 3720 | 11 | 3986 | 13 |
| 56 | 2563 | 3 | 2986 | 16 | 3337 | 17 | 3731 | 10 | 3999 | 12 |
| 57 | 2566 | 5 | 3002 | 13 | 3354 | 17 | 3741 | 12 | 4011 | 10 |
| 58 | 2571 | 5 | 3015 | 13 | 3371 | 16 | 3753 | 11 | 4021 | 10 |
| 59 | 2576 | 6 | 3028 | 13 | 3387 | 16 | 3764 | 11 | 4031 | 10 |
| 60 | 2582 | 5 | 3041 | 11 | 3403 | 15 | 3775 | 11 | 4041 | 9 |
| 61 | 2587 | 5 | 3052 | 12 | 3418 | 15 | 3786 | 8 | 4050 | 9 |
| 62 | 2592 | 6 | 3064 | 12 | 3433 | 15 | 3794 | 7 | 4059 | 9 |
| 63 | 2598 | 6 | 3076 | 13 | 3448 | 15 | 3801 | 7 | 4068 | 9 |
| 64 | 2604 | 6 | 3089 | 12 | 3463 | 15 | 3808 | 7 | 4077 | 7 |

# 新一般職給料表

2025年4月1日改正　　単位：百円

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | | 3級 | | 4級 | | 5級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 65 | 2610 | 5 | 3101 | 14 | 3478 | 10 | 3815 | 6 | 4084 | 6 |
| 66 | 2615 | 5 | 3115 | 14 | 3488 | 10 | 3821 | 6 | 4090 | 7 |
| 67 | 2620 | 5 | 3129 | 14 | 3498 | 10 | 3827 | 6 | 4097 | 7 |
| 68 | 2625 | 5 | 3143 | 14 | 3508 | 11 | 3833 | 5 | 4104 | 6 |
| 69 | 2630 | 5 | 3157 | 12 | 3519 | 9 | 3838 | 6 | 4110 | 5 |
| 70 | 2635 | 5 | 3169 | 12 | 3528 | 9 | 3844 | 5 | 4115 | 7 |
| 71 | 2640 | 5 | 3181 | 13 | 3537 | 9 | 3849 | 5 | 4122 | 6 |
| 72 | 2645 | 6 | 3194 | 11 | 3546 | 7 | 3854 | 5 | 4128 | 6 |
| 73 | 2651 | 4 | 3205 | 11 | 3553 | 8 | 3859 | 5 | 4134 | 6 |
| 74 | 2655 | 4 | 3216 | 12 | 3561 | 8 | 3864 | 5 | 4140 | 7 |
| 75 | 2659 | 4 | 3228 | 10 | 3569 | 8 | 3869 | 5 | 4147 | 6 |
| 76 | 2663 | 4 | 3238 | 9 | 3577 | 7 | 3874 | 5 | 4153 | 6 |
| 77 | 2667 | 4 | 3247 | 11 | 3584 | 6 | 3879 | 5 | 4159 | 6 |
| 78 | 2671 | 3 | 3258 | 11 | 3590 | 6 | 3884 | 5 | 4165 | 7 |
| 79 | 2674 | 3 | 3269 | 10 | 3596 | 5 | 3889 | 5 | 4172 | 6 |
| 80 | 2677 | 3 | 3279 | 10 | 3601 | 6 | 3894 | 5 | 4178 | 6 |
| 81 | 2680 | 3 | 3289 | 9 | 3607 | 5 | 3899 | 5 | 4184 | 7 |
| 82 | 2683 | 5 | 3298 | 9 | 3612 | 5 | 3904 | 5 | 4191 | 4 |
| 83 | 2688 | 4 | 3307 | 8 | 3617 | 5 | 3909 | 4 | 4195 | 5 |
| 84 | 2692 | 4 | 3315 | 8 | 3622 | 5 | 3913 | 4 | 4200 | 5 |
| 85 | 2696 | 5 | 3323 | 7 | 3627 | 4 | 3917 | 4 | 4205 | 6 |
| 86 | 2701 | 5 | 3330 | 7 | 3631 | 3 | 3921 | 4 | 4211 | 6 |
| 87 | 2706 | 5 | 3337 | 6 | 3634 | 3 | 3925 | 4 | 4217 | 6 |
| 88 | 2711 | 4 | 3343 | 7 | 3637 | 3 | 3929 | 3 | 4223 | 5 |
| 89 | 2715 | 5 | 3350 | 7 | 3640 | 3 | 3932 | 4 | 4228 | 6 |
| 90 | 2720 | 5 | 3357 | 6 | 3643 | 3 | 3936 | 4 | 4234 | 5 |
| 91 | 2725 | 5 | 3363 | 5 | 3646 | 3 | 3940 | 3 | 4239 | 4 |
| 92 | 2730 | 4 | 3368 | 6 | 3649 | 3 | 3943 | 3 | 4243 | 4 |
| 93 | 2734 | | 3374 | 5 | 3652 | 3 | 3946 | 4 | 4247 | 5 |
| 94 | | | 3379 | 5 | 3655 | 3 | 3950 | 4 | 4252 | 4 |
| 95 | | | 3384 | 5 | 3658 | 3 | 3954 | 3 | 4256 | 4 |
| 96 | | | 3389 | 4 | 3661 | 3 | 3957 | 3 | 4260 | 4 |
| 97 | | | 3393 | 4 | 3664 | 2 | 3960 | 4 | 4264 | 4 |
| 98 | | | 3397 | 5 | 3666 | 3 | 3964 | 4 | 4268 | 3 |
| 99 | | | 3402 | 4 | 3669 | 3 | 3968 | 3 | 4271 | 4 |
| 100 | | | 3406 | 5 | 3672 | 2 | 3971 | 3 | 4275 | 3 |
| 101 | | | 3411 | | 3674 | 3 | 3974 | 4 | 4278 | 4 |
| 102 | | | | | 3677 | 3 | 3978 | 3 | 4282 | 3 |
| 103 | | | | | 3680 | 2 | 3981 | 3 | 4285 | 3 |
| 104 | | | | | 3682 | 2 | 3984 | 3 | 4288 | 3 |
| 105 | | | | | 3684 | 3 | 3987 | 3 | 4291 | 4 |
| 106 | | | | | 3687 | 3 | 3990 | 3 | 4295 | 3 |
| 107 | | | | | 3690 | 2 | 3993 | 3 | 4298 | 3 |
| 108 | | | | | 3692 | 2 | 3996 | 2 | 4301 | 2 |
| 109 | | | | | 3694 | 3 | 3998 | 3 | 4303 | 4 |
| 110 | | | | | 3697 | 2 | 4001 | 3 | 4307 | 3 |
| 111 | | | | | 3699 | 2 | 4004 | 2 | 4310 | 3 |
| 112 | | | | | 3701 | 2 | 4006 | 2 | 4313 | 2 |
| 113 | | | | | 3703 | 3 | 4008 | 2 | 4315 | 4 |
| 114 | | | | | 3706 | 2 | 4010 | 2 | 4319 | 3 |
| 115 | | | | | 3708 | 2 | 4012 | 2 | 4322 | 3 |
| 116 | | | | | 3710 | 2 | 4014 | 2 | 4325 | 2 |
| 117 | | | | | 3712 | 2 | 4016 | 2 | 4327 | 4 |
| 118 | | | | | 3714 | 2 | 4018 | 2 | 4331 | 3 |
| 119 | | | | | 3716 | 2 | 4020 | 2 | 4334 | 2 |
| 120 | | | | | 3718 | 2 | 4022 | 2 | 4336 | 2 |
| 121 | | | | | 3720 | 2 | 4024 | | 4338 | |
| 122 | | | | | 3722 | 2 | | | | |
| 123 | | | | | 3724 | 2 | | | | |
| 124 | | | | | 3726 | 2 | | | | |
| 125 | | | | | 3728 | 2 | | | | |
| 126 | | | | | 3730 | 2 | | | | |
| 127 | | | | | 3732 | 1 | | | | |
| 128 | | | | | 3733 | 1 | | | | |
| 129 | | | | | 3734 | 2 | | | | |
| 130 | | | | | 3736 | 2 | | | | |
| 131 | | | | | 3738 | 1 | | | | |
| 132 | | | | | 3739 | 1 | | | | |

新　一　般　職　給　料　表　　2025年4月1日改正　　単位：百円

| 職務の級 | 1　級 | | 2　級 | | 3　級 | | 4　級 | | 5　級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号　給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 133 | | | | | 3740 | 2 | | | | |
| 134 | | | | | 3742 | 2 | | | | |
| 135 | | | | | 3744 | 1 | | | | |
| 136 | | | | | 3745 | 1 | | | | |
| 137 | | | | | 3746 | | | | | |
| 再任用職員 | 1967 | | 2195 | | 2678 | | 3020 | | 3204 | |

※再任用短時間勤務職員は、上記金額を勤務時間数で按分した額。

交通局採用者　給料月額早見表　　2025年4月1日改正　　単位:百円

| 職務の級 | 1 級 | | 2 級 | | 3 級 | | 4 級 | | 5 級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号 給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 1 | 1779 | 10 | 1985 | 19 | 2234 | 16 | 2565 | 18 | 2756 | 19 |
| 2 | 1789 | 10 | 2004 | 19 | 2250 | 17 | 2583 | 18 | 2775 | 19 |
| 3 | 1799 | 10 | 2023 | 18 | 2267 | 15 | 2601 | 18 | 2794 | 19 |
| 4 | 1809 | 11 | 2041 | 18 | 2282 | 15 | 2619 | 18 | 2813 | 17 |
| 5 | 1820 | 13 | 2059 | 19 | 2297 | 16 | 2637 | 17 | 2830 | 19 |
| 6 | 1833 | 12 | 2078 | 19 | 2313 | 15 | 2654 | 17 | 2849 | 19 |
| 7 | 1845 | 11 | 2097 | 18 | 2328 | 16 | 2671 | 16 | 2868 | 20 |
| 8 | 1856 | 10 | 2115 | 18 | 2344 | 16 | 2687 | 17 | 2888 | 19 |
| 9 | 1866 | 12 | 2133 | 15 | 2360 | 11 | 2704 | 15 | 2907 | 16 |
| 10 | 1878 | 12 | 2148 | 12 | 2371 | 12 | 2719 | 15 | 2923 | 15 |
| 11 | 1890 | 11 | 2160 | 11 | 2383 | 11 | 2734 | 13 | 2938 | 15 |
| 12 | 1901 | 14 | 2171 | 12 | 2394 | 12 | 2747 | 14 | 2953 | 14 |
| 13 | 1915 | 17 | 2183 | 11 | 2406 | 12 | 2761 | 15 | 2967 | 12 |
| 14 | 1932 | 18 | 2194 | 11 | 2418 | 12 | 2776 | 14 | 2979 | 14 |
| 15 | 1950 | 18 | 2205 | 10 | 2430 | 11 | 2790 | 13 | 2993 | 13 |
| 16 | 1968 | 17 | 2215 | 11 | 2441 | 13 | 2803 | 14 | 3006 | 13 |
| 17 | 1985 | 19 | 2226 | 14 | 2454 | 14 | 2817 | 13 | 3019 | 15 |
| 18 | 2004 | 19 | 2240 | 13 | 2468 | 13 | 2830 | 14 | 3034 | 16 |
| 19 | 2023 | 18 | 2253 | 14 | 2481 | 14 | 2844 | 13 | 3050 | 16 |
| 20 | 2041 | 18 | 2267 | 12 | 2495 | 14 | 2857 | 14 | 3066 | 15 |
| 21 | 2059 | 19 | 2279 | 12 | 2509 | 16 | 2871 | 16 | 3081 | 16 |
| 22 | 2078 | 19 | 2291 | 11 | 2525 | 16 | 2887 | 15 | 3097 | 17 |
| 23 | 2097 | 18 | 2302 | 11 | 2541 | 16 | 2902 | 15 | 3114 | 16 |
| 24 | 2115 | 18 | 2313 | 9 | 2557 | 16 | 2917 | 16 | 3130 | 16 |
| 25 | 2133 | 15 | 2322 | 9 | 2573 | 15 | 2933 | 14 | 3146 | 17 |
| 26 | 2148 | 12 | 2331 | 8 | 2588 | 15 | 2947 | 16 | 3163 | 18 |
| 27 | 2160 | 11 | 2339 | 7 | 2603 | 16 | 2963 | 16 | 3181 | 17 |
| 28 | 2171 | 12 | 2346 | 7 | 2619 | 16 | 2979 | 15 | 3198 | 17 |
| 29 | 2183 | 11 | 2353 | 9 | 2635 | 14 | 2994 | 14 | 3215 | 16 |
| 30 | 2194 | 11 | 2362 | 9 | 2649 | 15 | 3008 | 15 | 3231 | 17 |
| 31 | 2205 | 10 | 2371 | 9 | 2664 | 14 | 3023 | 14 | 3248 | 16 |
| 32 | 2215 | 11 | 2380 | 9 | 2678 | 13 | 3037 | 14 | 3264 | 15 |
| 33 | 2226 | 4 | 2389 | 13 | 2691 | 13 | 3051 | 16 | 3279 | 15 |
| 34 | 2230 | 3 | 2402 | 12 | 2704 | 14 | 3067 | 15 | 3294 | 16 |
| 35 | 2233 | 4 | 2414 | 13 | 2718 | 14 | 3082 | 15 | 3310 | 14 |
| 36 | 2237 | 4 | 2427 | 12 | 2732 | 13 | 3097 | 16 | 3324 | 13 |
| 37 | 2241 | 3 | 2439 | 14 | 2745 | 13 | 3113 | 15 | 3337 | 13 |
| 38 | 2244 | 3 | 2453 | 14 | 2758 | 13 | 3128 | 15 | 3350 | 14 |
| 39 | 2247 | 3 | 2467 | 14 | 2771 | 12 | 3143 | 16 | 3364 | 13 |
| 40 | 2250 | 2 | 2481 | 13 | 2783 | 13 | 3159 | 13 | 3377 | 14 |
| 41 | 2252 | 5 | 2494 | 12 | 2796 | 13 | 3172 | 15 | 3391 | 15 |
| 42 | 2257 | 4 | 2506 | 12 | 2809 | 12 | 3187 | 15 | 3406 | 15 |
| 43 | 2261 | 5 | 2518 | 11 | 2821 | 14 | 3202 | 14 | 3421 | 16 |
| 44 | 2266 | 2 | 2529 | 12 | 2835 | 12 | 3216 | 15 | 3437 | 16 |
| 45 | 2268 | 4 | 2541 | 14 | 2847 | 15 | 3231 | 14 | 3453 | 14 |
| 46 | 2272 | 4 | 2555 | 13 | 2862 | 13 | 3245 | 14 | 3467 | 13 |
| 47 | 2276 | 3 | 2568 | 14 | 2875 | 14 | 3259 | 14 | 3480 | 13 |
| 48 | 2279 | 3 | 2582 | 11 | 2889 | 14 | 3273 | 13 | 3493 | 14 |
| 49 | 2282 | 4 | 2593 | 14 | 2903 | 14 | 3286 | 12 | 3507 | 14 |
| 50 | 2286 | 4 | 2607 | 13 | 2917 | 16 | 3298 | 11 | 3521 | 14 |
| 51 | 2290 | 4 | 2620 | 14 | 2933 | 14 | 3309 | 11 | 3535 | 13 |
| 52 | 2294 | 3 | 2634 | 13 | 2947 | 14 | 3320 | 10 | 3548 | 15 |
| 53 | 2297 | 4 | 2647 | 14 | 2961 | 14 | 3330 | 10 | 3563 | 12 |
| 54 | 2301 | 3 | 2661 | 13 | 2975 | 14 | 3340 | 8 | 3575 | 13 |
| 55 | 2304 | 3 | 2674 | 14 | 2989 | 15 | 3348 | 10 | 3588 | 12 |
| 56 | 2307 | 3 | 2688 | 14 | 3004 | 15 | 3358 | 9 | 3600 | 10 |
| 57 | 2310 | 4 | 2702 | 12 | 3019 | 15 | 3367 | 11 | 3610 | 9 |
| 58 | 2314 | 5 | 2714 | 12 | 3034 | 15 | 3378 | 10 | 3619 | 9 |
| 59 | 2319 | 5 | 2726 | 11 | 3049 | 14 | 3388 | 10 | 3628 | 9 |
| 60 | 2324 | 5 | 2737 | 10 | 3063 | 14 | 3398 | 10 | 3637 | 8 |
| 61 | 2329 | 4 | 2747 | 11 | 3077 | 13 | 3408 | 7 | 3645 | 9 |
| 62 | 2333 | 6 | 2758 | 11 | 3090 | 14 | 3415 | 6 | 3654 | 8 |
| 63 | 2339 | 5 | 2769 | 12 | 3104 | 13 | 3421 | 7 | 3662 | 8 |
| 64 | 2344 | 5 | 2781 | 10 | 3117 | 14 | 3428 | 6 | 3670 | 6 |

交通局採用者　給料月額早見表　　2025年4月1日改正　　単位:百円

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | | 3級 | | 4級 | | 5級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 65 | 2349 | 5 | 2791 | 13 | 3131 | 9 | 3434 | 5 | 3676 | 5 |
| 66 | 2354 | 4 | 2804 | 13 | 3140 | 9 | 3439 | 6 | 3681 | 7 |
| 67 | 2358 | 5 | 2817 | 12 | 3149 | 9 | 3445 | 5 | 3688 | 6 |
| 68 | 2363 | 4 | 2829 | 13 | 3158 | 10 | 3450 | 5 | 3694 | 5 |
| 69 | 2367 | 5 | 2842 | 11 | 3168 | 8 | 3455 | 5 | 3699 | 5 |
| 70 | 2372 | 4 | 2853 | 10 | 3176 | 8 | 3460 | 5 | 3704 | 6 |
| 71 | 2376 | 5 | 2863 | 12 | 3184 | 8 | 3465 | 4 | 3710 | 6 |
| 72 | 2381 | 5 | 2875 | 10 | 3192 | 6 | 3469 | 5 | 3716 | 5 |
| 73 | 2386 | 4 | 2885 | 10 | 3198 | 7 | 3474 | 4 | 3721 | 5 |
| 74 | 2390 | 4 | 2895 | 11 | 3205 | 8 | 3478 | 5 | 3726 | 7 |
| 75 | 2394 | 3 | 2906 | 9 | 3213 | 7 | 3483 | 4 | 3733 | 5 |
| 76 | 2397 | 4 | 2915 | 8 | 3220 | 6 | 3487 | 5 | 3738 | 6 |
| 77 | 2401 | 3 | 2923 | 10 | 3226 | 5 | 3492 | 4 | 3744 | 5 |
| 78 | 2404 | 3 | 2933 | 10 | 3231 | 6 | 3496 | 5 | 3749 | 6 |
| 79 | 2407 | 3 | 2943 | 9 | 3237 | 4 | 3501 | 4 | 3755 | 6 |
| 80 | 2410 | 2 | 2952 | 9 | 3241 | 6 | 3505 | 5 | 3761 | 5 |
| 81 | 2412 | 3 | 2961 | 8 | 3247 | 4 | 3510 | 4 | 3766 | 6 |
| 82 | 2415 | 5 | 2969 | 8 | 3251 | 5 | 3514 | 5 | 3772 | 4 |
| 83 | 2420 | 3 | 2977 | 7 | 3256 | 4 | 3519 | 3 | 3776 | 4 |
| 84 | 2423 | 4 | 2984 | 7 | 3260 | 5 | 3522 | 4 | 3780 | 5 |
| 85 | 2427 | 4 | 2991 | 6 | 3265 | 3 | 3526 | 3 | 3785 | 5 |
| 86 | 2431 | 5 | 2997 | 7 | 3268 | 3 | 3529 | 4 | 3790 | 6 |
| 87 | 2436 | 4 | 3004 | 5 | 3271 | 3 | 3533 | 4 | 3796 | 5 |
| 88 | 2440 | 4 | 3009 | 6 | 3274 | 2 | 3537 | 2 | 3801 | 5 |
| 89 | 2444 | 4 | 3015 | 7 | 3276 | 3 | 3539 | 4 | 3806 | 5 |
| 90 | 2448 | 5 | 3022 | 5 | 3279 | 3 | 3543 | 3 | 3811 | 5 |
| 91 | 2453 | 4 | 3027 | 5 | 3282 | 3 | 3546 | 3 | 3816 | 3 |
| 92 | 2457 | 4 | 3032 | 5 | 3285 | 2 | 3549 | 3 | 3819 | 4 |
| 93 | 2461 | | 3037 | 5 | 3287 | 3 | 3552 | 3 | 3823 | 4 |
| 94 | | | 3042 | 4 | 3290 | 3 | 3555 | 4 | 3827 | 4 |
| 95 | | | 3046 | 5 | 3293 | 2 | 3559 | 3 | 3831 | 3 |
| 96 | | | 3051 | 3 | 3295 | 3 | 3562 | 2 | 3834 | 4 |
| 97 | | | 3054 | 4 | 3298 | 2 | 3564 | 4 | 3838 | 4 |
| 98 | | | 3058 | 4 | 3300 | 3 | 3568 | 4 | 3842 | 2 |
| 99 | | | 3062 | 4 | 3303 | 2 | 3572 | 2 | 3844 | 4 |
| 100 | | | 3066 | 4 | 3305 | 2 | 3574 | 3 | 3848 | 3 |
| 101 | | | 3070 | | 3307 | 3 | 3577 | 4 | 3851 | 3 |
| 102 | | | | | 3310 | 2 | 3581 | 2 | 3854 | 3 |
| 103 | | | | | 3312 | 2 | 3583 | 3 | 3857 | 3 |
| 104 | | | | | 3314 | 2 | 3586 | 3 | 3860 | 2 |
| 105 | | | | | 3316 | 3 | 3589 | 2 | 3862 | 4 |
| 106 | | | | | 3319 | 2 | 3591 | 3 | 3866 | 3 |
| 107 | | | | | 3321 | 2 | 3594 | 3 | 3869 | 2 |
| 108 | | | | | 3323 | 2 | 3597 | 2 | 3871 | 2 |
| 109 | | | | | 3325 | 3 | 3599 | 2 | 3873 | 4 |
| 110 | | | | | 3328 | 2 | 3601 | 3 | 3877 | 2 |
| 111 | | | | | 3330 | 1 | 3604 | 2 | 3879 | 3 |
| 112 | | | | | 3331 | 2 | 3606 | 2 | 3882 | 2 |
| 113 | | | | | 3333 | 3 | 3608 | 1 | 3884 | 4 |
| 114 | | | | | 3336 | 2 | 3609 | 2 | 3888 | 2 |
| 115 | | | | | 3338 | 1 | 3611 | 2 | 3890 | 3 |
| 116 | | | | | 3339 | 2 | 3613 | 2 | 3893 | 2 |
| 117 | | | | | 3341 | 2 | 3615 | 2 | 3895 | 3 |
| 118 | | | | | 3343 | 2 | 3617 | 1 | 3898 | 3 |
| 119 | | | | | 3345 | 2 | 3618 | 2 | 3901 | 2 |
| 120 | | | | | 3347 | 1 | 3620 | 2 | 3903 | 2 |
| 121 | | | | | 3348 | 2 | 3622 | | 3905 | |
| 122 | | | | | 3350 | 2 | | | | |
| 123 | | | | | 3352 | 2 | | | | |
| 124 | | | | | 3354 | 2 | | | | |
| 125 | | | | | 3356 | 1 | | | | |
| 126 | | | | | 3357 | 2 | | | | |
| 127 | | | | | 3359 | 1 | | | | |
| 128 | | | | | 3360 | 1 | | | | |
| 129 | | | | | 3361 | 2 | | | | |
| 130 | | | | | 3363 | 2 | | | | |
| 131 | | | | | 3365 | 1 | | | | |
| 132 | | | | | 3366 | 0 | | | | |
| 133 | | | | | 3366 | 2 | | | | |
| 134 | | | | | 3368 | 2 | | | | |

交通局採用者　給料月額早見表　　2025年4月1日改正　　単位：百円

| 職務の級 | 1　級 | | 2　級 | | 3　級 | | 4　級 | | 5　級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号　給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 135 | | | | | 3370 | 1 | | | | |
| 136 | | | | | 3371 | 1 | | | | |
| 137 | | | | | 3372 | | | | | |

現業職　交通局採用者　給料月額早見表　　2025年4月1日改正　　単位：百円

| 職務の級 | 1級 | | 2級 | | 3級 | | 4級 | | 5級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 1 | 1663 | 10 | 1700 | 10 | 2165 | 19 | 2442 | 16 | 2579 | 16 |
| 2 | 1673 | 10 | 1710 | 9 | 2184 | 19 | 2458 | 16 | 2595 | 16 |
| 3 | 1683 | 9 | 1719 | 10 | 2203 | 19 | 2474 | 16 | 2611 | 17 |
| 4 | 1692 | 9 | 1729 | 9 | 2222 | 17 | 2490 | 14 | 2628 | 17 |
| 5 | 1701 | 10 | 1738 | 10 | 2239 | 16 | 2504 | 16 | 2645 | 16 |
| 6 | 1711 | 10 | 1748 | 10 | 2255 | 16 | 2520 | 15 | 2661 | 17 |
| 7 | 1721 | 10 | 1758 | 10 | 2271 | 16 | 2535 | 14 | 2678 | 17 |
| 8 | 1731 | 9 | 1768 | 9 | 2287 | 17 | 2549 | 15 | 2695 | 17 |
| 9 | 1740 | 10 | 1777 | 10 | 2304 | 9 | 2564 | 12 | 2712 | 13 |
| 10 | 1750 | 10 | 1787 | 10 | 2313 | 9 | 2576 | 12 | 2725 | 12 |
| 11 | 1760 | 10 | 1797 | 10 | 2322 | 9 | 2588 | 12 | 2737 | 13 |
| 12 | 1770 | 9 | 1807 | 11 | 2331 | 9 | 2600 | 12 | 2750 | 12 |
| 13 | 1779 | 10 | 1818 | 11 | 2340 | 10 | 2612 | 14 | 2762 | 10 |
| 14 | 1789 | 10 | 1829 | 10 | 2350 | 10 | 2626 | 11 | 2772 | 12 |
| 15 | 1799 | 10 | 1839 | 10 | 2360 | 10 | 2637 | 12 | 2784 | 11 |
| 16 | 1809 | 9 | 1849 | 10 | 2370 | 11 | 2649 | 13 | 2795 | 12 |
| 17 | 1818 | 11 | 1859 | 12 | 2381 | 9 | 2662 | 12 | 2807 | 14 |
| 18 | 1829 | 10 | 1871 | 11 | 2390 | 9 | 2674 | 12 | 2821 | 14 |
| 19 | 1839 | 10 | 1882 | 12 | 2399 | 9 | 2686 | 12 | 2835 | 14 |
| 20 | 1849 | 10 | 1894 | 12 | 2408 | 8 | 2698 | 11 | 2849 | 14 |
| 21 | 1859 | 12 | 1906 | 14 | 2416 | 10 | 2709 | 13 | 2863 | 15 |
| 22 | 1871 | 11 | 1920 | 16 | 2426 | 10 | 2722 | 14 | 2878 | 14 |
| 23 | 1882 | 12 | 1936 | 17 | 2436 | 10 | 2736 | 13 | 2892 | 15 |
| 24 | 1894 | 12 | 1953 | 16 | 2446 | 9 | 2749 | 14 | 2907 | 14 |
| 25 | 1906 | 14 | 1969 | 18 | 2455 | 11 | 2763 | 13 | 2921 | 15 |
| 26 | 1920 | 16 | 1987 | 18 | 2466 | 12 | 2776 | 14 | 2936 | 16 |
| 27 | 1936 | 17 | 2005 | 18 | 2478 | 12 | 2790 | 13 | 2952 | 14 |
| 28 | 1953 | 16 | 2023 | 17 | 2490 | 11 | 2803 | 14 | 2966 | 15 |
| 29 | 1969 | 18 | 2040 | 18 | 2501 | 10 | 2817 | 11 | 2981 | 14 |
| 30 | 1987 | 18 | 2058 | 17 | 2511 | 11 | 2828 | 12 | 2995 | 13 |
| 31 | 2005 | 18 | 2075 | 18 | 2522 | 11 | 2840 | 12 | 3008 | 14 |
| 32 | 2023 | 18 | 2093 | 17 | 2533 | 9 | 2852 | 12 | 3022 | 14 |
| 33 | 2041 | 17 | 2110 | 12 | 2542 | 12 | 2864 | 13 | 3036 | 12 |
| 34 | 2058 | 17 | 2122 | 11 | 2554 | 11 | 2877 | 12 | 3048 | 12 |
| 35 | 2075 | 17 | 2133 | 11 | 2565 | 12 | 2889 | 13 | 3060 | 11 |
| 36 | 2092 | 18 | 2144 | 10 | 2577 | 11 | 2902 | 14 | 3071 | 11 |
| 37 | 2110 | 13 | 2154 | 8 | 2588 | 12 | 2916 | 14 | 3082 | 12 |
| 38 | 2123 | 10 | 2162 | 8 | 2600 | 11 | 2930 | 13 | 3094 | 11 |
| 39 | 2133 | 11 | 2170 | 8 | 2611 | 12 | 2943 | 14 | 3105 | 12 |
| 40 | 2144 | 10 | 2178 | 9 | 2623 | 11 | 2957 | 13 | 3117 | 12 |
| 41 | 2154 | 8 | 2187 | 13 | 2634 | 12 | 2970 | 12 | 3129 | 14 |
| 42 | 2162 | 8 | 2200 | 13 | 2646 | 11 | 2982 | 13 | 3143 | 16 |
| 43 | 2170 | 8 | 2213 | 12 | 2657 | 12 | 2995 | 12 | 3159 | 14 |
| 44 | 2178 | 9 | 2225 | 11 | 2669 | 13 | 3007 | 14 | 3173 | 14 |
| 45 | 2187 | 5 | 2236 | 12 | 2682 | 12 | 3021 | 13 | 3187 | 13 |
| 46 | 2192 | 4 | 2248 | 11 | 2694 | 13 | 3034 | 14 | 3200 | 11 |
| 47 | 2196 | 5 | 2259 | 9 | 2707 | 12 | 3048 | 13 | 3211 | 11 |
| 48 | 2201 | 4 | 2268 | 10 | 2719 | 12 | 3061 | 14 | 3222 | 12 |
| 49 | 2205 | 1 | 2278 | 8 | 2731 | 13 | 3075 | 14 | 3234 | 12 |
| 50 | 2206 | 2 | 2286 | 7 | 2744 | 14 | 3089 | 13 | 3246 | 12 |
| 51 | 2208 | 2 | 2293 | 6 | 2758 | 13 | 3102 | 12 | 3258 | 11 |
| 52 | 2210 | 2 | 2299 | 6 | 2771 | 12 | 3114 | 14 | 3269 | 12 |
| 53 | 2212 | 3 | 2305 | 8 | 2783 | 11 | 3128 | 11 | 3281 | 11 |
| 54 | 2215 | 4 | 2313 | 9 | 2794 | 13 | 3139 | 11 | 3292 | 11 |
| 55 | 2219 | 4 | 2322 | 8 | 2807 | 12 | 3150 | 10 | 3303 | 9 |
| 56 | 2223 | 3 | 2330 | 9 | 2819 | 13 | 3160 | 10 | 3312 | 9 |
| 57 | 2226 | 1 | 2339 | 10 | 2832 | 13 | 3170 | 11 | 3321 | 8 |
| 58 | 2227 | 2 | 2349 | 11 | 2845 | 13 | 3181 | 10 | 3329 | 7 |
| 59 | 2229 | 2 | 2360 | 11 | 2858 | 12 | 3191 | 10 | 3336 | 7 |
| 60 | 2231 | 1 | 2371 | 9 | 2870 | 11 | 3201 | 10 | 3343 | 6 |
| 61 | 2232 | 1 | 2380 | 11 | 2881 | 13 | 3211 | 7 | 3349 | 7 |
| 62 | 2233 | 1 | 2391 | 12 | 2894 | 13 | 3218 | 6 | 3356 | 6 |
| 63 | 2234 | 1 | 2403 | 10 | 2907 | 11 | 3224 | 7 | 3362 | 6 |
| 64 | 2235 | 1 | 2413 | 12 | 2918 | 13 | 3231 | 6 | 3368 | 6 |

現業職　交通局採用者　給料月額早見表　　2025年4月1日改正　　単位：百円

| 職務の級 | 1 級 | | 2 級 | | 3 級 | | 4 級 | | 5 級 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 号 給 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 | 給料月額 | 間差 |
| 65 | 2236 | 2 | 2425 | 10 | 2931 | 13 | 3237 | 4 | 3374 | 4 |
| 66 | 2238 | 2 | 2435 | 10 | 2944 | 13 | 3241 | 5 | 3378 | 5 |
| 67 | 2240 | 1 | 2445 | 10 | 2957 | 13 | 3246 | 4 | 3383 | 4 |
| 68 | 2241 | 1 | 2455 | 11 | 2970 | 13 | 3250 | 4 | 3387 | 5 |
| 69 | 2242 | 3 | 2466 | 9 | 2983 | 14 | 3254 | 4 | 3392 | 3 |
| 70 | 2245 | 3 | 2475 | 10 | 2997 | 13 | 3258 | 2 | 3395 | 5 |
| 71 | 2248 | 2 | 2485 | 10 | 3010 | 14 | 3260 | 4 | 3400 | 3 |
| 72 | 2250 | 2 | 2495 | 10 | 3024 | 11 | 3264 | 3 | 3403 | 5 |
| 73 | 2252 | 3 | 2505 | 11 | 3035 | 12 | 3267 | 3 | 3408 | 4 |
| 74 | 2255 | 3 | 2516 | 11 | 3047 | 12 | 3270 | 4 | 3412 | 5 |
| 75 | 2258 | 2 | 2527 | 11 | 3059 | 12 | 3274 | 3 | 3417 | 4 |
| 76 | 2260 | 4 | 2538 | 9 | 3071 | 13 | 3277 | 3 | 3421 | 4 |
| 77 | 2264 | 3 | 2547 | 11 | 3084 | 5 | 3280 | 3 | 3425 | 4 |
| 78 | 2267 | 2 | 2558 | 11 | 3089 | 6 | 3283 | 3 | 3429 | 5 |
| 79 | 2269 | 3 | 2569 | 11 | 3095 | 4 | 3286 | 3 | 3434 | 4 |
| 80 | 2272 | 3 | 2580 | 10 | 3099 | 5 | 3289 | 3 | 3438 | 3 |
| 81 | 2275 | 3 | 2590 | 10 | 3104 | 4 | 3292 | 2 | 3441 | 4 |
| 82 | 2278 | 3 | 2600 | 10 | 3108 | 5 | 3294 | 3 | 3445 | 3 |
| 83 | 2281 | 4 | 2610 | 9 | 3113 | 3 | 3297 | 3 | 3448 | 4 |
| 84 | 2285 | 2 | 2619 | 10 | 3116 | 4 | 3300 | 3 | 3452 | 4 |
| 85 | 2287 | 3 | 2629 | 10 | 3120 | 3 | 3303 | 2 | 3456 | 2 |
| 86 | 2290 | 3 | 2639 | 11 | 3123 | 4 | 3305 | 3 | 3458 | 2 |
| 87 | 2293 | 2 | 2650 | 9 | 3127 | 4 | 3308 | 2 | 3460 | 2 |
| 88 | 2295 | 1 | 2659 | 10 | 3131 | 2 | 3310 | 2 | 3462 | 3 |
| 89 | 2296 | 2 | 2669 | 10 | 3133 | 3 | 3312 | 1 | 3465 | 2 |
| 90 | 2298 | 2 | 2679 | 10 | 3136 | 3 | 3313 | 2 | 3467 | 3 |
| 91 | 2300 | 2 | 2689 | 10 | 3139 | 2 | 3315 | 2 | 3470 | 2 |
| 92 | 2302 | 2 | 2699 | 8 | 3141 | 2 | 3317 | 2 | 3472 | 2 |
| 93 | 2304 | 1 | 2707 | 8 | 3143 | 2 | 3319 | 2 | 3474 | 2 |
| 94 | 2305 | 3 | 2715 | 8 | 3145 | 2 | 3321 | 1 | 3476 | 2 |
| 95 | 2308 | 2 | 2723 | 8 | 3147 | 2 | 3322 | 2 | 3478 | 2 |
| 96 | 2310 | 3 | 2731 | 9 | 3149 | 1 | 3324 | 2 | 3480 | 2 |
| 97 | 2313 | 3 | 2740 | 9 | 3150 | | 3326 | 2 | 3482 | 2 |
| 98 | 2316 | 3 | 2749 | 9 | | | 3328 | 2 | 3484 | 2 |
| 99 | 2319 | 3 | 2758 | 7 | | | 3330 | 1 | 3486 | 2 |
| 100 | 2322 | 2 | 2765 | 7 | | | 3331 | 1 | 3488 | 2 |
| 101 | 2324 | 3 | 2772 | 9 | | | 3332 | 2 | 3490 | 2 |
| 102 | 2327 | 3 | 2781 | 8 | | | 3334 | 2 | 3492 | 1 |
| 103 | 2330 | 2 | 2789 | 8 | | | 3336 | 2 | 3493 | 2 |
| 104 | 2332 | 3 | 2797 | 7 | | | 3338 | 1 | 3495 | 2 |
| 105 | 2335 | | 2804 | 6 | | | 3339 | 1 | 3497 | 2 |
| 106 | | | 2810 | 7 | | | 3340 | 2 | 3499 | 2 |
| 107 | | | 2817 | 5 | | | 3342 | 1 | 3501 | 1 |
| 108 | | | 2822 | 6 | | | 3343 | 1 | 3502 | 1 |
| 109 | | | 2828 | 6 | | | 3344 | 1 | 3503 | 1 |
| 110 | | | 2834 | 5 | | | 3345 | 1 | 3504 | 2 |
| 111 | | | 2839 | 4 | | | 3346 | 1 | 3506 | 1 |
| 112 | | | 2843 | 4 | | | 3347 | 1 | 3507 | 1 |
| 113 | | | 2847 | 5 | | | 3348 | 1 | 3508 | |
| 114 | | | 2852 | 3 | | | 3349 | 1 | | |
| 115 | | | 2855 | 4 | | | 3350 | 1 | | |
| 116 | | | 2859 | 4 | | | 3351 | 1 | | |
| 117 | | | 2863 | 5 | | | 3352 | | | |
| 118 | | | 2868 | 4 | | | | | | |
| 119 | | | 2872 | 4 | | | | | | |
| 120 | | | 2876 | 2 | | | | | | |
| 121 | | | 2878 | 2 | | | | | | |
| 122 | | | 2880 | 4 | | | | | | |
| 123 | | | 2884 | 3 | | | | | | |
| 124 | | | 2887 | 3 | | | | | | |
| 125 | | | 2890 | | | | | | | |

**市労連　細目交渉**

日　時　…　2025年11月7日（金）
場　所　…　市役所1号館13階
出席者　…　藤野、佐藤

1. 差額支給について
   2025年12月19日（金）の予定

2. 勤勉手当の支給基準について
   勤勉手当の支給基準について、別紙の内容で確認しました。
   （省略）

3. 年末調整について
   2025年12月19日（金）支給の給与で過不足分を清算する。

# ２０２５賃金確定・制度改善・一時金闘争の経過と当局最終回答について

2025 年度の賃金確定・制度改善・一時金闘争の経過について、人事院は、8 月 7 日に、人事院勧告が出しました。本年の人事院勧告においては、官民給与の比較方法見直しが行われ、比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に、本府省職員との対応関係を東京 23 区・本店の企業規模「500 人以上」から「1,000 人以上」に引上げがなされています。その結果、本年は、月例給について、民間給与が 15,014 円、率にして 3.62％公務員給与を上回り、また特別給については、民間の支給割合が 4.65 月と公務の年間の支給月数の 4.60 月を 0.05 月分上回っており、月例給、特別給とも 4 年連続の引上げとなりました。

給与改定方針としては、月例給は、行政職俸給表 (一) において、大卒程度に係る初任給については、総合職・一般職ともに 12,000 円、高卒者に係る初任給については、12,300 円の引上げとし、これを踏まえて、おおむね 30 歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逓減させつつ引上げ改定を行うこととしています。その他の俸給表についても、行政職俸給表 (一) との均衡を基本に引上げ改定を行うとしています。また、俸給表の引上げ改定に加えて、本府省業務調整手当等の改定も行うこととしています。

特別給については、支給月数を 0.05 月分引上げ、4.65 月分とし、期末手当及び勤勉手当それぞれに均等に配分するとしています。そのほか、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当にかかる勧告がなされました。

神戸市人事委員会においては、9 月 18 日に月例給 12,128 円（2.91％）、一時金を 0.05 月分引き上げる勧告を行いました。職員の人事管理に関する報告では、①行政のプロフェッショナルとして市政を担う多様な人材の確保・育成とキャリア形成支援、②職務に対する貢献度や職責に応じた人事・給与制度の構築、③働きやすい職場環境づくり、④市民から信頼される神戸市職員について報告しています。

2025 賃金確定闘争は、山場となった 11 月 7 日の市労連執行委員会で、この間の事務折衝の状況や現時点における到達点を整理するとともに、年末手当について、地域手当の取り扱いについて回答を引き出すこととしました。

その後の団体交渉において、当局は、期末・勤勉手当の年間支給月数を 4.65 月に引上げ、年末手当 2.35 月分を 12 月 10 日に一括支給、係長の処遇改善として給料表の 1,200 円引上げを回答しました。また、地域手当については、当面の間、12％を維持するとしています。これらの回答について市労連は、一度持ち帰り検討することとしました。

その後、市労連は、この当局最終回答を単組討議に付すことを確認しました。神戸交通は、11 月 7 日に第 18 回執行委員会を開催し、21 時 58 分に当局最終回答を確認しました。

2025 賃金確定・制度改善・一時金闘争の当局最終回答は、以下の通りです。

## 2025賃金確定闘争当局最終回答

### Ⅰ．給与改定

1．給料表

10月30日提案「給料表改正案」のとおりとする。

企業職員については、それぞれに対応する給料表による。

2．実施時期

令和7年4月1日

（会計年度任用職員のうち令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は令和7年12月1日からの適用。）

3．期末・勤勉手当

年間支給月数

| (現行) | | (改正) |
|---|---|---|
| 4.60月 | → | 4.65月 |

4．年末手当

支給額　2.35月分

支給日　12月10日

5．差額支給・年末調整

支給日　12月19日

### Ⅱ．給与制度のアップデート

地域手当につきましては、今年度の本市人事委員会からの報告において、近隣市等の地域手当の支給割合を鑑みると、支給割合引下げによる人材確保への影響が懸念されるため、引き続き対応を検討していく必要があるとされております。令和8年度以降の取扱いについては、本市人事委員会からの報告のほか、あらゆる状況等を踏まえながら、職員の給与水準に影響を与えないよう引き続き検討する必要があると考えており、改めて考えをお示しさせていただきます。

### Ⅲ．人事評価制度

人事評価制度につきましては、人事・給与制度の見直しの中で、適切な人事評価の実施に向けた取り組みを進めるとともに、今年度より、人事評価結果の勤勉手当への反映において、特に優秀な職員や、庁内における人材育成・課題解決の観点から特に必要とされる役割を担う職員に対して、支給月数を加算することができる制度を新設し、制度見直しを行ったところです。また、来年度より、係長級職員における人事評価結果の査定昇給への反映において、現在実施している下位区分への反映に加えて、新たに上位区分へも反映を予定しているところです。今後も、人事委員会の報告等も踏まえながら、制度検証を進めつつ、より一層納得性の高い人事評価制度の運用にしていくとともに、引き続き職員の意欲を引き出すため、人事評価結果の活用に取り組んでまいりたいと考えております。

Ⅳ．休暇制度の改善

休暇制度等につきましては、これまでも社会情勢の変化等を踏まえ、充実に努めてまいりました。本年４月からは、子の看護等休暇について、子の入学式等の行事参加の場合にも取得を可能とした他、育児部分休暇の新設、会計年度任用職員についても、病気休暇の有給化及び休暇の取得要件の変更を行いました。さらに、本年 10 月からは、育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化、会計年度任用職員の育児部分休業の対象期間の拡大及び取得要件の変更など、仕事と育児の両立支援等のため、各種制度の拡充を行ったところです。休暇等の取得しやすい職場環境づくりに努めていくことは重要であると認識しており、年次有給休暇等の取得促進にも取り組んでまいりました。一方で本市の休暇制度等につきましては、国の制度を上回るものがあり、国からは見直しを行うよう求められているところです。いずれにしましても、休暇制度等の見直しにつきましては、今後も皆さま方と十分に協議させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

Ⅴ．ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、職員が仕事と生活との両立に安心してかつ積極的に取り組むことができるよう、男女を問わず組織的に支援し、その能力を最大限に発揮することが、組織力を維持・向上させるための重要な要素となっていると考えております。特に、在宅勤務制度やフレックスタイム制については、柔軟で多様な働き方を推進するための制度として充実を図ってきたところであり、これまでも対象職員の拡充や取得要件の緩和を行ってきたところでございます。また、仕事と子育ての両立の観点から、育児短時間勤務制度の運用や庁内公募制度における育児等両立応援枠の設置など、勤務環境の整備にも取り組んでおります。次世代育成支援の取り組みにおいては、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画として、本年３月には第５期の行動計画を策定し、男性の育児休業取得率等を目標に掲げ、取り組んでいるところでございます。育児休業取得に対する管理職の意識改革のための研修充実や、育児休業中の代替職員配置により、育児休業を取得しやすい環境整備に努めており、近年の男性の育児休業取得率は増加傾向にあります。また、新たな取り組みとして、今年度より代替職員の配置がなされない場合、その職員が担っていた業務を担当した職員に対して、勤勉手当の支給額を加算する「職場応援加算」制度を創設し、次世代育成支援の推進を図っております。さらに、本年 10 月には仕事と介護の両立の観点から、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供や介護休暇等に関するオンライン研修の実施など、仕事と介護との両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備にも取り組んでおります。また、業務改革・DX の推進による業務の縮減、局内・所属長等によるマネジメントの強化など、あらゆる手段を講じて、職員の協力も得ながら、時間外勤務の縮減にも取り組んでいるところです。いずれにしましても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員が適切に制度を利用できるよう、各種制度の周知や啓発にも、取り組んでまいります。

**Ⅵ．福利厚生事業**

福利厚生制度につきましては、これまでも、将来にわたり持続可能で安定的な制度となるよう、見直しについて、ご理解・ご協力をいただいてきたところでございます。健康対策につきましては、定期健康診断、人間ドック助成制度、メンタルヘルス対策、長時間勤務者の健康対策などに取り組み、職員の心身の不調への早期対応・環境改善に努めているところでございます。「KOBE ベネフィットステーション」につきましては、アプリの機能改善により利便性の向上に努めるとともに、フリーチョイスプランのメニュー追加や特別イベントの開催など、本年 2 月に実施したアンケートによる職員意見を反映しながら、様々な世代の利用促進に繋がるよう今後とも、職員の健康対策に取り組むとともに、職員のモチベーションの向上及び人材の獲得と定着に資する、魅力的な福利厚生制度の充実について、引き続き検討したいと考えております。

**Ⅶ．高齢者雇用制度**

高齢期雇用につきましては、定年年齢の 65 歳への段階的な引上げや、定年引上げ時の給与をはじめとした勤務条件等、また定年引上げに伴う各種制度の見直しについても、皆さま方と真摯に協議・交渉を重ね、妥結に至ったところでございます。令和 5 年 4 月より職員の定年が段階的に引上げられ、令和 6 年度より定年延長となった職員がおりますが、引き続き、職員が 60 歳以後の勤務の意思を決定できるよう適切に情報提供に努めるなど、丁寧に対応するとともに、高齢職員をはじめすべての職員が安心して働き続けられるよう、責任をもって適切に対応してまいります。なお、65 歳定年の完成を視野に入れた 60 歳前後の職員層の給与カーブの在り方等については、本年の人事院による報告のとおり、引き続き検討を進めていくとされており、引き続き国の動向を注視していく必要があると考えています。私どもといたしましても、高齢期雇用のあり方につきましては、職員が生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、今後とも国や他都市等の動向を注視するとともに、皆さま方のご意見も十分に伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

Ⅷ．労働安全衛生

職場の労働環境の改善と安全作業の確立につきましては、その必要性を十分認識し、取り組んでいるところであり、各局室区の安全衛生委員会を中心として、安全衛生対策の推進を図ってまいりました。また、風通しの良い職場風土・職場環境の実現に向けて、各局室区長がリーダーシップを発揮しながら、職場環境の把握と改善に取り組んでいるところです。今後も継続的に、風通しの良い職場風土・職場環境づくりを図ってまいります。公務災害につきましては、その防止に向けて積極的に取り組むとともに、事故が発生した場合には、事故後の再発防止策の徹底などの取り組みを行っているところです。職員の健康管理につきましては、「こころと身体の健康相談」や外部相談窓口・医療機関における健康相談窓口を設置し、健康相談に取り組んでおります。メンタルヘルス対策としましては、セルフケアやラインケア体制の強化や、休職した職員のより円滑な職場復帰を支援するための「プレ出勤」に取り組んでおります。また、長時間勤務者が在籍する所属を産業医が訪問し、早期支援に繋げる取り組みを行っており、今年度より、新規採用者や病気休暇取得者が在籍する所属にも積極的に訪問するなど、メンタルヘルス対策の強化を図っております。加えて、長時間勤務者に対する産業医面談をはじめとしたアプローチやフォローを強化してきたほか、長時間勤務の解消についても組織をあげて最優先課題として、引き続き各局室区長の強いリーダーシップのもとで、抜本的に取り組んでまいります。さらに、近年の超高温化により職員の熱中症対策が急務であり、事業者による熱中症対策の義務化も踏まえ、本年４月に「神戸市職員熱中症対策ガイドライン」を策定し、各所属における熱中症対策の水準の引き上げに取り組んだほか、職員のニーズに合わせた新たな空調服を導入しております。今後とも、職員の健康管理の充実に努めるとともに、公務災害の防止、快適で安全な職場環境に向けて、労使一体となって安全衛生対策に取り組んでまいりたいと考えております。

Ⅸ．完全週休２日制

完全週休２日制にかかる諸条件の整備につきましては、条件の整ったところから実施してきたところであり、これまでにも一定の前進が図られてきたと考えております。未実施の職場につきましては、閉庁困難職場が多いことから、市民サービスを低下させることなく、完全週休２日制を実施することが難しい状況ではありますが、引き続き、どのような対応ができるのかよく話し合ってまいりたいと考えております。

Ⅹ．係長級の処遇改善

人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善については、このたびの給料表改定の中で、行政職給料表および医療職給料表（2）の係長級を対象に、全号給においてさらに1，200円の引上げを行いたいと考えております。

累計10，000円の引上げ達成となる。（実施時期　令和８年４月１日）

「2025 春闘から 2025 賃金確定闘争までの交渉内容等について」

1．神戸交通は、民間春闘の成果が人事院勧告や自治体確定期に大きくつながっていくことを踏まえ、2025 連合春闘に取り組んでいくこととし、2025 年 1 月 30 日の第 47 回執行委員会において、「2025 春季生活闘争方針（案）」を提起しました。各支部で支部委員会や職場集会などを開催し、組合員に周知を図りつつ意見集約を行い、3 月 5 日の第 7 回中央委員会で承認を求めることとしました。

2．2025 春闘においては、①賃上げ、②働き方の改善、③政策・制度実現の取り組み を柱とする総合生活改善闘争の枠組みのもと、産業状況の違いを理解しあいながら、 中期的視点を持って「人への投資」と月例賃金の改善に全力を尽くし取り組むこととしました。

2025 春闘の最終まとめでは、2 年連続で定昇込み 5％台の賃上げが実現した。定昇除く賃上げ分は過年度物価上昇率を上回った。賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せる正念場であるとの認識のもと、企業の持続的成長、日本全体の生産性向上に つながる「人への投資」の重要性について、中長期的視点を持って粘り強く真摯に労使交渉した結果であるとしました。

3．市労連は、中央の闘いと合わせて運動を進めるとともに、3 月 27 日の人事委員会交渉で、2025 年度の給与勧告について要求書を提出しました。この交渉で人事委員会は、経済情勢や今春闘の状況にふれながら、職員の労働基本権制約の代償機関として、その使命を全うしていくとの考え方を示しました。これに対し市労連は、昨年の賃金改定をふまえ検討するよう申し入れました。

また、同日の対市団体交渉で、賃金引き上げ・労働条件改善に関する要求書を提出しました。この交渉で市当局は、民間春闘の状況や、神戸市を取り巻く状況にふれながら、国や他の自治体の動向、勧告の内容なども見極めながら、十分協議していくとの考え方を示しました。これに対し市労連は、すべての職員を賃上げするよう申し入れました。

別紙：神戸市人事委員会への要求書

2025 年 3 月 27 日

神戸市人事委員会
委員長　芝　原　貴　文　様

神戸市労働組合連合会
執行委員長　北　川　　学

２０２５年度の給与勧告について

神戸市に働く職員の賃金・労働条件の改善に努力されている貴委員会に敬意を表します。

さて、日本の経済情勢は依然として厳しく、長期化する物価高騰が国民生活を圧迫しています。特に、食料品やエネルギー価格の上昇が家計に大きな

影響を与え、実質賃金の減少が長期にわたって続く中で、生活水準は一層厳しい状況に置かれています。職員が市民の期待に応え、より質の高い地域公共サービスを確実に提供していくためには、積極的な賃金の引上げ及び労働条件改善とともに職員の確保が不可欠です。

2025 春闘は、四半世紀に及ぶ慢性デフレに終止符を打ち、すべての働く人の持続的な生活向上をはかり、新たなステージを定着させることをめざすとともに、実質賃金が継続的に上昇することで個人消費を拡大し、賃金と物価の好循環を実現する必要があります。

こうした情勢のもとで、私たちは組合員の切実な要求を集約し、2025 年度の賃金引き上げ・労働条件改善について別紙のとおり市長に要求します。あわせて貴委員会に対しても公民比較の抜本的な改善などについて下記のとおり要求します。この要求を実現するために、政府等からの圧力を乗り越え、職員の生活を守る立場で、毅然とした勧告を行い、その完全実施のために貴委員会の存在をかけて努力し、労働基本権制約の代償措置としての使命を果たされるよう強く要請します。

記

1．労働基本権制約の代償機関として職員とその家族の生活を守る立場で、公民比較の抜本的な改善を行い、賃上げを中心に市労連の対市要求を実現する方向で勧告を行うこと。

なお、給料表の国公対比不足分を改善するため、国・他都市を上回る勧告を行うこと。

2．作業方法をはじめ勧告内容に対する政府・総務省の不当な干渉を排除し、同時に国の公務員制度改革や給与構造改革の動向に追随することなく、中立機関としての独立性を堅持すること。

3．民間給与実態調査及び公民比較については、次のとおり改善すること。

(1) 比較対象規模を 50 人以上とした調査比較方法を止め、従前の比較企業規模に戻すこと。また、団体交渉によって賃金・労働時間を決定している事業所を調査対象とし、「会社更生法等の適用企業」は調査対象から除外すること。

(2) 比較対象職種は、行政職（一）表関係職種とすること。

(3) 公民比較の対応等級の取り扱いを改善すること。

(4) 特別給の勧告の取り扱いについては、公民比較の職種を行政職（一）表関係職種とし、比較給与の取り扱いを改善すること。

4．地域手当については、本給繰り入れを基本に改善するよう努力し、人事院に対しても大都市事情の反映に努めること。国の支給率見直しに追随せず、神戸の自主性・独立性を尊重し、現行水準を確保すること。

また、諸手当の改善については、公民較差及び民間実態を踏まえ、国の動向に追随することなく、これまでの交渉経過を尊重して対応すること。

5．すべての職場で完全週休 2 日制を実施できるよう必要な措置をとること。また、年間総労働時間の短縮については、政府目標である年間総労働時間 1,800 時間達成のため、週労働時間を 37 時間 30 分、日労働時間を 7

時間30分とするよう勧告すること。また、時間外労働の上限規則の順守及び実効性のある施策を推進すること。

6．職場の労働環境を改善するため、労働安全衛生の充実に努めるとともに、法規定を遵守する勧告を行うこと。

7．人事院勧告の早期化など公務員賃金の早期改定のための制度改正を人事院に要請するとともに、人事委員会としても早期勧告に努力すること。

8．公務員制度改革に当たっては、労使協議による民主的な改革と市民サービスにおける主要な担い手としての地方公務員の特性を守るよう、大人連や国の関係機関に働きかけること。

9．公務職場における男女平等の実現を人事行政の重要課題として位置づけ、両立支援制度の円滑な活用や男女間待遇格差の是正など、必要な施策の確立を図ること。

10．公務における高齢者雇用施策の一層の充実を図り、雇用と年金の接続を確実に保障すること。また、行政サービスが安定的に提供できるよう継続的な新規採用を行うこと。

以　上

別紙：神戸市への要求書

2025年3月27日

神戸市長
久　元　喜　造　様

神戸市労働組合連合会
執行委員長　北　川　　学
神戸市職員労働組合
執行委員長　北　川　　学
神戸市従業員労働組合
執行委員長　小　原　王　之
神戸交通労働組合
執行委員長　奥　　博　之
神戸市水道労働組合
執行委員長　久　常　順　治
神戸市教職員組合
執行委員長　柴　田　健太郎
神戸市立高等学校教職員組合
執行委員長代行　橘　　和　雄

賃金引き上げ・労働条件改善に関する要求について

日頃から職員の賃金・労働条件の改善に努力されていることに心から敬意を表します。

さて、昨年の賃金確定交渉では、月例給と一時金を引き上げる改定が行わ

れ、月例給については初任給の改善が図られたものの民間企業の初任給改善には及ばず、中高年齢層については低率低額の配分にとどまっており、私たちの要求からほど遠いものとなっています。さらに、世界的なインフレと金融の引き締め政策によって円安が進行し、エネルギーや食料等の生活必需品の価格高騰により実質賃金がマイナスで推移するなど、勧告制度による賃金改善が追いつし、ていないという問題も露わになりました。自治体労働者の生活実態は大変厳しくなっており、全世代にわたる積極的な賃上げが求められています。

このような中にあっても、私たち職員の生活を守り、労働条件を改善するため、最大限の努力を払われるよう下記のとおり要求します。

記

１．賃金の引き上げについて

(1)　給与改定にあたっては、職員の生活を維持・防衛するための賃金水準を確保すること。

(2)　大都市の生活実態に見合った賃金・手当を勧告制度とは別枠の原資で改善をはかること。

(3)　勤労意欲向上のために、人事給与制度の改善や運用を行うこと。

(4)　地域手当については、人材確保や職員のモチベーションを維持する観点から現行水準を維持すること。

２．賃金体系の改善と配分について

賃金引き上げの配分にあたっては、生活保障を重視し、世帯形成時から最も生活費用を要する中高年層に重点的に配分し、体系是正をはかること。

３．賃金決定基準の改善について

(1)　初任給決定基準ならびに中途採用者の賃金是正をはかること。

(2)　昇任・昇格基準の改善などを実施すること。

(3)　人事評価制度については、労使で検証を行うこと。

４．諸手当の改善について

(1)　扶養手当については、支給額を引上げ、扶養認定や扶養認定限度額など支給基準の改善をはかること。

(2)　住居手当については、国と異なる実態を踏まえ、支給額を引き上げるとともに、これまでの交渉経過を尊重すること。

(3)　通勤手当については、全額実費支給とし、全額非課税とすること。また、交通用具利用者には、交通機関を利用して通勤した場合の運賃に相当する額を通勤手当として支給すること。

(4)　時間外勤務手当・休日勤務手当については、支給率を改善すること。

(5)　一時金については、成績率の導入を行わず、期末手当とし年間５月分以上とすること。あわせて、加算措置の支給拡大など支給方法の改善をはかること。

(6)　退職手当制度については、公務の特殊性に見合った制度・水準に改善すること。

5．最低賃金制の確立について
(1)　全国全産業一律最低賃金制の法制化を政府に要求するなど、その実現に努力すること。
(2)　神戸市が直接・間接に雇用する者の最低賃金を、高卒初任給同等以上とし、それ以下では雇用しないこと。
6．以上の改善については、2025年4月1日から実施すること。
7．以上の改善に必要な財源を確保し、早期支払いなど支払い制度全般の改善をはかること。
8．労働時間の短縮について
(1)　労働時間を短縮し、すべての職場で完全週休2日制を実施すること。そのために必要な予算・人員増を含め、諸条件の整備を行うこと。
(2)　リフレッシュ休暇の新設など休暇制度を改善すること。
(3)　ノー残業デー拡充など時間外労働抑制に努力すること。
(4)　年次有給休暇・夏期休暇などが完全消化できるよう措置すること。
9．福利厚生事業については、雇用者責任を果たし、そのための予算を増額し、事業の充実をはかること。
10．男女平等の公務職場の実現、女性の労働権確立にむけての必要な施策を確立すること。また、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画については協議の上で実効あるものとすること。
11．労働安全衛生対策を確立し、ハラスメント対策や　メンタルヘルス対策の充実をはかること。
12．行政サービスの水準を低下させることのないよう、業務の安易な民営化や民間委託、市場化テストの導入等を強要することなく、十分な交渉・協議を行うこと。
13．雇用と年金の確実な接続をはかるため、段階的な定年年齢の引上げについて円滑な制度運用を行うこと。また、定年前再任用短時間制度及び暫定再任用制度の賃金水準については、抜本的に改善を図ること。
14．以上のほか、年金制度・医療制度などの社会保障制度の充実に向けて、地方分権にふさわしい税源移譲による自治体財政確立、公務員の労働基本権確立など政府に対する要求実現のため努力をすること。

以　上

4．市労連は、5月19日に当局代表と小委員会交渉を行い、夏期手当について、大都市協の統一要求を踏まえ、月収の2.5月分以上、6月30日支給の要求書を提出しました。これに対し当局は、物価高騰や急速な円安への対策、さらに光熱費や事業費の増加など財政状況の厳しさを強調し、夏期手当については支給日も含め十分検討し、改めて回答するとの考え方を示しました。
　また、神戸交通は、同日付けで神戸市交通事業管理者に対して、同内容の夏期手当の要求書を提出しました。

別紙：交通事業管理者あての夏期手当要求書

2025 年 5 月 19 日

神戸市交通事業管理者
　城南　雅一　　様

神 戸 交 通 労 働 組 合
執行委員長　奥　博之

夏期手当について

職員の夏期手当について、下記のとおり支給されるよう要求します。

記

１．要求額　月収の 2.5 月分以上
２．支給日　6 月 30 日（月）

以　　上

５．　その後、6 月 11 日の小委員会交渉において、当局より、夏期手当について一般職員及び会計年度任用職員は 2.30 月分、再任用職員は 1.2 月分を 6 月 30 日に一括支給する回答があったことから、回答どおり了承しました。

６．市労連は、6 月 26 日に人事委員会代表と団体交渉を行い、人事委員会は、民間給与実態調査の概要を説明し、調査を終え集計作業に入っていることを明らかにしました。また、3 月に提出した春闘要求に対する回答を示しました。これに対し市労連は、バランスの取れた配分で生活改善につながる賃上げを実現するよう申し入れました。

７．公務員連絡会は、6 月 17 日に人事院に対して 2025 人事院勧告に関わる要求書を提出しました。連合春季生活闘争における賃上げが昨年を上回る水準である一方、物価高騰が収まらず、実質賃金が４か月連続マイナスであることに言及。「真に生活改善につながる賃金の引上げ」と「世代間のバランスの取れた賃金体系の確立」を強く求めました。また、月例給・一時金に加え、人事行政諮問会議「最終提言」に基づく各種施策についても、公務員連絡会との交渉・協議・合意のもとで進めるよう求めました。さらに、「災害大国・日本」における全職員の貢献を踏まえ、期待に応える勧告とすることを要請しました。これ受けて人事院総裁は、人事院として国家公務員法に基づく責務を着実に果たす考えを示しました。

８．人事院は、8 月 7 日に、人事院勧告を行いました。本年の人事院勧告においては、官民給与の比較方法見直しが行われ、比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に、本府省職員との対応関係を東京 23 区・本店の企業規模「500 人以上」から「1,000 人以上」に引上げがなされています。その結果、本年は、月例給について、民間給与が 15,014 円、率にして 3.62％公務員給与を上回り、

また特別給については、民間の支給割合が 4.65 月と公務の年間の支給月数の 4.60 月を 0.05 月分上回っており、月例給、特別給とも 4 年連続の引上げとなりました。

給与改定方針としては、月例給は、行政職俸給表 (一) において、大卒程度に係る初任給については、総合職・一般職ともに 12,000 円、高卒者に係る初任給については、12,300 円の引上げとし、これを踏まえて、おおむね 30 歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逓減させつつ引上げ改定を行うこととしています。その他の俸給表についても、行政職俸給表 (一) との均衡を基本に引上げ改定を行うとしています。また、俸給表の引上げ改定に加えて、本府省業務調整手当等の改定も行うこととしています。

特別給については、支給月数を 0.05 月分引上げ、4.65 月分とし、期末手当及び勤勉手当それぞれに均等に配分するとしています。そのほか、初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当にかかる勧告がなされました。

9．人事院勧告が出されたことを受けて、市労連は、9 月 1 日に人事委員会代表と団体交渉を行い、人事委員会は、人事院勧告の内容に触れながら、勧告に向けて較差算定等の作業を進めているとの考え方を示しました。これに対し市労連は、組合員の期待も大きく、世代に関係なく生活改善につながる勧告をするように申し入れました。

10．神戸市人事委員会は、9 月 18 日に市長と市会議長に対して、民間給与実態調査に基づく、本市職員の給与に関する報告・勧告を行いました。比較対象企業規模を「50 人以上」から「100 人以上」に見直し、月例給については、職員給与が民間給与を 12，128 円（△2.91％）下回っているため、給料表を改定することとし、特別給については、0.05 月分引上げる勧告を行い 4 年連続の改定となりました。また、職員の人事管理に関する報告では、①行政のプロフェッショナルとして市政を担う多様な人材の確保・育成とキャリア形成支援、②職務に対する貢献度や職責に応じた人事・給与制度の構築、③働きやすい職場環境づくり、④市民から信頼される神戸市職員について意見が述べられました。

11．市労連は、9 月 18 日に出された神戸市人事委員会勧告を受けて、内容について分析・精査するとともに、10 月 3 日に当局代表と団体交渉を行いました。当局は、取り巻く情勢について触れながら、人事委員会勧告を尊重して対応してきたことや、国や他都市の動向を注視し十分に協議していくとの考え方を示しました。これに対して市労連は、人事委員会勧告を完全実施し、バランスの取れた給与改定を実施し、地域手当については現行支給割合を維持するよう申し入れました。

12．その後、市労連は、企画調査部会や市労連三役会議で賃金確定闘争の方針や要求内容について協議し、10 月 3 日に執行委員会を開催し、2025 年度賃金確定・制度改善と年末手当の要求書を取りまとめ、10 月 7 日の対市団体交渉

において、それぞれの要求書を提出しました。当局は、本市人事委員会の勧告を尊重し、十分検討するとの考え方を示しました。

別紙：2025年度賃金確定・制度改善の要求について

2025年10月7日

神戸市長
久　元　喜　造　様

神戸市労働組合連合会
執行委員長　北　川　　学

２０２５年度賃金確定・制度改善の要求について

本年の賃金改定等にあたって、下記の項目について改善等をはかるよう要求します。

記

１．人事委員会勧告を完全実施し、全職員の給料表等を引き上げること。
２．地域手当については、人材確保の観点や職員のモチベーションを維持するために至急割合を維持すること。
３．公正・公平な運用を確立するため、人事評価制度について制度検証を行い、安心できる制度になるよう努めること。
４．休暇制度等の改善をはかり、休暇等が取得しやすいよう、条件整備に努めること。
５．ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、必要な施策を確立し、諸制度の充実や改善をすること。
６．福利厚生事業を充実すること。
７．高齢期雇用制度を充実すること。
８．労働安全衛生の充実につとめ、職場環境の改善、安全作業の確立をはかること。
９．すべての職場で完全週休２日制を実施できるよう諸条件の整備を行うこと。

以　上

別紙：交通事業管理者あての年末手当要求書

2025年10月7日

神戸市交通事業管理者
城南　雅一　様

神戸交通労働組合
執行委員長　奥　博之

年末手当について

職員の年末手当について、下記のとおり支給されるよう要求します。

記

1．要　求　額　　月収の 2.5 月分以上

2．支　給　日　　12 月 10 日（水）

以　上

13. 市労連は、10 月 28 日に当局代表と小委員会交渉を行い、職場からの要求に基づき要求課題について申し入れました。これに対し当局は、対応できるものがあるかについて、引き続き検討を行うとしました。

14. 市労連は、10 月 30 日に当局代表と団体交渉を行い、この交渉で当局は、給与改定要綱（案）を示しました。給料表については、高卒初任給は 12,300 円、大卒初任給は 12,000 円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を示しました。これに対し市労連は、地域手当の対応や年末手当について回答が示されておらず、7 日の山場までに労使合意できるよう申し入れました。

15. 神戸交通は、10 月 31 日に開催した第 4 回中央委員会において、2025 賃金確定闘争について、これまでの交渉経過等を報告するとともに、2025 秋季年末闘争方針を決定し、闘争態勢に入りました。

16. 市労連は、11 月 5 日に当局代表と小委員会交渉を行い、この交渉で当局は、申し入れていた勤勉手当の加算制度の見直しと、「育児・介護により転居した職員への新幹線等に係る通勤手当の支給」について提案しました。これに対し市労連は、7 日の山場に向けて、まだ回答が示されていない地域手当の取扱いや一時金の回答について検討するよう申し入れました。

17. 11 月 7 日に賃金確定闘争の山場を迎えた市労連は、11 月 7 日午後 6 時 30 分より執行委員会を開催し、これまでの交渉経過を整理し、残された課題について意思統一を図りました。午後 7 時 00 分から正木行財政局長ほか当局と団体交渉を行いました。この交渉で当局は、期末・勤勉手当の年間支給月数を 4.65 月に引上げと年末手当 2.35 月分を 12 月 10 日に一括支給。また、地域手当については、令和 8 年度以降当面の間、維持していくと回答しています。その後、細目交渉を行い、勤勉手当の支給基準等について確認しました。

交渉終了後、再開した執行委員会で、本日出された回答も含め最終回答として単組討議に付すことを確認しました。

19. これら一連の交渉を経て、神戸交通は、11月7日に第18回執行委員会（続会）を開催し、報告・協議した結果、当局最終回答について、21時58分に確認しました。

# 諸団体関係

## 神戸市職員信用組合 令和７年度第４回理事会

日　時　…　2025年11月20日（木）　15：00～
場　所　…　神戸職員信用組合　大会議室

【議　事】
第１号議案　令和７年度（第72期）仮決算及び決算見込み承認の件
第２号議案　神戸市職員信用組合貸付規程の一部改正の件
報告案件１　令和７年９月末自己資本比率
報告案件２　令和７年９月末余裕資金運用状況
報告案件３　令和７年度上半期神戸市職員信用組合　法令等遵守推進計画（コンプライアンスプログラム）の進捗状況
報告案件４　マネロン・テロ資金供与対策計画の進捗状況
報告案件５　令和７年度預金キャンペーン内容の一部変更の件
報告案件６　特別金利定期積金の取扱開始の件

## 第１号議案　　令和7年度（第72期）仮決算及び決算見込み承認の件

### １ 預 金

（単位：百万円）

| 項　　目 | R6決算 | 事業計画① | 仮決算（9月末） | 決算見込 ② | 増減（②-①） | 増減率 | 利回り（見込） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **期末残高** | **73,535** | **74,406** | **74,569** | **73,104** | **△1,302** | **△1.75%** | |
| 要求払預金（普通預金等） | 26,830 | 27,581 | 26,024 | 25,716 | △1,865 | △6.76% | 0.10% |
| 定期性預金 | 46,704 | 46,825 | 48,544 | 47,388 | 563 | 1.20% | |
| 定期預金（財形預金除く） | 35,944 | 36,192 | 37,897 | 36,915 | 723 | 1.99% | 0.27% |
| 財形預金 | 10,328 | 10,195 | 10,117 | 10,042 | △152 | △1.49% | 0.09% |
| 定期積金 | 431 | 437 | 529 | 430 | △7 | △1.68% | 0.24% |
| **平均残高** | **76,223** | **75,127** | **75,397** | **74,523** | **△603** | **△0.80%** | 0.19% |

### ２ 貸出金

（単位：百万円）

| 項　　目 | R6決算 | 事業計画① | 仮決算（9月末） | 決算見込 ② | 増減（②-①） | 増減率 | 利回り（見込） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **期末残高** | **10,075** | **9,801** | **10,975** | **11,577** | **1,775** | **18.10%** | **1.43%** |
| **証書貸付** | **9,463** | **9,219** | **10,392** | **10,987** | **1,768** | **19.18%** | **1.23%** |
| スカイローン | 3,598 | 2,703 | 3,149 | 2,868 | 165 | 6.11% | 1.57% |
| SSS住宅ローン | 3,987 | 4,771 | 5,416 | 6,223 | 1,452 | 30.43% | 0.70% |
| 普通貸付 | 49 | 56 | 47 | 45 | △10 | △19.24% | 3.71% |
| 教育貸付 | 994 | 894 | 908 | 907 | 13 | 1.51% | 1.95% |
| 住宅貸付 | 180 | 144 | 172 | 167 | 22 | 15.53% | 2.00% |
| 自動車貸付 | 552 | 579 | 603 | 688 | 108 | 18.73% | 2.27% |
| その他 | 100 | 68 | 94 | 85 | 17 | 25.10% | 2.68% |
| **当座貸越** | **612** | **582** | **583** | **589** | **6** | **1.12%** | **4.89%** |
| **平均残高** | **9,221** | **9,312** | **10,371** | **10,727** | **1,414** | **15.19%** | 1.43% |

### ３ 資金運用

（単位：百万円）

| 項　　目 | R6決算 | 事業計画① | 仮決算（9月末） | 決算見込 ② | 増減（②-①） | 増減率 | 利回り（見込） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **期末残高** | **69,039** | **72,529** | **69,124** | **72,444** | **△85** | **△0.11%** | **0.79%** |
| 現　金 | 344 | 400 | 347 | 347 | △52 | △13.08% | － |
| 預け金 | 13,833 | 13,071 | 13,826 | 13,826 | 754 | 5.77% | 0.45% |
| 有価証券 | 54,861 | 59,057 | 54,950 | 58,269 | △787 | △1.33% | 0.88% |
| **平均残高** | **74,932** | **72,059** | **73,022** | **72,473** | **414** | **0.57%** | **0.79%** |

※①事業計画 ②決算見込については簿価で表示しています。

## 4 損益目論見書

（単位：百万円）

| 項　目 | R6決算 | 事業計画① | 仮決算（9月末） | 決算見込 ② | 増減（②-①） | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **経常収益** | **658** | **721** | **368** | **749** | **28** | **3.89%** |
| 貸出金利息 | 148 | 136 | 75 | 153 | 16 | 12.10% |
| 余裕資金運用収益 | 500 | 577 | 289 | 585 | 8 | 1.42% |
| その他 | 9 | 6 | 3 | 10 | 3 | 49.24% |
| **経常費用** | **556** | **673** | **316** | **645** | **△27** | **△4.11%** |
| 資金調達費用 | 52 | 157 | 63 | 139 | △18 | △11.79% |
| 借用金利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | － |
| 人件費 | 198 | 210 | 101 | 205 | △4 | △2.32% |
| 物件費・税金 | 207 | 231 | 113 | 225 | △5 | △2.53% |
| 役務取引等費用 | 66 | 71 | 35 | 71 | △0 | △0.46% |
| その他 | 31 | 2 | 2 | 4 | 2 | 73.19% |
| **経常損益** | **101** | **47** | **52** | **103** | **55** | **117.12%** |
| 特別利益 | － | － | － | － | － | － |
| 特別損失 | － | － | － | － | － | － |
| **税引前当期純利益** | **101** | **47** | **52** | **103** | **55** | **117.12%** |
| **法人税、住民税及び事業税** | **17** | **1** | **12** | **16** | **14** | **1047.90%** |
| **法人税等調整額** | △0 | 0 | △0 | △0 | △1 | **△140.61%** |
| **当期純利益** | **85** | **45** | **40** | **87** | **42** | **93.53%** |

## 第２号議案　神戸市職員信用組合貸付規程の一部改正の件

神戸市職員信用組合貸付規程の一部を別紙のとおり改正する。

〔施行日〕

議決があった日から施行する。

〔改正理由〕

連帯保証人の資格を追加することで、保全強化を図ることが可能となり、借入申込人についても借入をしやすくするため。

# 神戸市職員信用組合貸付規程　新旧対照表

（＿＿＿＿は、改正部分を示す。）

| （現　行） | （改正案） |
| --- | --- |
| （担保等）<br>第９条<br>３　前項の個人保証のうち、連帯保証人の資格については、次のとおりとする。<br>(1)　組合員<br>(2)　申込人の配偶者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿<br>(3)　担保提供者<br>(4)　その他、組合長が適当と認めた者 | 、第３親等までの親族（両親・兄弟・叔父叔母等） |
| （期限の利益の喪失）<br>第20条　借入人が次の各号の一にでも該当するときは、一切の債務について期限の利益を失わせ、遅滞なく未償還元利金全額を弁済させることができる。<br>(1)　神戸市等の職員たる身分を喪失したとき。<br>(2)　組合員資格を喪失したとき。<br>(3)　支払の停止または破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき。<br>(4)　手形交換所の取引停止処分を受けたとき。<br>(5)　借入人の預金、その他組合に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。<br>(6)　住所変更の届出を怠るなど借入人の責めに帰す事由により所在が不明となったとき。<br>(7)　組合取引による債務の一部でも履行を遅滞したとき。<br>(8)　組合との貸付契約の約定に違反したとき。<br>(9)　担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。<br>(10)　債務の申込手続その他債務を申し込むにあ | |

| | |
|---|---|
| たり虚偽が判明したとき。<br>(11)　保証人が本項の各号の一にでも該当したとき。<br>(12)　前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 | (11) |

## 報告案件５　令和７年度預金キャンペーン内容の一部変更の件

令和6年度第4回理事会に報告した令和7年度預金キャンペーンの内容を以下のとおり一部変更したい。

1．趣 旨

(1) 令和6年度第4回理事会報告後の市中金利の引上げに対応する。
(2) 個人預金量の確保を図る。

2．変更内容

(1) 懸賞付定期預金

| 変 更 事 項 | 変更後 | 変更前 |
|---|---|---|
| 賞　　品 | 3万円のギフトカード | 2万円のギフトカード |

(2) 退職金特別定期預金

| 変更事項 | 変更後 | 変更前 |
|---|---|---|
| 対　象　者 | 令和7年度末退職者 | 令和7年度定年退職者 ※1 |
| 預　入　金 | 退職手当(一旦他行振込含む)<br>および当組合の財形の解約金 | 当組合に振込された退職手当 |
| 預 入 金 額 | 3，000万円まで | 2，000万円まで ※2 |
| 契　約　数 | 一人2契約 | 一人1契約 |
| 預 入 期 間 | 1年または3年 | 3か月 |
| 満期金の扱い | 自動継続<br>(元金継続または元利継続) | 満期時のボーナス定期に預入 |

※1　従来定年に到達している年度末退職者・定年前再任用短時間勤務制度利用による退職者を含む
※2　当組合に振込された退職手当の範囲内

## 報告案件６　特別金利定期積金の取扱い開始の件

令和8年4月に、特別金利定期積金の取扱いを開始する。

これに伴い、平成 25 年度から令和7年度まで実施した「定期積金スウィング特別金利キャンペーン」を終了する。

1．名称

特別金利つみきん＜U-29＞（仮称）

2．趣旨

若年層組合員の組合利用の促進 （第 14 次中期経営計画の取組み課題）

3．特別金利の適用方法

（1）対象

30 歳未満の組合員

（2）取扱期間

令和8年度以降、毎年度、通年の取扱いとする。

（3）契約条件

積立金額5，000円以上・1，000円単位

積立期間1・2・3・5年

（4）利率

店頭表示利率に一定率を上乗せし、原則として年度内固定

## 2025　親睦テニス大会

10月30日、6支部40名の参加で、親睦テニス大会が開催されました。

大会はAクラスとBクラスに分かれて行い、A クラスは小谷（駅務）・藤田（技術）ペアが、Bクラスは香西・五嶋（技術）ペアが優勝しました。

当日は絶好のテニス日和となり、大会参加の皆さんが支部の垣根を越えて親交を深めている姿を見ると、さらなる親睦に寄与する取り組みについて検討して組合員が交流出来る機会を増やしていけば、お互いを理解し団結を深めていくことが出来ると思いました。

# ２０２５　親睦テニス大会結果

２０２５．１０．３０

名谷総合運動公園

## Ａクラス（10組、２０人）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 優　勝 | 小谷　佳昭（駅務支部） | ・ | 藤田　博（技術支部） | |
| 準優勝 | 平野　義光 | ・ | 柳瀬　祐里 | （乗務支部） |
| ３　位 | 中山　忠晴 | ・ | 森川　誉大 | （技術支部） |

## Ｂクラス（１０組、２０人）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 優　勝 | 五嶋　顕治 | ・ | 香西　崚平 | （技術支部） |
| 準優勝 | 渡辺　陽生 | ・ | 水野　陽二郎 | （乗務支部） |
| ３　位 | 平尾　岳洋 | ・ | 内山　陸人 | （駅務支部） |

## 2025年度 第4回社会保障対策部会（持ち回り）

2025年10月31日(金)

【出席者】
藤野（石屋川）　高石（中央）　福原（車両）　谷（高速乗務）
清水（高速駅務）　田中（高速技術）　平野（本局）　坂倉・佐藤（本部）
－敬称略－

## 自治労兵庫県本部囲碁・将棋大会について

今年度の自治労兵庫県本部囲碁・将棋大会が、12月6日(土)に『ひょうご共済会館』で開催されますので、参加を希望される方は11月18日までに、組合本部までエントリー票の提出をお願い致します。

1．日時　　2025年12月6日（土）9：00受付　9：30開会式

2．場所　　ひょうご共済会館

※ 詳細は別紙に記載しておりますので、各支部の参加者の募集を宜しくお願い致します。

以上

# 2025年度　第3回教宣部会　（持ち回り）

2025年11月4日（火）

◆参加者

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （石屋川） | 藤野　司 | （中央） | 髙石　大輔 | （車両） | 福原　直斗 |
| （本局） | 山本　裕二 | （乗務） | 里岡　誠一 | （駅務） | 清水　龍太 |
| （技術） | 松本　嵐士 | （本部） | 佐藤 秀樹 | （本部） | 平尾　岳洋 |

【議　題】

1.機関紙「神交」2026年1月1日号（新年号）の作成と各支部職場新聞新年号の作成について

①赤ちゃん紹介について

・対象は、2024年12月から2025年11月中に生まれた組合員の子供とします。

・名前（ふりがな）、組合員の名前、続柄（長男・長女等）、生年月日、写真及び簡単なコメントを提出していただきます。

・希望者が多くなった場合は、紙面の都合で内容を調整することもありますが、その場合でも、希望者全員の写真・コメントを掲載することとします。

②各支部の新年に向けた取り組みや、抱負等の紹介記事について

・A4サイズの半分から1ページ分を基本に記事の作成をお願いします。

③上記①、②の最終締め切りについては、11月30日（土）とします。庁内メールdeでUSBメモリを送付いただくかe-mailでお願いします。もしくは、11月22日（金）の執行委員会にご持参ください。

e-mail　sato@sinko.or.jp

2．その他

# 本部青年女性委員会第１回幹事会

日　時　２０２５年　８月　２８日（木）１８：３０ ～
場　所　組合本部会議室
参加者　委員長　谷　（乗務）　○
　　副委員長　富田（技術）　○
　　金澤（駅務）　○
　　書記長　川瀧（車両）　○
　　幹事　堀毛（石屋川）　○　徳田（中央）　○
　　馬場園（乗務）　○　山本（技術）　○　山本（本局）○

《報告事項》

１．　第６回ひょうご青年女性大交流会
　　２０２５年６月２１日１３：３０～

２．　２０２５年第３回青年女性地域別交流会
　　２０２５年６月２４日１８：３０～

《協議事項》

１．　今年度の活動内容について

２．　その他

次回幹事会　２０２５年　１０月２２日（水）　１８：３０　～

# 第6回ひょうご青年女性大交流会

日　時　　２０２５年6月２１日　１３：３０～
　　２２日　～１２：００
場　所　　いこいの宿「赤穂ハイツ」
参加者　　山本成、西木、濵田、箕輪（技術）山本裕（本局）、谷（乗務）

開会は県本部青年部書記長の北脇さんから挨拶と全体説明があり、楽しいをメインに交流を深めていきましょうとの話でした。

はじめは、学習会として青年部副部長の須澤さん、常任委員の北山さんからそれぞれ違った視点からの資産を守る、資産形成と運用の講演がありました。その後、6人ほどのグループをつくり、県本部作成の価値観ゲームというのをしました。カードが配られ、自分にとって大切なものを３つ選ぶというゲームでした。それぞれ発表すると違いが浮き彫りになり、大変盛り上がりました。

続いて、別のグループ分けで体力と知力を使いながら９種目行い総合得点を競うゲームを行いました。景品もありチーム内で団結し、白熱した戦いになりました。

夕食交流会をし、１日目は終了しました。

２日目は、囲碁ボールと言い、囲碁とゲートボールを合わせた屋内でできる競技で総当たり戦を行い、交流を深めました。

イベントごとにグループやチームが変わり、多くの方と交流ができ、楽しい２日間を過ごすことができました。





# 2025年度　青年女性第３回地域別交流会

日　時　　２０２５年6月２４日　１８：３０～
場　所　　中央区文化センター
参加者　　山本成（技術）金澤、藤山（駅務）、谷（乗務）

開会は神戸市職の早川さんから現状の課題解決に向けて問題を共有し解決していこうとありました。

今回は事前アンケートの配布があり、それにそって各単組の紹介と現状課題についての説明がありました。人員確保・職場改善として残業、休日出勤の発生数や異常発生時の対応、年休取得数などが項目にありました。

意見として多かったのは人材不足でした。中でも育休等休職者の補填がなく少数で業務にあたることがほとんどでそのサイクルが常態化しているとの話がありました。ほかに技術部門では、若手が入ってこず業務、技術の継承ができず困っているとの話もありました。

最後に単組での新規採用者への組合加入の取り組みについて意見交換をし、終了しました。

# 本部青年女性委員会第２回幹事会

日　時　２０２５年　１０月　２２日（水）１８：３０ ～
場　所　組合本部会議室
参加者　委員長　　谷　（乗務）　○
　　副委員長　富田（技術）　○
　　金澤（駅務）　○
　　書記長　　川瀧（車両）　○
　　幹事　　堀毛（石屋川）　○　徳田（中央）　○
　　馬場園（乗務）　○　山本（技術）　○　　山本（本局）○

《報告事項》

１．　自治労兵庫県本部神戸ブロック青年・女性部学習会
　　北野会館　８月９日(土)　１４：３０～

２．　自治労兵庫県本部青年部定期総会
　　ひょうご共済会館　９月２７日(土)　１４：００～

《協議事項》

１．　今年度活動内容(イベント等)詳細決め

２．　青年女性組合員にむけての勉強会開催について

３．　ハラスメント事案発生と対応について

次回幹事会　２０２５年　　月　　日（　　）　１８：３０　～

# 自治労兵庫県本部
# 神戸ブロック青年・女性部学習会

日　時　　２０２５年　８月　９日　１４：３０～
場　所　　神戸市北野会館
参加者　　馬場園、谷（乗務）

はじめに神戸市職の早川委員より開会のあいさつがありました。続いて神戸ブロック議長の奥議長に挨拶していただき、学習会がスタートしました。

講演として神戸市職・北川委員長からは人事院勧告に伴う確定闘争について、神戸ブロック・北池事務局長から阪神淡路大震災から３０年経過ということで当時の組合の活動状況とまたその取り組みについてそれぞれご講演頂きました。

難しい内容にも関わらず、わかりやすい資料、スライド用意していただき、理解することができました。同じ公務員でも人事院勧告が出てそこから各単組、組織の交渉の仕方で賃金が決まっている、また労働条件についても交渉していくことが大切だと思った。

これから来るであろう自然災害においても職場内でのマニュアル作成、シミュレーション等連携が取れる状況を作っておくことを改めて大切に感じたと意見がありました。

その後、北野会館で懇親会をおこない交流を深め、学習会は終了しました。



# 自治労兵庫県本部
# 青年部第29回定期総会

日　時　　２０２５年　９月２７日　１４：００～
場　所　　ひょうご共済会館
参加者　　谷（乗務）、金澤（駅務）

はじめに主催者を代表し今村青年部長からあいさつがありその後、来賓として山下県本部執行委員長からのあいさつがあり開会しました。

２０２５年度活動経過報告が各専門部から報告があり、質疑については本部で答弁し承認されました。その後、２０２６年活動方針(案)が提案されましたが全会一致で承認されました。最後に役員改選がありましたが、今村青年部長が続投し、頑張ろう三唱で閉会しました。



# 神戸交通労働組合　80周年特別版新年お年玉プレゼント（案）

昨年度に引き続き、少しでも組合員の皆様に楽しんでいただけるよう、新年お年玉プレゼントを実施いたします。

また今回は 80 周年特別企画とし、当選本数を大幅にアップしての開催とします。

「参加資格」

神戸交通労働組合に加入している全組合員

「予算」

**約 35 万円**（政策闘争費の組織強化費から支出）**→昨年より 10 万円増**

「参加方法」

神戸交通労働組合公式ホームページの応募フォームに必要項目を入力の上、ご応募ください。

「応募の締切日」

2026 年 1 月 18 日（日）　締め切り

「抽選方法」

1 月 21 日の執行委員会終了後に、特等、1 等、2 等、3 等、4 等のグループごとに抽選を行い、当選者を決定する。

5 等については、各等の抽選で外れた人の中で、各等ごとに 12 名の当選者を決定する。

「当選者発表」

機関紙「神交」または神交ニュースに掲載。

「景品」

特等　5万円程度の商品　1名　50000円

①象印 レンジ エブリノ ES-Gw26　48000

②ダイソン HOT＋COOL ファンヒーター　HF1　55000

③パナソニック ナノケア アルティメイト EH-NC50　55000

④象印　豪熱大火力　NW-WB10 - BZ　50000

1等　3万円程度の商品　2名　60000円

①ダイソン掃除機 micro-origin-sv33ffor　33000

②パナソニックドライヤー ナノケア EH-NAOJ　35000

③Yogibo Max　32890

④象印　豪熱大火力　NW-YB10　32000

2等　2万円程度の商品　3名　60000円

①任天堂スイッチライト　22000

②シャープ加湿空気清浄機 kc-s50　22000

③エアウィーブピロースタンダード　22000

④パナソニック ジェットウォッシャー ドルツ EW-DJ75-W　19000

3等　1万円程度の商品　4名　40000円

①お米 10キロ 10000円相当　10000

②アラジン グラファイトヒーター 遠赤外線 コンパクト AEH-G408N　10000

③アラジン グラファイトトースター 2枚焼き AET-GS13C　12000

④ビール 500ml 24缶 2ケース　12000

【Aアサヒスーパードライ・Bキリン一番搾り・Cサッポロ黒ラベルより選択】

4等　5千円程度の商品　16名　80000円

①ジェフグルメカード 5000円分　5000

②お米 5　キロ 5000円相当　5000

③洋菓子セット 5000円相当　5000

④ビール 500ml 24缶 1ケース　6000

【Aアサヒスーパードライ・Bキリン一番搾り・Cサッポロ黒ラベルより選択】

5等　1000円のクオカード　60名　60000円

・クオカード　1000×60

＊ 当選確率は約 1/9

## 組合加入について

１．第 17 回執行委員会確認（2025 年 11 月 5 日）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 高速技術支部 | 俊成 | 紘輝 | 保線区 |

２．第 20 回執行委員会確認（2025 年 12 月 11 日）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 中央自動車支部 | 有馬 | 幹人 | 中央営業所　乗合自動車運転士 |
| 中央自動車支部 | 堀岡 | 裕誉 | 中央営業所　乗合自動車運転士 |

## 年末カンパの取り組みについて

組合は、2025 年 11 月 21 日の第 19 回執行委員会において、年末カンパとして、兵庫障害者連絡協議会カンパ、いかり共同作業所カンパ、児童施設カンパを合わせて、12 月末・本部集約で取り組むことを協議確認しました。

# その他

**神戸市長選挙結果について**

告示　１０月１２日　　投票　１０月２６日

有権者数　１，２２０，９８１人

投票率　　３６．９６％

**当選　久元　喜造　　２７５，２７３票（６１．７％）**

公明党推薦、

自民党・立憲民主党・国民民主党の各県連推薦

五島　だいすけ　１１９，０１４票（２６．７％）元市議

岡崎　ふみのり　　３０，５７２票（　６．９％）共産推薦

きじま　ひろつぐ　２１，１７８票（　４．７％）

記者資料提供（2025年10月21日）
神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課　田中・酒井
TEL：078-984-0162　FAX：078-984-0206

# 「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーンの実施

2025年11月1日（土）から全国の鉄道事業者86社局、宇都宮市、（一財）札幌市交通事業振興公社、（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会および（一社）電気通信事業者協会とその加盟社である株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社と共同で、「やめましょう、歩きスマホ。」キャンペーンを実施します。駅施設内等における携帯電話・スマートフォンの「ながら歩き」によるお客さま同士の衝突や線路への転落を防止するため、安全なご利用を促進します。

## １．キャンペーン期間

2025年11月1日（土）～11月30日（日）

## ２．実施事業者

全国の鉄道事業者86社局、宇都宮市、（一財）札幌市交通事業振興公社、
（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会、
（一社）電気通信事業者協会、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、
ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

## ３．キャンペーン内容

駅構内および車内へのポスターの掲出（別紙）、車内ディスプレイへの掲載等
※社局等により実施内容は一部異なる場合があります。

## ４．参考

（１）本件プレスリリースの届け先
○ときわクラブ　○丸の内記者クラブ　○JR記者クラブ　○国土交通記者会
○総務省記者クラブ　○北海道運輸・航空記者クラブ　○都庁記者クラブ
○川崎市政第一記者クラブ　○飯田市政記者クラブ　○静岡社会部記者クラブ
○名古屋市政記者クラブ　○東海交通研究会　○三重県政記者クラブ
○神戸市政記者クラブ　○青灯クラブ　○近畿電鉄記者クラブ
○福岡金融・経済記者クラブ　○四国交通記者クラブ　○九州JR記者クラブ

KOBE
もっと話そう「神戸」のこと

記者資料提供（2025年11月7日）
交通局自動車部市バス運輸サービス課　垣内・武藤
TEL：078-984-0149　FAX：078-984-0205

いつも移動に感動を
神戸市交通局

# 神戸市バスの未来を考える市民フォーラム「もっと話そう、神戸市バスのこと」を開催します

神戸市バスは、市民の皆さんの大切な「足」として、長年神戸のまちを支えてきました。一方で、少子高齢化による利用者減少や燃料費・物価高騰など、厳しい経営状況に直面しています。

本フォーラムでは、神戸市バスが抱える現状の問題点を皆さまと共有し、他都市の先進事例や学術的な研究成果を参考にしながら、これからの神戸市バスが目指すべき姿について、市民の皆さまと共に考えてまいりたいと思います。

日頃から市バスをご利用されている方、将来の神戸の交通に関心がある方など、どなたでもぜひご参加ください。

## １．日　時

2025年12月７日（日曜）　15:00～17:00（受付開始14:30）

## ２．場　所

スペースアルファ三宮 中会議室
（神戸市中央区三宮町１丁目9-1センタープラザ6階）

## ３．プログラム

○第１部：神戸市バスの現状・課題について
　セッション１：神戸市交通局からの報告

○第２部：課題解決に向けた事例研究
　セッション２：他都市における先進事例の紹介
　　児玉 宜治（京都市交通局 自動車部長）

　セッション３：学術研究の成果
　　角田 侑史（神戸大学大学院 准教授）及び学生

○第３部：パネルディスカッション
　パネリスト
　　神戸大学・兵庫県立大学・流通科学大学の学生の皆さま
　　角田 侑史（神戸大学大学院 准教授）
　　兒山 真也（兵庫県立大学 教授）

長谷川 哲郎（流通科学大学 准教授）
児玉 宜治（京都市交通局 自動車部長）
児玉 健（神戸市交通局 副局長）
モデレーター
辻堂 史子（株式会社ティデザイン 代表取締役）

**４．参加申し込み**

（１）申込方法

おでかけKOBE申込フォームより申し込んでください。
https://event.city.kobe.lg.jp/event/5fAy6ZieCzbuLZVoVEod

（２）定員

80人（先着順）

（３）参加費

無料

（４）申込締切

2025年12月3日（水曜）
※定員になり次第、受付を終了します。

（５）その他

・参加者全員に市バスオリジナルグッズをプレゼントします。
・申込時に、フォーラムで取り上げてほしい、普段市バスをご利用の際に感じているご意見やご質問をあわせて募集します。

**５．主催**

神戸市交通局

**６．問い合わせ先**

メールアドレス：bus_keikaku@city.kobe.lg.jp

≪参考≫

・神戸市バスフォーラムチラシ

R6

記者資料提供(2025 年 11 月 7 日)
交通局営業推進課　横田、岩田
TEL:078-984-0129（内線:959-6045 FAX:078-984-0203）

# 「交通フェスティバル 2025 in 名谷車両基地」開催！

交通局では、昨年に引き続き、「交通フェスティバル in 名谷車両基地」を、12 月 14 日(日)に開催します。普段は一般の方が立ち入ることのできない名谷車両基地を公開し、市バス・地下鉄により親しんでいただくことを目的としています。

今回は、市バスのほか、尼崎交通事業振興・淡路交通・神戸フェリーバス・山陽バス・商船三井さんふらわあ・神姫バス・本四海峡バスのバス車両展示も行います。ぜひ、ご参加ください。

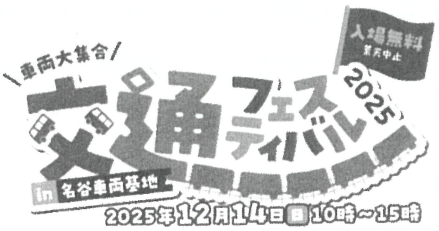


## 1. 開催概要

(1)開催日時 2025 年 12 月 14 日(日)10 時～15 時まで(雨天決行・荒天中止)

(2)開催場所 神戸市交通局名谷車両基地(須磨区西落合2-3-1)

※ 地下鉄西神・山手線「名谷駅」より市バス 76 系統に乗車し、「神戸医療センター下」停留所より徒歩約5分

※ 近隣に駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

(3)入場料　無料 ※事前申し込み不要

## 2. コンテンツ内容

- 車両前面カットモデル展示(地下鉄 2000 形・3000 形・7000 系)
- バス大集合(神戸市バス・尼崎交通事業振興・淡路交通・神戸フェリーバス・山陽バス・商船三井さんふらわあ・神姫バス・本四海峡バス)
- 駄菓子屋レトロバス(ボンネットバス)
- 地下鉄車両洗浄(車両洗浄機通過)体験
- 市電庫見学・地下鉄車両工場見学
- 保守車両展示(モーターカーなど)
- レールトイ展示[ぷらいむ]
- 鉄道・バスグッズ販売 ※部品販売はありません。
  [尼崎交通事業振興、淡路交通、イケダモデリング、近畿日本鉄道、神戸市交通局、神戸新交通、神戸電鉄、山陽電車、山陽バス、商船三井さんふらわあ、神姫バス、新陽社、スルッと KANSAI、阪神電車、本四海峡バス、松本商事、レールクラフト阿波座]
- コラボ商品販売[ウミキリン、くまちゃんのみせ、幻視工房、SANSAI、サンワード]
- 駅弁販売[淡路屋]
- キッチンカー
- 阪神・淡路大震災 30 年 特別展
- チョークアート ※天候により、中止になる場合があります。

※イベント詳細については、「おでかけ KOBE」、「沿線 NAVI ホームページ」でご確認ください。
https://event.city.kobe.lg.jp/event/Pbq820f07yutnv1LfQCi

https://kotsu.city.kobe.lg.jp/ensen-navi/leisure-festival/kotsufestival2025/

記者資料提供（2025年11月20日）
神戸市交通局高速鉄道部運輸課　橋本・勝
TEL：078-791-1465　　FAX：078-794-5971

# 神戸市営地下鉄における
# 駅務機器遠隔システム整備事業に係る受託事業者の決定

交通局では、このたび、神戸市営地下鉄において駅務機器遠隔システムを導入するにあたり、駅務機器遠隔システム整備事業の受託事業者を、総合評価落札方式において選定しました。

記

**１．応募事業者**
３者

**２．事業の対象施設**
神戸市営地下鉄　西神・山手線及び海岸線　全 26 駅
名谷業務ビル
三宮駅定期券発売所
御崎Ｕビル

**３．委託期間**
契約締結日の翌日から 2028 年３月 31 日まで

**４．受託事業者の選定**
受託事業者の選定にあたっては、価格と事業者からの提案（提案者について・基本方針・設計要件・非機能要件・構築要件・運用保守要件・追加提案）の２つの項目を評価基準に基づき提案内容を審査し、総合評価の上選定しました。提案内容の評価にあたっては、神戸市営地下鉄における駅務機器遠隔システム整備事業評価委員会を設置し、評価における客観性・適正性を確保しました。

**５．受託事業者の選定結果**
受託事業者：株式会社東芝

| 合計点 | 受託者 | 次点 |
|---|---|---|
| 3,760 点 | 2,910.26 点 | 2,646.3 点 |

## ６．選定までのスケジュール

| 日　　程 | 内　　容 |
|---|---|
| 2025 年７月９日(水) | 入札の公告及び入札説明書等の公表 |
| ７月９日(水)～７月 15 日(火) | 現地見学会参加登録 |
| ７月 17 日(木)、18 日（金） | 現地見学会 |
| ７月９日(水)～７月 23 日(水) | 入札説明書等に関する質問等の受付 |
| ８月１日(金) | 入札説明書等に関する質問等に対する回答 |
| ８月４日(月)～８月７日(木) | 参加表明書等の受付 |
| ８月８日(金) | 入札参加資格審査結果の通知 |
| 10 月 20 日(月)～10 月 24 日(金) | 入札書等及び事業提案書類等の受付 |
| 11 月５日（水）まで | 提案書に関する質問の送付 |
| 11 月５日(水)～11 月 12 日(水) | 提案書に関する質問に対する回答 |
| 11 月 17 日（月） | 評価委員会・審査 |
| 11 月中旬 | 落札者の決定 |
| 11 月下旬 | 契約締結 |

## ７．今後の予定

受託事業者と協議し、契約を締結します。

記者資料提供（2025 年 12 月４日）
神戸市交通局経営企画課　戸田・小山
TEL：078-984-0111　　FAX：078-984-0201

# 交通局職員の制服リニューアル等業務の委託事業者の募集

神戸市交通局では、安全運行、接客業務に集中できる環境を整えることを目的に、現行の制服よりも機能性に優れ、着用によるストレスを軽減させることのできる制服へと見直しを行うため、新たな制服の企画・製造・納品等を行う委託事業者を募集します。

## １．委託契約期間及び委託金額（上限）

（1）期間：2026 年４月１日から 2032 年３月 31 日まで
（2）金額：85,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

## ２．応募書類等の配布開始・配布方法

（1）開始日：2025 年 12 月４日
（2）配布方法：神戸市ホームページからダウンロード
（URL）https://kotsu.city.kobe.lg.jp/news/contract/proposal/seihukurenewal/

## ３．主なスケジュール（予定）

（1）実施要領等の配布開始：2025 年 12 月４日（木曜）
（2）参加申請書類・質問書の提出期限：2025 年 12 月 22 日（月曜）
（3）企画提案書類の提出期限：2026 年１月 23 日（金曜）
（4）選定委員会（プレゼンテーション審査）：2026 年１月 30 日（金曜）
（5）選定結果通知：2026 年２月上旬
（6）契約締結・事業開始：2026 年４月１日（水曜）

## ４．選定方法

提出された企画提案書等をもとに、事業遂行能力、企画提案の内容等を精査するとともに、事業者によるプレゼンテーションにより、総合的に評価し、委託予定事業者を選定。

## ５．その他

本業務の契約締結は、2026 年度の自動車事業会計予算および高速鉄道事業会計予算の成立を前提とする。

記者資料提供（2025 年 12 月 5 日）
神戸市交通局営業推進課　寺前・高見
TEL：078-984-0122（内線 959-6046）　　FAX：078-984-0203

# 「神戸市営地下鉄駅構内等飲料自動販売機」設置事業者の募集

神戸市交通局は、収益力強化とお客様の利便性向上を目的に、神戸市営地下鉄駅構内等において飲料自動販売機を設置・運営する事業者（以下、「設置事業者」という。）を募集します。

1. 募集概要

設置場所：神戸市営地下鉄駅構内等 169 か所（12 グループ）
使用形態：行政財産使用許可
使用料　：①固定使用料　グループ毎に設定された最低使用料以上
　　②歩合使用料　売上額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の 27%
　　③電気使用料　1 台あたり 4,100 円/月（税抜）　※年に 1 度改定あり
期間　　：2026 年 4 月 1 日(水曜)から 2031 年 3 月 31 日(月曜)

2. 主なスケジュール

| | |
|---|---|
| 募集要項配布（交通局ＨＰ） | 2025 年 12 月 5 日(金曜) |
| 質疑の受付 | 2025 年 12 月 19 日(金曜)17 時必着 |
| 質問に対する回答 | 2025 年 12 月 25 日(木曜)頃予定 |
| 参加申込受付 | 2026 年 1 月 14 日(水曜)17 時必着 |
| 応募受付 | 2026 年 1 月 30 日(金曜)～2 月 6 日(金曜)17 時必着 |
| 開札・事業者決定 | 2026 年 2 月 13 日(金曜)午後予定 |

3. 募集要項

神戸市交通局ホームページからご確認ください。
https://kotsu.city.kobe.lg.jp/news/tax/contract/proposal/

記者資料提供（2025 年 12 月５日）
神戸市交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課　田中・八尾
TEL：078-984-0162　FAX：078-984-0206

# 2026 年（令和８年）１月５日（月曜）より
# 神戸市営地下鉄西神・山手線でワンマン運転を開始します

神戸市営地下鉄西神・山手線におきまして、2026 年（令和８年）１月５日（月曜）より、将来的な乗務員不足への対応と、限られた経営資源の有効活用を目的として、ワンマン運転を開始いたします。なお、安全性の確保・向上のための取り組みとして、ホームドアやワンマン運転に対応する各種設備を導入しております。

## １．開始日

2026 年（令和８年）１月５日（月曜）始発より

## ２．実施区間

神戸市営地下鉄西神・山手線（全線・全列車）
※北神線および海岸線では、既にワンマン運転を実施しています。

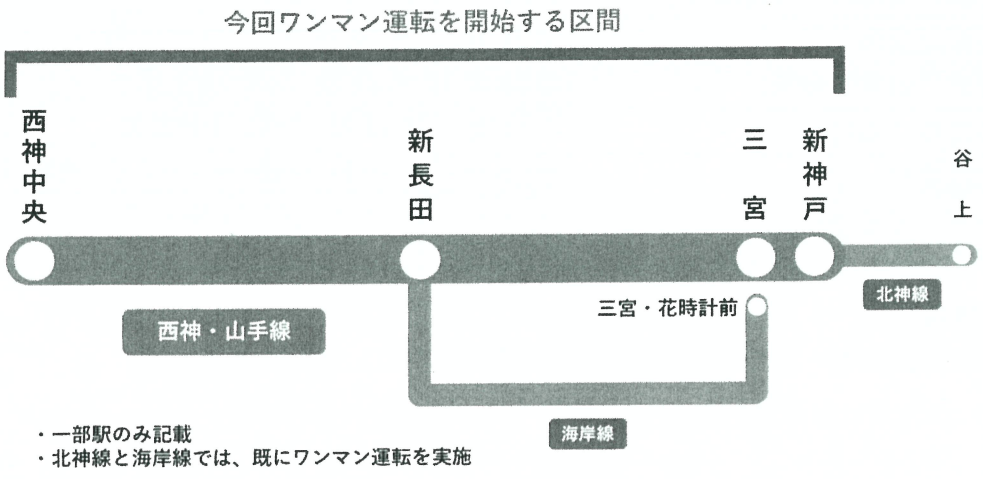


## ３．安全性の確保・向上のための取り組み

### （１）ホームドアの設置

西神・山手線および北神線では、全駅でホームドアの設置が完了しており、お客さまが軌道に転落したり、列車と接触したりする事故を防止しています。なお、海岸線においてもホームドアの設置を進めています（2028 年度完了予定）。

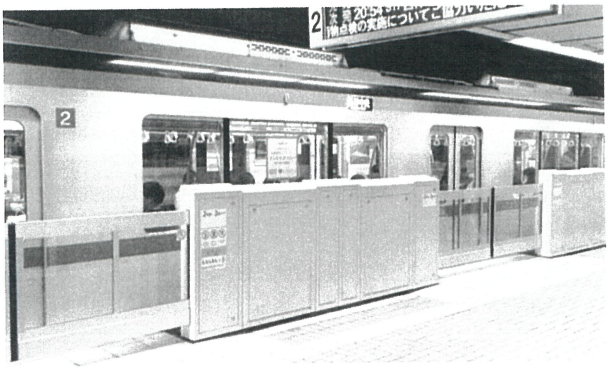

（２）車内非常通報への運転指令所からの応答

車内に設置している非常通報装置にてお客さまから通報があった場合に、乗務員に加えて、運転指令所の係員からも応答・通話ができるようにすることで、迅速な対応を可能にしています。

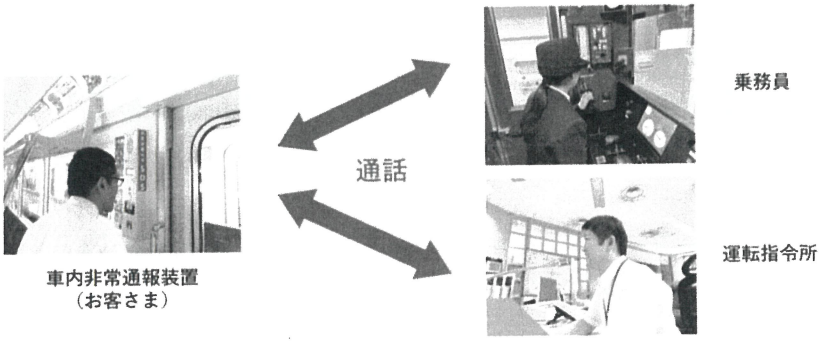


（３）運転指令所からの車内放送

運転指令所から車内へ放送することを可能にし、トラブル発生時など、乗務員が乗務員室から離れて対応を行っている場合であっても、車内のお客さまへ迅速・適切なご案内ができるようにしています。

（４）運転士用 ITV モニタ（ホーム監視モニタ）の設置

運転士が、ホーム上のお客さまの動向などを確認しながら、安全に扉を閉められるよう、各駅のホームに運転士用の ITV モニタを設置しています。

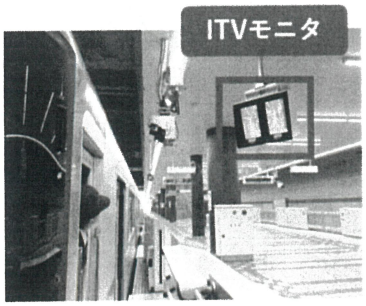




表示画面（イメージ）

4．その他

ワンマン運転の開始に伴うダイヤ（列車時刻）の変更はありません。

以上